

〔 6 農 産 第 3345 号
令和 7 年 1 月 16 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 令和 8 年 1 月 7 日 7 農産第3428号
改正 令和 8 年 4 月 7 日 7 農産第4661号
改正 令和 8 年 8 月 28 日 8 農産第2252号

(趣旨)

第1 我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年における世界の食料需給の変動や農業従事者の減少、耕作放棄地の増加に対応し、農産物の供給能力の維持や生産体制を一層強化することが早急に必要である。

このため、令和 6 年 5 月 29 日に改正法が成立した食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）に基づき、今後、食料安全保障の強化や、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興等の政策分野について新たな食料・農業・農村基本計画を策定することとしており、同計画に基づく、生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援する。

(通則)

第2 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、第1の趣旨を踏まえ、第1号、第4号及び第5号に掲げる事業（以下「都道府県整備事業」という。）に要する経費を都道府県に交付し、第2号及び第3号に掲げる事業（以下「直接採択事業」という。）に要する経費を直接採択事業の交付を受ける者（以下「直接採択事業者」という。）に交付するものとする。

- (1) 共同利用施設の再編集約・合理化（都道府県整備事業）
- (2) 共同利用施設の再編集約・合理化（麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化）
（直接採択事業）（以下「麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化」という。）
- (3) 共同利用施設の再編集約・合理化（砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化）
（直接採択事業）（以下「砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化」という。）
- (4) 再編集約・合理化の更なる加速化（都道府県整備事業）
- (5) 被災した共同利用施設の再編集約・合理化（都道府県整備事業）

(事業の内容等)

第4 都道府県整備事業及び直接採択事業（以下「補助事業」という。）の事業内容、取組主体、採択要件及び補助率についてはそれぞれ別表1に掲げるとおとする。このほか、補助事業は別記1から5までに定める基準を満たしていなければならないものとする。

ただし、災害等緊急的に対応する必要がある事案が生じた場合、別表1に定めるもののほか、緊急に別記5に定める事業を実施することができるものとする。2 取組主体は、補助事業を実施するに当たっては、過剰とみられるような共同利用施設の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第5 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(申請手続)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、都道府県整備事業にあつては別記様式第1号ー1、直接採択事業にあつては別記様式第1号ー2による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表2の経費の欄に掲げる事業ごとに、それぞれ対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（申請先が大臣の場合にあつては、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。））が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第8 交付決定者は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業を実施する都道府県知事又は直接採択事業者（以下「都道府県知事等」という。）に対しその旨を通知するものとする。

2 第6第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第9 都道府県知事等は、第6第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第8第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第10 直接採択事業者は、直接採択事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。

2 直接採択事業者は、直接採択事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、直接採択事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 3 直接採択事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

- 第11 直接採択事業者は、第8第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第12 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ都道府県整備事業にあっては別記様式第3号－1、直接採択事業にあっては別記様式第3号－2による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。
- （1）補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除き補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除く。
 - （3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 都道府県知事等は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
- 3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

- 第13 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更欄に掲げるもの以外とする。

（事業遅延の届出）

- 第14 都道府県知事等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに都道府県整備事業にあっては別記様式第4号－1、直接採択事業にあっては別記様式第4号－2により事業遅延届を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

- 第15 都道府県知事等は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、都道府県整備事業にあっては別記様式第5号－1、直接採択事業にあっては別記様式第5号－2により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、都道府県整備事業にあっては別記様式第6号－1、直接採択事業にあっては別記様式第6号－2により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項の規定による報告のほか、交付決定者は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

- 第16 都道府県知事等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、都道府県整備事業にあっては別記様式第6号－1、直接採択事業にあっては別記様式第6号－2による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合において、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

第 17 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、都道府県整備事業にあつては別記様式第 7 号－1、直接採択事業にあつては別記様式第 7 号－2 のとおりとし、都道府県知事等は、補助事業が完了したとき（第 12 第 1 項の規定による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事等は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに都道府県整備事業は別記様式第 8 号－1、直接採択事業は別記様式第 8 号－2 により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 3 第 6 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第 6 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を都道府県整備事業にあつては別記様式第 9 号－1、直接採択事業にあつては別記様式第 9 号－2 の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 18 交付決定者は、第 17 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

- 2 交付決定者は、都道府県知事等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第 19 都道府県知事等は、第 18 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があつたこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 17 第 1 項の規定に準じて提出するものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 18 第 1 項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

- 3 第 18 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第 20 交付決定者は、第 12 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 8 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事等が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 18 第 3 項の規定を準用（括弧書きを除く。）する。

（財産の管理等）

- 第 21 都道府県知事等は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第 22 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のソフトウェアとする。
- 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 都道府県知事等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 6 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 8 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 6 第 4 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第 23 直接採択事業者は、直接採択事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第 24 都道府県知事等は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 都道府県知事等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前 3 項及び第 25 の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第 25 都道府県知事等(地方公共団体に限る。)は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 11 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 26 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第 12 から第 15 まで、第 17、第 19 第 1 項、第 20、第 21、第 24 及び第 25 (第 25 は間接補助事業者が地方公共団体の場合に限る。)の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、都道府県知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接補助金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号の規定による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

- 3 都道府県知事は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第8第1項の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。
- 5 都道府県知事は、第1項第3号の規定により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

- 第27 都道府県知事等が行う事業実施状況の報告については、別記1から5までにより行うものとする。

(事業の評価)

- 第28 都道府県知事等が行う補助事業の評価の報告については、別記1から5までにより行うものとする。

(指導等)

- 第29 国及び都道府県知事が行う指導等については、別記1から5までにより行うものとする。

(委任)

- 第30 補助事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

(その他)

- 第31 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月16日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和8年1月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。

ただし、改正前の要綱第3の(2)の再編集約・合理化の更なる加速化については、改正後の要綱別記4の規定によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和8年8月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。

別表 1 (第 4 関係)

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 共同利用施設の再編集約・合理化 別記 1 に定める以下の施設の整備等の取組について支援する。 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理加工施設 ス バイオディーゼル燃料製造供給施設 セ 農業廃棄物処理施設	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者の組織する団体（別記 1 に定めるものをいう。） (4) 公社 （地方公共団体が出資している法人をいう。） (5) 土地改良区 (6) 消費者団体及び市場関係者（別記 1 に定めるものをいう。） ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限るものとする。 (7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合（別記 1 に定めるものをいう。） (8) 食品事業者 以下のアからエまでのいずれかの場合に限るものとする。 ア 米粉製品、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合 エ 国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制の構築を目的とする事	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が、5 名以上であること。 (2) 別記 1 に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記 1 に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 修繕・更新に係る積立計画を策定していること。 (5) 原則として、総事業費が 5 千万円以上であること。	事業費の 1 / 2 以内（ただし、別記 1 に定める場合には、別記 1 に定める補助率以内）とする。

	業者が集出荷貯蔵施設のうちストックセンターを整備する場合 (9) 民間事業者（別記 1 に定めるものをいう。） ただし、別記 1 の第 3 の 4 の（１）のエの農産物の輸出を行う場合に限る。 (10) 中間事業者（別記 1 に定めるものをいう。） ただし、国産原材料サプライチェーンを行う場合の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設及び種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。 (11) 流通業者（別記 1 に定めるものをいう。） ただし、麦類・豆類、果樹及び野菜の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。 (12) 特認団体（別記 1 に定めるものをいう。） (13) コンソーシアム（別記 1 に定めるものをいう。）		
2 麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化 別記 2 に定める以下の施設の整備等の取組について支援する。 ア 穀類乾燥調製貯蔵施設 イ 集出荷貯蔵施設	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者の組織する団体（別記 2 に定めるものをいう。） (4) 公社 （地方公共団体が出資している法人をいう。） (5) 土地改良区 (6) 事業協同組合連合会及び事業協同組合（別記 2 に定めるものをいう。） (7) 食品事業者 以下の場合に限るものとする。 国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制の構築を目的とする事業者が集出荷貯蔵施設を整備する場合	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が、5 名以上であること。 (2) 別記 2 に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記 2 に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 修繕・更新に係る積立計画を策定していること。 (5) 原則として、総事業費が 5 千万円以上であること。	事業費の 1 / 2 以内

	(8) 中間事業者(別記2に定めるものをいう。) 国産原材料サプライチェーンの取組を行う場合に限るものとする。 (9) 流通業者(別記2に定めるものをいう。) 集出荷貯蔵施設に限るものとする。 (10) 特認団体(別記2に定めるものをいう。) (11) コンソーシアム(別記2に定めるものをいう。)	と。	
3 砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化 別記3に定める以下の施設の整備等の取組について支援する。 ア 精製糖工場等 イ 国内産いもでん粉工場 ウ 製粉工場等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) アについては、精製糖企業、製糖企業、化工でん粉製造企業、糖化製品製造企業 (2) イについては、農業協同組合連合会、農業協同組合、ばれいしょでん粉製造企業、かんしょでん粉製造企業、廃棄施設協議会(別記3に定めるものをいう。) (3) ウについては、製粉企業、精麦企業、麦茶製造企業(別記3に定めるものをいう。)	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記3に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 修繕・更新に係る積立計画を策定していること。 (3) 原則として、総事業費が5千万円以上であること。	事業費の1/2以内
4 再編集約・合理化の更なる加速化 都道府県若しくは市町村又はその両方が1の取組の補助対象経費の一部を負担する取組について支援する。	取組主体は、1の取組主体と同様とする。	1の取組について都道府県若しくは市町村又はその両方が一部を負担すること。	補助率は、1の取組の補助対象経費のうち都道府県若しくは市町村又はその両方が負担する額の1/2以内とする(ただし、1の取組の国庫補助金額の1/10又は1/6を補助上限とする。)

別表 2 (第 5 及び第 13 関係)

区 分	経 費	補助率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の 変更	事業内容の変更
I 都道府 県整備事 業 (新基本計 画実装・農 業構造転 換支援整 備費補助 金)	1 事業費 (1) 共同利用施設の再 編集約・合理化に要 する経費	1/2 以内 (ただ し、別記 1 に定 める場合にあつ ては、別記 1 に 定める補助率と する。)	北海道にあって は北海道農政事 務所長、沖縄県 にあっては内閣 府沖縄総合事務 局長、その他の 都府県にあって は当該都府県の 区域を管轄する 地方農政局長 (以下「地方農 政局長等」とい う。)	1 経 費 の 欄 に 掲 げ る I の 1 及 び I の 2 の 相 互 間 に お け る 経 費 の 増 減	1 取組主体の名 称の変更 2 事業の中止又 は廃止 3 経費の欄に掲 げる I の 1 及び I の 2 のそれぞ れの経費の事業 費の 30%を超え る増又は国庫補 助金の増
	(2) 再編集約・合理化 の更なる加速化に要 する経費	1/2 以内		2 補 助 率 が 異 なる 経 費 ご と の 相 互 間 に お け る 経 費 の 増 減	4 経費の欄に掲 げる I の 1 及び I の 2 のそれぞ れの経費の事業 費又は国庫補助 金の 30%を超え る減
II 直接採 択事業 (新基本計 画実装・農 業構造転 換支援整 備費補助 金)	2 附帯事務費 I の 1 の経費に係る 事業の実施に関し、都 道府県事業計画の承認 及び事業の推進に必要な 事務並びに指導監督 及び調査検討を行うの に要する経費	1/2 以内			
	1 事業費 (1) 麦・大豆ストック センターの再編 集約・合理化に要 する経費	1/2 以内	地方農政局長等	同 一 の 施 設 及 び 設 備 の 設 計 単 位 ご と に 次 に 掲 げ る 変 更 又 は 国 庫 補 助 金 の 増	1 取組主体の名 称の変更 2 事業の中止又 は廃止 3 事業費の 30% を超える増又は 国庫補助金の増
	(2) 砂糖類・製粉等 加工施設の再編集 約・合理化に要す る経費	1/2 以内	農林水産大臣	(1) 事業費 又は国庫補助 金のそれぞれの経 費の相互間にお ける 30%を超え る増減	4 事業費又は国 庫補助金の 30% を超える減 5 施設及び設備 の変更

				(2) 工事雑 費以外の経 費から工事 雑費への流 用	
--	--	--	--	---	--

別記様式第1号－1（第6関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第6の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

（1）

区 分	補助率	間接補助事業に 要する経費 （A）	負 担 区 分			備 考
			国庫補助金 （B）	都道府県 （C）	その他 （D）	
共同利用施設の再 編集約・合理化		円	円	円	円	
附帯事務費						
合 計						

（2）（1）の「共同利用施設の再編集約・合理化」の区分に加え、以下の区分を申請する場合

区 分	補助率	補助事業に 要する経費 （E）	負 担 区 分			備 考
			国庫補助金 （F）	都道府県 （G）	市町村 （H）	
再編集約・合理化 の更なる加速化		円	円	円	円	
合 計						

（注）1 補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
2 （E）については、（1）区分「共同利用施設の再編集約・合理化」の間接補助事業に要する経費（A）のうち別記4の第2の5の（1）の

再編集約・合理化の更なる加速化の場合は補助対象経費の1/10、別記4の第2の5の(2)の再編集約・合理化の更なる加速化の強化の場合は補助対象経費の1/6を上限とすること。

3 (2)の事業を実施する場合、(2)の経費の負担区分は(1)のその他(D)に包含して記載することとし、都道府県(C)の負担区分は(G)又は(H)で負担する額以外について記載すること。

4 (1)の備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- (1) 補助金交付規程又は要綱
- (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (3) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 別記1の第4の2の(1)の規定による妥当性協議終了時の事業内容から変更がある場合には、妥当性協議終了時の計画書の変更箇所を加筆修正(変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載)した該当資料ページを添付して提出すること。
- 2 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。
- 3 5の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第1号-2（第6関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（〇〇（注1））交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第6の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (B)	その他 (C)	
麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化 又は 砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化	円	円	円	
合 計				

（注）備考欄には、減額した消費税仕入控除税額を「減額した金額〇〇〇円」と記入すること。同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
☐ 免税事業者
☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
☐ 地方公共団体の一般会計
☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5％超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

- 5 添付書類
 - （1）事業実施計画書
 - （2）外部へ委託する場合は、その委託契約書案

(3) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 ○○については、区分のいずれかを記載すること。
- 2 別記2の第4の1規定による妥当性協議終了時の事業内容から変更がある場合には、妥当性協議終了時の計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 別記3の第3の4の規定により応募した取組実施計画の事業内容から変更がある場合には、変更前後を容易に比較対照できるよう加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
- 4 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあつては省略することができる。
- 5 5の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第10及び第26第2項第2号関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔（間接）補助事業者〕 殿

所在地
団体名
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約に係る競争入札等への参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。
また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた場合であつて、同一事案において他者が農林水産省の機関から当該契約の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。
ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合には、この限りでない。
- 4 間接補助事業者に対する申立ての場合であつて、推進事業者等である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号－1（第12関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）
したいので、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第12の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注）1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

2 記の記載要領は、別記様式第1号－1の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の
目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交
付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事
業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）
を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請
時以降変更のない場合は省略できる。）。

別記様式第3号－2（第12関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（〇〇（注1））変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注2）
したいので、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第12の規定に基づき申請する。

記（注3）

- （注）1 〇〇については、別表1のメニュー欄に掲げる2又は3のいずれかを記載すること。
2 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
3 記の記載要領は、別記様式第1号－2の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

別記様式第4号－1（第14関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）事業遅延届

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき届け出る。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. （予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

- （注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 記の4は、遅延の場合にのみ記載し、遂行が困難となった場合は空欄とする。

別記様式第4号－2（第14関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（〇〇（注1））事業遅延届

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）（注2）ため、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき届け出る。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. （予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

- （注）1 〇〇については、別表1のメニュー欄に掲げる2又は3のいずれかを記載すること。
2 括弧内は、該当するものを記載すること。
3 記の4は、遅延の場合にのみ記載し、遂行が困難となった場合は空欄とする。

別記様式第5号－1（第15関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第15の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

(1)

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
共同利用施設の再 編集約・合理化 附帯事務費	円	円	%	円		

(2) (1) の「共同利用施設の再編集約・合理化」の区分に加え、以下の区分を実施する場合

区 分	補助事業に要する経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
再編集約・合理化 の更なる加速化	円	円	%	円		

- (注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号－2（第15関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金事業（〇〇（注1））遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第15の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
麦・大豆ストック センターの再編集 約・合理化 又は 砂糖類・製粉等加 工施設の再編集約 ・合理化	円	円	%	円		

- (注) 1 〇〇については、区分のいずれかを記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号-1 (第15及び第16関係)

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
(共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化) 概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿
官署支出官〇〇 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第 16 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により新基本計画実装・農業構造転換支援整備費補助金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

(1)

[illegible]

(2) (1) の「共同利用施設の再編集約・合理化」の区分に加え、以下の区分を実施する場合

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		遂行状況報告 ○月○日 現在の出来高	今回請求額(C)		残額(A-(B+C))		事業完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	○月○日 現在の 予定 出来高	金額	○月○日 までの 予定 出来高		
再編集約・合理化の更なる加速化	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 下線部については、第 15 第 1 項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号ー2（第15及び第16関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（〇〇（注1））概算払請求書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿
官署支出官〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第16の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により新基本計画実装・農業構造転換支援整備費補助金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		遂行状況報告 〇月〇日現在の出来高	今回請求額(C)		残額(A-(B+C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化 又は 砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 〇〇については、区分のいずれかを記載すること。
2 下線部については、第15第1項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号－1（第17第1項関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第17第1項の規定により、その実績を報告する。また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

記

新基本計画実装・農業構造転換支援整備費補助金 〇〇〇円

(1)

区 分	補助率	間接補助事業に 要した経費 (A)	負 担 区 分			備 考
			国庫補助金 (B)	都道府県 (C)	その他 (D)	
共同利用施設の再編集約・合理化		円	円	円	円	
附帯事務費						
合 計						

(2) (1)の「共同利用施設の再編集約・合理化」の区分に加え、以下の区分を実施した場合

区 分	補助率	補助事業に要し た経費 (E)	負 担 区 分			備 考
			国庫補助金 (F)	都道府県 (G)	市町村 (H)	
再編集約・合理化の 更なる加速化		円	円	円	円	
合 計						

- (注) 1 下線部は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
2 補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
3 (E)については、(1)区分「共同利用施設の再編集約・合理化」の間接補助事業に要する経費(A)の

- うち別記4の第2の5の(1)の再編集約・合理化の更なる加速化の場合は補助対象経費の1/10、別記4の第2の5の(2)の再編集約・合理化の更なる加速化の強化の場合は補助対象経費の1/6を上限とすること。
- 4 (2)の事業を実施する場合、(2)の経費の負担区分は(1)のその他(D)に包含して記載することとし、都道府県(C)の負担区分は(G)又は(H)で負担した額以外について記載すること。
- 5 (1)の備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 6 交付申請時に提出した計画書を添付すること。ただし、事業の実績が、交付申請の内容と同様の時は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった」旨を加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 7 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 8 間接補助事業者に対し、間接補助金を交付している場合にあっては、間接補助金を交付した年月日を記載すること。
- 9 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し(地方公共団体に限る。)及び確認のための資料(出来高設計書及び財産管理台帳の写し等)を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。
(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)
- 10 外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式第7号－2（第17第1項関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（〇〇（注1））実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第17第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

記

新基本計画実装・農業構造転換支援整備費補助金 〇〇〇円

区 分	総事業費 (A)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (B)	その他 (C)	
麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化 又は 砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化	円	円	円	
合 計				

- (注) 1 〇〇については、区分のいずれかを記載すること。
- 2 下線部は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 4 交付申請時に提出した計画書を添付すること。ただし、事業の実績が、交付申請の内容と同様の時は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった」旨を加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 5 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 6 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し（地方公共団体に限る。）及び確認のための資料（出来高設計書及び財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 7 外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式第8号－1（第17第2項関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第17第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況
(1)

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	間接補助事業に要する経費 (A)	補助金額	(A)のうち 年度内支払済額	概算払 受入済額	事業費	補助金額	
共同利用施設の再編集約・合理化	円	円	円	円	円	円	
附帯事務費							
合 計							

(2) (1) の「共同利用施設の再編集約・合理化」の区分に加え、以下の区分を実施する場合

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	補助事業に要する経費 (B)	補助金額	(B)のうち 年度内支払済額	概算払 受入済額	事業費	補助金額	
再編集約・合理化の更なる加速化	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第8号－2（第17第2項関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（〇〇（注1））年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第17第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	総事業費 (A)	補助金額	(A)のうち 年度内支払済 額	概算払 受入済額	事業費	補助金額	
麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化 又は 砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 〇〇については、区分のいずれかを記載すること。
- 2 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 3 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第9号ー1（第17第4項関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった補助金について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第17第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 （〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入れ控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・取組主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号ー2（第17第4項関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（〇〇（注1））の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった補助金について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第17第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入れ控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- （4）補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注）1 〇〇については、別表1のメニューに掲げる2又は3のいずれかを記載すること。

2 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・取組主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第10号(第24関係)

財 產 管 理 台 帳

都道府県（市町村）名又は直接採択事業者名

[illegible]

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
- 5 再編集約・合理化の更なる加速化の取組を行う場合には、各財産の負担区分について、本対策におけるメニューごとの内訳を記載すること。

別記様式第 11 号（第 25 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

新 基 本 計 画 実 装 ・ 農 業 構 造 転 換 支 援 事 業 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補助 金相当額	支出 済額	うち国庫補助 金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補助 金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「事業名」欄には、補助事業の名称のほか、当該補助事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳-の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別記 1 共同利用施設の再編集約・合理化

第 1 取組の概要

本要綱別表 1 のメニューの欄の 1 の別記 1 に定める施設の整備等とは、次に掲げるものとする。

1 再編集約に係る取組

複数の既存の共同利用施設（以下「施設」という。）について、その機能を新たに編成し直し、又は集める等により整理することで管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要なとなる施設の新設、既存施設の移設、増築及び改修（以下「改修等」という。）並びにこれらに伴う既存施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地（以下「廃棄等」という。）を行うこと（以下「再編集約」という。）をいう。

なお、再編集約の前後で施設数が減少すること又は同数であることとし、第 5 に定める再編集約・合理化計画（以下「再編計画」という。）及び修繕・更新に係る積立計画（以下「積立計画」という。）を策定するほか、本要綱に定めのある要件を満たすこととする。

2 合理化に係る取組

合理化に係る取組とは、一つの既存施設について、その機能を向上させることで管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要なとなる施設の新設、既存施設の改修等及びこれらに伴う既存施設の廃棄等を行うこと（以下「合理化」という。）をいう。その際、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、対象外とする。

なお、合理化の前後の施設数が同数であることとし、再編計画及び積立計画を策定するほか、本要綱に定めのある要件を満たすこととする。

第 2 都道府県等の役割

- 1 都道府県知事は、農産物の持続的かつ安定的な供給体制の構築や既存施設の効率的な管理・運営等の推進に資するよう、共同利用施設の取組実施計画、再編計画及び積立計画（以下「取組実施計画等」という。）を作成するよう、取組主体に対して指導・助言を行うものとする。
- 2 取組主体は、取組実施計画等の作成に当たり、農産物の持続的かつ安定的な供給体制の構築や既存の施設の効率的な管理・運営等の推進に繋がる計画となるよう留意するものとする。
- 3 都道府県知事及び市町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、都道府県事業計画書（以下「都道府県計画」という。）の作成及び取組実施計画等に係る審査等に当たっては、都道府県等に属する補助事業に精通した者が主となり審査するなど精度を高めるように努めるものとする。

第 3 事業の内容等

1 取組主体

本要綱別表 1 のメニューの欄の 1 の取組主体の欄の別記 1 に定めるものとは、次のとおりとする。

（1）農業者の組織する団体

代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、次に掲げるいずれかの者をいう。

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する法人をいう。以下同じ。）

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）

オ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）

カ その他農業者の組織する団体

なお、当該団体等が取組主体となる場合は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

（2）消費者団体

消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体であって、消費者のための活動を恒常的に行っており、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす民間団体（企業及び業界団体は除く。）とする。

ア 名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

イ 営利を目的としないものであること。

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

オ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

カ 構成人数が原則として20人以上の団体であること。

（3）市場関係者

次に掲げるいずれかの者とする。

ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。

イ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は農業者団体で構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。

（4）事業協同組合連合会又は事業協同組合

事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

（5）民間事業者

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 5名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営していること。

イ 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

（6）中間事業者

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 4の（1）のウの国産原材料サプライチェーン構築に係る再編集約・合理化に資する取組を実施する場合に限ることとする。

イ 事業対象品目の農産物を加工・業務用原材料として生産者（中間事業者が生産者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）以外の生産者をいう。）から購入すること。

ウ 食品製造事業者等（中間事業者が食品事業者を兼ねている場合、当該中間事業者（関

係会社を含む。) 以外の食品製造事業者等をいう。) の需要に合わせた数量、品質、形態等での供給を行うこと。

エ 加工・業務用需要対応のため、産地の指導及び育成の取組を行うこと。

オ 複数の生産者との間で、事業実施から3年以上の間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の加工・業務用原料供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。）を締結するとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。

(7) 流通業者

運輸業者又は卸売業者であって、複数の生産者と一体となって、複数の産地の集出荷機能の合理化や産地間連携等により事業対象品目の麦類（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）・豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）及び青果物の流通コストの低減に取り組むとともに、当該生産者との間に事業実施から3年以上の間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の麦類・豆類及び青果物の集出荷に係る書面による契約であって、対象となる品目、期間及び数量について約するものをいう。）を締結するとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。

(8) 特認団体

次に掲げるいずれかの者とする。

ア 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数である団体

イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

(9) コンソーシアム

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。なお、ストックセンターを整備する場合にあつては、アからカまでの要件の全てを満たす者とする。

ア 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすることとし、ストックセンターを整備する場合にあつては、農業関係機関及び実需者を必須の構成員とすること。

イ 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。

ウ 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

エ 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

オ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

カ 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

キ 次に掲げる要件のいずれも満たす販売計画を策定していること。

(ア) 販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。

(イ) 事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

2 対象地域

- (1) 施設の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の規定に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項の規定に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

ただし、本要綱別表1のメニューの欄の1のケの生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設及び同エの農産物処理加工施設のうち国内産糖・国内産いもでん粉工場に係る施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

- (2) 野菜、果樹、茶又は花きを対象として施設を整備する場合については、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域内(以下「市街化区域」という。)(生産緑地を除く。))においても実施できるものとし、この場合、実施できる内容は、8の施設の補助対象基準のうち別紙2の基準に記載する施設を除き、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。)の別表に掲げる耐用年数(以下「耐用年数」という。)が10年以内のものに限ることとする。

3 取組の実施期間

取組実施期間は3年以内とする。ただし、本要綱別表1のメニューの欄の1のエの農産物処理加工施設のうち、国内産糖・国内産いもでん粉工場であって鹿児島県及び沖縄県に所在する製糖工場における省力化施設・設備の整備を通じた分みつ糖産地の強化の計画については、5年以内とする。

4 取組の実施基準等

(1) 品目別の実施基準等

ア 土地利用型作物(稲、麦類、豆類及び子実用とうもろこしをいう。以下同じ。)

主食用米等の戦略的販売を推進するため、担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組み、地域単位で効率的な施設運営を目指す地域において、多様なニーズに対応した小ロット貯蔵の実現、通年安定供給に資する品質分析・管理機能の向上等のために必要な再編集約・合理化に資する取組とする。また、輸入依存度の高い麦類、大豆等の増産に必要な取組や、土地利用型作物で施設の共同利用を可能とするために必要な取組とする。

なお、第4の1の取組実施計画の作成を行う際、土地利用型作物の再編集約・合理化の取組を行う場合は、原則、土地利用型作物に限る施設の整備を行う取組実施計画とすること。

イ 畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き

果樹については、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

国内産糖・国内産いもでん粉工場については、製造コストの削減及び既存施設の安定操業を図るために必要な取組とし、第1の1の再編集約を行う場合、既存施設の廃棄等の取組（施設の新設及び改修等を伴わない単純な廃棄等のみ）及び（2）のケの施設数が減少することに伴う既存施設の廃棄等に係る残余財産相当額の補填についても支援対象とする。

なお、第4の1の取組実施計画の作成を行う際、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花きの再編集約・合理化の取組を行う場合は、原則、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花きに限る施設の整備を行う取組実施計画とすること。

ウ 国産原材料サプライチェーン構築を行う場合

野菜、果樹、土地利用型作物及び地域特産物（てん菜、さとうきび、でん粉原料用ばれいしょ及びでん粉原料用かんしょを除く。）を対象として、生産者（本要綱別表1の取組主体の欄の（3）の農業者の組織する団体並びに同欄の（7）の事業協同組合連合会及び事業協同組合に限る。以下本構築を行う場合の取組において同じ。）、同欄の（10）の中間事業者及び食品製造事業者等が一体となって、加工・業務用需要に対する国産原材料の安定供給体制の構築に取り組む場合であって、生産者及び中間事業者が行う国産原材料の供給拡大等に必要な再編集約・合理化に必要な施設の整備について対象とする。

エ 農産物の輸出を行う場合

整備した施設を活用し、農産物の輸出を実施する場合は、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

なお、海外に向けた販路拡大を行う場合は、取組主体に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれる場合に行うものとする。

（ア）輸出先の求めるGAP認証（GLOBAL G. A. P、AS IAGAP、JGAP等の認証をいう。）の取得

（イ）HACCP等認定（国際基準に整合している認証等をいう。）の取得

（ウ）ハラール認証（イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラール認定マークが表示された食品を製造する施設として認証機関が行う認証をいう。）の取得

（エ）有機JAS等認証の取得

（オ）その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等（CA（環境制御型）貯蔵施設等）の導入

オ 青果物の集出荷貯蔵施設を整備する場合

次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

（ア）現行の出荷規格及び11型レンタルパレットの利用等の出荷に関連する作業の状況について、関係者のニーズや労働生産性等に係る把握・検証を行うなど、別添参考様式第1号の別紙3の「青果物流通の合理化に向けた総点検」を実施すること。

（イ）総点検を踏まえ、別添参考様式第1号の別紙3の「青果物流通の合理化に向けた行動方針」を策定すること。

（ウ）（ア）及び（イ）を第4の1の（1）の取組実施計画の添付資料とすること。

カ 本要綱別表1のメニューの欄の1のケの生産技術高度化施設のうち、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設において、スマート農業に係る施設を整備する場合

野菜、果樹及び花きを対象とし、再編集約・合理化に必要なデータを活用して生産性の向上や農産物の高付加価値化を図るICT、ロボット技術等のスマート技術の導入と、スマート技術の導入を伴う施設整備を行う場合、次に掲げる要件のいずれも満たすもの

とする。

(ア) 農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設を導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、取組主体（取組主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の取扱い等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(イ) スマート農業に係る施設の整備には、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売先、販売単価及び採算性を十分精査し、次に掲げる要件をいずれも満たす生産計画及び販売計画を策定していることとする。

(a) 生産計画については、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。

(b) 販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれるものであること（少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半について、契約書等により、販売先が確認できること。）。

また、取組主体は、都道府県等と連携して、他の生産者等の視察の受け入れや各種機会を通じた拠点成果の紹介等、当該取組の波及に努めるとともに、地域資源のエネルギーを活用する場合は、当該エネルギーの安定供給の確保に努めるものとする。

キ 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合

事業完了年度内に整備ほ場を畑地化（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。）することとする。

ク 環境保全を行う場合

環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、再編集約・合理化に伴う地力の強化を目的とした有機物処理・利用施設等の共同利用施設や、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）等に基づく、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な施設の整備を支援。

ケ 物流革新に向けた取組に対応する場合

再編集約・合理化に伴い、物流革新に向けた取組に対応するため、物流標準化・効率化の推進に向けた、共同輸配送の促進に必要な集出荷施設等の整備や、集出荷施設におけるパレットの規格統一化に対応したパレタイザー導入に係る施設の改修等を支援。

(2) その他共通の実施基準等

ア 取組主体が、自己資金若しくは他の助成により取組実施計画に記載のある取組を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。

イ 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致し、かつ経済合理性のある規模としなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、

食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

ウ 施設の整備に当たっては、都道府県知事等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、取組主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

エ 受益農業従事者が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。

オ 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存施設、資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

カ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、交付の対象外とするものとする。

キ 本事業において「改修」とは、成果目標の達成に必要となる新用途としての能力の発揮又は増強のための設備導入と一体的に行う改修（耐震化工事及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。）であり、次に掲げる要件の全てを満たす場合に補助対象とすることができるものとする。

（ア）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修の方が経済的に優れていること。

（イ）改修を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。

（ウ）補助事業等により取得した財産の改修を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「財産処分通知」という。）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

ク 本事業において「施設の廃止」とは、原則として、第5の2の（1）の再編計画において、再編集約の実施前後で同様の機能を有する場合であって、実施前に有した施設の機能が失われ、同機能を有した施設としての稼働を取りやめることをいう。その際、補助事業等により取得した施設の用途を変更する際には、あらかじめ財産処分通知に基づき財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている又は承認を受ける見込みであること。なお、過去に本事業で施設の廃止を行った施設については、本事業で再度廃棄等や中古施設として活用できないこととする。

ケ 本事業において第1の1の「施設数が減少すること」とは、第1の1の再編集約の取組において、取組実施計画における事業の実施前後で施設の廃止により施設数が減少することをいう。

コ 別表1のメニューの欄の1のエの農産物処理加工施設のうち国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編集約を行う場合であって、以下の（ア）から（エ）までの場合、廃棄等に係る残余財産相当額の補填を行うことができる。

（ア）補助対象は、製造施設等及び排水処理等施設等（取得年月が明らかであって、そ

の取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。）が単価20万円以上のものに限る。）の廃棄等をする際に、当該施設等について、耐用年数に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下単に「残余財産相当額」という。）とし、耐用年数を超えている施設は補助対象としない。

（イ）個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該国内産糖・国内産いもでん粉工場において（ア）の耐用年数以上に設定されている施設であって、かつ、（ア）の要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。

（ウ）補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

（a）（ア）又は（イ）の施設（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（当該廃棄等に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場（コにおいて「廃棄工場」という。）の営業年度又は事業年度等をいう。コにおいて同じ。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度又は事業年度等の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

（b）廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

（c）対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて（ア）、（イ）並びに（ウ）の（a）及び（b）の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

（エ）対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、再編集約・合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が（ウ）の（a）の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

サ 廃棄等を行う場合には、次に掲げる要件のいずれも満たすこととする。

（ア）原則、法定耐用年数を経過していること。ただし、法定耐用年数を経過していない場合であって、補助事業等により取得した財産の廃棄等を実施する際は、あらかじめ財産処分通知に基づき財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

（イ）廃棄設備等を売却する場合、売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいう。）については、これを補助対象経費から控除すること。

シ 施設の附帯施設のみの整備は、補助対象外とするものとする。

ス 施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、受益農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用

継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

セ 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手の動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

(イ) 必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

ソ 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 取組主体は、貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 取組主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）、土地改良区及びコンソーシアムのうちこれらに準ずる主体が施設を整備する場合に限るものとする。

(ウ) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。また、積立計画と整合を図ること。

(エ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、取組主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

タ 環境負荷低減の取組

(ア) 受益者は別紙様式第1号別紙1の参考様式1から3までのうち該当する環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中（第3の3の取組の実施期間中を言う。以下同じ。）に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出するものとする。

また、事業完了後においては、実際に取り組んだ内容をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出し、及び保管するものとする。

(イ) 取組主体は、全ての受益者からチェックシートを収集し、当該受益者が各取組を実施する旨を別添参考様式第1号の実施者リストに記載するものとする。

なお、受益者が特定できない施設を整備する場合は、取組主体又は当該施設を利用する事業者が当該チェックシートを提出し、保管するものとする。

また、取組主体又は当該施設を利用する事業者が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第21条の規定に基づく国内産糖交付金又は第35条の規定に基づく国内産いもでん粉交付金の交付を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続において、チェックシートを既に提出している場合、その報告及び保管によって代えることができるものとする。

(ウ) 国は、実施者リストに記載された者から抽出して、環境負荷低減の取組を実施した

かどうかを確認するものとする。

(エ) なお、GAP認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することで(ア)から(ウ)までの手続を省略することができる。対象となるGAP認証は、以下の(a)から(d)までのとおりとする。

(a) JGAP(農産)

(b) ASIAGAP

(c) GLOBALG.A.P.

(d) 国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP(農産を対象とする都道府県GAPであって、確認体制を有するものに限る。)

チ 本事業により施設を整備する場合にあっては、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」(令和5年3月31日付け4地第318号・4農産第5309号・4畜産第2826号・4経営第3175号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知)を踏まえ、ハザードマップの確認や農業版事業継続計画(Business Continuity Plan:BCP)等の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるように努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、取組主体は、第8の3に定める事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

5 補助率

本要綱別表1の補助率の欄のただし書の別記1に定める場合は、次の(1)及び(2)に掲げる場合とし、同欄ただし書の別記1に定める補助率は、当該(1)及び(2)に定める率とする。

(1) 対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合 事業費の10分の6以内

(2) (1)に掲げる取組以外の場合 事業費の2分の1以内

6 上限額

取組実施計画の上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 受益が1経営体(法人)に限定される場合の取組にあっては、1年度当たり5億円

(2) 本要綱別表1のメニューの欄の1の取組主体の欄の(10)に掲げる中間事業者及び同(11)に掲げる流通業者が要望できる取組実施計画1つ当たりの額にあっては、それぞれ次のとおりとする。ただし、別表1のメニューの欄の1のオの集出荷貯蔵施設のうちストックセンターを整備する場合はこの限りでない。

ア 中間事業者 5億円

イ 流通業者 2.5億円

(3) 農産物処理加工施設のうち、国内産糖・国内産いもでん粉工場であって鹿児島県及び沖縄県に所在する製糖工場における省力化施設・設備の整備を通じた分みつ糖産地の強化の取組にあっては、1年度当たり30億円

(4) (1)から(3)に掲げる取組以外のものにあっては、1年度当たり20億円

7 上限事業費

施設別の上限事業費は、別紙1とし、これを超えて補助することはできないものとする。

8 施設の補助対象基準

整備する施設については、別紙2に定める施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。

9 面積要件

本要綱別表1のメニューの欄の1の採択要件の欄の(3)の別記1に定める面積要件等は、別紙3のとおりとする。

10 補助対象経費等

補助対象経費や事務手続については、本要綱に定めるもののほか、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）の規定を準用するものとする。ただし、当該規定の第4の3の(2)のカの製造請負管理料に係る上限額は、毎年度の製造請負工事を単位とすることができるものとする。

なお、国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとし、交付の対象となる附帯事務費の額及び補助対象範囲は、「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）の規定を準用するものとする。

第4 事業実施の手続

1 取組実施計画の作成及び提出

- (1) 取組主体は、別添参考様式第1号により取組実施計画を作成し、別紙様式第1号により都道府県知事に提出するものとする。

なお、取組実施計画の都道府県知事への提出は、取組主体のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が取組主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。以下同じ。）を経由するものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、取組主体は、取組実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

ア 取組主体が、都道府県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合

イ その他やむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合

- (2) (1)の場合において、事業実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、取組主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に取組実施計画の写しを提出するものとする。
- (3) 市町村長は、(2)に基づき本事業に係る取組実施計画の提出があった場合は、取組主体が作成した取組実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。
- (4) 市町村が取組主体となる場合には、市町村長は取組実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県事業計画書の作成及び提出

(1) 都道府県知事は、1により取組実施計画の提出を受けた場合は、その内容を審査し、別添参考様式第2号により、都道府県計画を作成し、別紙様式第2号により地方農政局長等に提出し、その妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。なお、別記2の取組を行う場合は、併せて協議を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、都道府県計画に関して以下のア又はイの事由が存在する場合にあっては、(1)の妥当性の協議を行う際に、あわせて、地方農政局長等とその妥当性についても協議するものとする。ただし、特認団体として事業実施予定の団体が含まれる場合においては別紙様式第3号による協議も併せて行うものとする。

ア 都道府県が取組主体であること

イ 本要綱別表1のメニューの欄の1の採択要件の欄の(5)に定める総事業費に満たないものの、第5に定める再編集約・合理化計画を実施し、都道府県知事が地域の実情を踏まえて必要と認める取組であること

(3) 地方農政局長等は、(1)及び(2)の提出又は協議を受けた場合は、必要に応じ関係部局で構成する検討会等を開催して協議する。なお、検討会等の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する取組主体の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が調っている場合は、書類のみによる審査も可とする。

(4) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、当該都道府県計画に含まれている取組実施計画を承認し、別紙様式第4号により、取組主体等（市町村長を経由する場合は、市町村長。以下同じ。）に対して通知するものとする。

(5) 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、重要な変更として、(1)から(4)までに準じた手続を行うものとする。

ア 都道府県又は特認団体を実施する事業内容の変更

イ 取組実施計画の次に掲げる変更

(ア) 事業の中止又は廃止

(イ) 取組主体の変更

(ウ) 成果目標の変更

3 事業の着手

(1) 事業の着手は、原則として、都道府県知事からの補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手を行う場合は、取組主体は、あらかじめ都道府県知事の指導を受けた上で、別紙様式第5号により作成した交付決定前着手届を都道府県知事に提出するものとする。

(2) (1)のただし書の規定により交付決定前に本事業の着手を行う場合については、取組主体は、事業の内容が明確となってから、本事業の着工等を行うものとする。この場合において、取組主体は、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

(3) 都道府県知事は、取組主体から(1)の交付決定前着手届の提出があった場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。

第5 再編集約・合理化計画の策定

1 再編集約・合理化計画の趣旨

(1) 土地利用型作物（稲、麦類、大豆等）

既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等を有し、そのうち1つ又は複数の施設が老朽化している地域のうち、主食用米等の戦略的販売を推進するため、担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組み、地域単位で効率的な施設運営を目指す地域において、多様なニーズに対応した小ロット貯蔵の実現、通年安定供給に資する品質分析・管理機能の向上等のために必要な再編集約・合理化に資する計画とする。また、輸入依存度の高い麦類、大豆等の増産や、土地利用型作物で施設の共同利用を可能とするために必要な再編集約・合理化を旨とした計画とする。

(2) 野菜、果樹、花き又は畑作物・地域特産物

野菜、果樹、花き又は畑作物・地域特産物の持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の施設を再編集約・合理化することにより、加工及び流通コストの低減、販売単価の向上、品質分析・管理機能の向上等を図るとともに、国内産糖・国内産いもでん粉工場については、施設利用体制や集荷体制の再構築に取り組み、製造コストの削減及び国内産糖・国内産いもでん粉工場の安定操業を図ることを旨とした計画とする。

2 再編集約・合理化計画の作成等

(1) 取組主体は、別紙様式第6号により再編計画を作成することとする。なお、再編計画については事業実施期間の3年以内の計画を含むものとし、目標年度までの利用に関する計画についてもあわせて記載することとする。

(2) 再編計画の作成に当たっては、市町村や農業者の組織する団体その他関係者等と十分な調整及び協議を行った上で作成するものとする。

第6 修繕・更新に係る積立計画の策定

1 趣旨

持続的な共同利用施設の運営に当たっては、整備した共同利用施設について計画的な積立等による修繕及び更新が必要である。そのため、本事業で整備する施設については、再編計画と整合した具体的な施設の修繕及び更新に係る資金の積立計画を策定することにより、施設の修繕・更新、適切な維持管理等に関する関係者の理解を醸成し、併せて適切な資金確保の見通しを立てることにより、当該施設の修繕、更新等に要する資金の計画的な確保を行うこととする。

2 留意事項

(1) 取組主体は、施設の修繕及び更新に当たって、別紙様式第7号により施設の修繕・更新に係る積立計画を策定するものとする。なお、取組主体で独自に作成している計画がある場合は、本計画に代えることができることとする。

(2) 積立計画の策定に当たっては、施設の修繕及び更新に必要な費用を策定時点の価額で見積もるものとする。その際、国費を前提とせず、現在の利用者世代と将来の利用者世代との負担の均衡を考慮し、積立てすべき水準を概定するものとする。

(3) 施設の修繕及び更新に要する費用の積立てを行うに当たっては、施設の管理の在り方、施設の修繕及び更新内容、積立水準、その必要性等について、受益者、関係者等と十分に議論することとする。

(4) 積立計画の期間については、原則建物の耐用年数かつ長寿命化に係る修繕を含む期間とする。

(5) 積立計画については、おおむね5年ごとに将来像を見据えた計画となるよう見直すもの

とする。また、都道府県知事等は、見直しされた同計画について必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

第7 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度（複数年度にわたって実施する事業にあつては事業完了年度とする。以下同じ。）の翌々年度とする。

ただし、本要綱別表1のメニューの欄の1のセの農業廃棄物処理施設の整備等については、事業実施年度から3年以内とする。

第8 事業実施状況の報告等

1 取組主体事業実施状況報告

取組主体は、本事業の事業の開始年度から目標年度までの間、毎年度の7月末日までに別紙様式第8号により取組主体事業実施状況報告書を作成し、第4の1の規定に準じて都道府県知事に提出するものとする。その際、第5の2の規定により作成した再編計画及び第6の2の規定により作成した積立計画についても、併せて提出するものとする。ただし、事業の開始年度であつて交付申請内容と同様の場合は、当該事業実施状況報告を不要とする。

2 都道府県知事は、1の提出を受けた場合には、その内容について点検し、取組実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該取組主体に対して、適切な改善措置を講ずるものとする。

3 都道府県知事は、1の提出を受けた場合には、2の点検結果について、都道府県事業実施状況報告を別紙様式第9号により、報告が提出された年度の8月末までに、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、2の規定による改善措置を講じた場合は、措置した内容についても、併せて報告するものとする。

4 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、3の都道府県事業実施状況報告以外に、必要に応じ、取組主体ごとの事業実施状況について提出を求めることができるものとする。

第9 事業の評価

1 取組主体は、取組実施計画の目標年度の翌年度に、取組実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第8号により第8の1の取組主体事業実施状況報告と併せて取組主体事業評価報告を第4の1の規定に準じて都道府県知事に報告するものとする。その際、第5の2の規定により作成した再編計画及び第6の2の規定により作成した積立計画の取組状況についても、別紙様式第6号及び別紙様式第7号により併せて報告するものとする。

2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月末日までに、別紙様式第9号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、取組主体を指導するものとする。

3 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、取組実施計画に定められた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合、事業において導入した施設が当初の取組実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下の（1）及び（2）に掲げる場合等）及びその他必要と判断した場合は、当該取組主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第8の1と併せて7月末日までに改善状況の報告をさせるとともに、第8の3と併せて8月末日までに地方農政局等に当該改善状況を報告するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、都道府県知事は、取組主体に対し取組実施計画

の成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、4の地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、取組実施計画の成果目標を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。

（1）自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

（2）社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

4 地方農政局長等は、2の規定による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

5 地方農政局長等は、3の都道府県知事からの報告を受けた場合には、都道府県知事に対し助言及び指導を行うものとする。

6 地方農政局長等は、4の点検評価の結果、取組実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

7 事業評価を行った都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

また、都道府県知事及び地方農政局長等は、点検評価の結果、成果目標を達成しなかった取組主体が作成する次年度以降の取組実施計画について、当該取組主体が次年度以降同一の品目・地区において事業を実施する場合、厳格な審査を行うものとする。

8 国は、本事業の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第10 指導等

1 都道府県知事は、本事業の効果的な運用を図るため、市町村及び農業者の組織する団体等の関係機関との密接な連携による推進指導體制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。

また、取組主体が取組を行う事業実施地区が都道府県域や市町村域を越える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

なお、取組主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。さらには、第8の2及び第9の2の点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される以下の（1）及び（2）の場合にあっては、当該取組主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。なお、改善措置については、別紙様式第10号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

（1）施設の利用率が70%未満の状況が3年間継続している場合、また農産物処理加工施設において、収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

（2）国内産糖・国内産いもでん粉工場再編集約の取組においては、事業により整備した施設の処理数量又は処理経費が当初の取組実施計画に対し、80%未満の状況が3年間継続している場合

2 適正な執行の確保

（1）国は、本事業の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。

（2）都道府県は、（1）の規定に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただ

し、他の方法により本事業の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第11 本事業の採択基準等

- 1 地方農政局長等との妥当性協議を終えた都道府県計画のうち、複数年計画の取組実施計画については、継続事業の実施に要する国費相当分を優先的に割り当てるものとする。
- 2 各取組実施計画について、別紙4の配分基準によりポイントを算定することとする。
- 3 取組実施計画の採択に当たっては、本要綱に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、別紙4の2の合計ポイントが16ポイント以上の取組実施計画を選定するものとする。
- 4 取組実施計画について、3の審査の結果、適正と判断される取組実施計画を2で算定した合計ポイントの高い順（同一ポイントを獲得した取組実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順）に並べ、予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、ポイントが上位の取組実施計画から順に採択するものとする。
- 5 都道府県附帯事務費は、各都道府県の取組実施計画の採択と併せて配分するものとする。
- 6 交付決定を受けた取組実施計画の実施を取りやめた場合、次年度までの間、同一の取組実施計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

第12 留意事項

1 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性を確保するため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の8月末までに公表を行うものとする。

2 不正行為等に対する措置

- (1) 都道府県知事は、取組主体の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、取組主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の規定に該当する取組主体が新たに本事業の実施を要望する場合、取組主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、取組主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

3 管理運営

(1) 管理運営

取組主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、取組主体が施設の管理運営を直接行い難しい場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事等は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体の長（管理を委託し

ている場合は管理主体の長）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

(5) 事業名等の表示

本事業により整備した施設には、本事業名等を表示するものとする。

第13 その他配慮すべき事項

取組ごとの留意事項については以下に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによるものとする。

1 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、取組主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該基幹施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

4 農業共済及び収入保険等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、取組主体及び事業の受益者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。

5 環境と調和のとれた農業生産活動

施設を整備した取組主体及び事業の受益者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、施設を利用する事業の受益者が、農林水産省作成の「国際水準GAPガイドライン」に則したGAPを実施する場合はこの限りでない。

6 国際水準GAPへの対応

本事業において施設を整備し、GAP認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

7 農業分野における女性の参画の促進

次の各号に掲げる取組主体は、当該各号に定める女性の参画に関する事項の設定に努めるものとする。

(1) 都道府県又は市町村にあっては、農業分野における女性の社会参画及び経営参画の促進

に関する数値目標

(2) 農業協同組合にあっては、当該組合における女性役員に関する数値目標

(3) 農業協同組合連合会又は一般社団法人農業協同組合中央会にあっては、都道府県内の農業協同組合における女性役員に関する数値目標

8 本事業の実効性確保に向けた対応

(1) 市町村長は、地域計画策定の過程において、地域の話合いにより担い手等を明らかにするとともに、継続して内容の向上が図られるよう努めるものとする。

(2) 取組主体は、第4の1の取組実施計画の策定に当たり、地域計画との間で適切に連携が図られるよう努めるものとする。

9 作業安全対策の実施

取組主体は、農作業従事者の安全の確保をするため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

10 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

取組主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成24年12月21日付け24生産第2455号生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

11 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

12 PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的基幹施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用に努めるものとする。

13 農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）等策定の推進

都道府県は、取組主体に対し、経営の継続が図られるよう、農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）等の策定を推進するものとする。

14 都道府県は、取組主体に対し、受益者が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等の対応に努めるよう働きかけるよう指導するものとする。

15 関係法令の遵守

本事業において施設を整備する場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令・規定等を遵守するものとする。

別紙様式第1号（別記1第4の1の（1）関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
（市町村長経由）

取組主体名
代表 ○○○○

新基本計画実装・農業構造転換支援事業（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）取組実施計画の承認（変更承認）申請について

新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱別記1の第4の1の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

記

添付書類 新基本計画実装・農業構造転換支援事業（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）取組実施計画書

（注）別記1の第4の1の（1）の規定により、原則として主たる市町村長を経由するものとする。

新基本計画実装・農業構造転換支援事業

(共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化)※

取組実施計画書
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)～〇〇(西暦〇〇)年度

都道府県・市町村名 〇〇

取組主体名 〇〇
代表者 〇〇

整理No.

※「被災した共同利用施設の再編集約・合理化」を活用する場合は、当該メニューを記載するものとする。

新基本計画実装・農業構造転換支援事業
(共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化)
取組実施計画書
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

1 取組主体の情報

都道府県・市町村名		取組主体名		代表者氏名		区分	
住所	〒	—		電話番号			

(注1)「区分」欄には、交付等要綱別表1の取組主体の欄の(1)から(13)までのうち該当するものを記入すること。

(注2)定款、規約等及び収支予算(又は収支決算)等、活動内容が確認できる資料を添付すること。

2 事業計画(実績)

(1) 総括表

	総事業費 (円)	年度別内訳																備考	
		〇〇（西暦〇〇）年度								〇〇（西暦〇〇）年度									
		総事業費								総事業費									
		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他			
整備事業																			
共同利用施設の再編集約・合理化																			
再編集約・合理化の更なる加速化																			
合計																			

(注1)取組の実施期間が5年以内の施設を整備する場合は、必要に応じて欄を追加すること。

○ 添付資料

別紙1及び次に掲げる資料を添付すること。

- ① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、 ② 施設の規模決定根拠、 ③ 施設の能力、稼働期間等の詳細、 ④ 位置、配置図、平面図、 ⑤ 施設の管理運営規程、 ⑥ 収支計画、 ⑦ 再編集約・合理化計画書、 ⑧ 修繕・更新に係る積立計画書、
⑨ 別紙2の安定供給計画(麦類及び豆類のストックセンターを整備する場合に限る) ⑩ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

(2) 内訳

No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	成果目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力 等)	総事業費 (円)				完了 年月日	事後評価 の検証方法	利用率 (〇年度)	収支率 (〇年度)	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	備考	目標の 実現可能性
								現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他								
												共同利用施設の再編集約・合理化											
												再編集約・合理化の更なる加速化											
合計																							

(注1)「成果目標」欄には、配分基準において定める達成すべき成果目標基準から選択したものを記入すること。

(注2)交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入するほか、備考欄に交付率及び仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注3)目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

3 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。□

(次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、□印にレ点を必ずご記入ください。)

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県等は、新基本計画実装・農業構造転換支援事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

整備事業の明細票

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的（地域農業の現状、事業の必要性等）

※産地や共同利用施設において問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※産地や共同利用施設の課題解決に向けて、本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※再編集約・合理化を行うことで得られる効果、産地の課題解決にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設があるにも関わらず、再編集約による施設数の減を行わない場合、その理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名 （品種名）	現状（○年度）					取組後（○年度）（注3）					備考
	作付面積			10a当たり収量	生産量	作付面積			10a当たり収量	生産量	
	合計	田	畑			合計	田	畑			
	ha	ha	ha	kg	kg	ha	ha	ha	kg	kg	

（注1）中山間地域等に該当する場合は、その指定状況を備考欄に記入すること。

（注2）作物転換を行う場合は、当該取組の内容が分かるように記入すること。

（注3）目標年度（事業完了年度の翌々年度等）について記載すること。

3 事業実施予定場所等

施設名等	整備予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村 番地	m ²		

4 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後					
				事業完了年度 (○年度)		1 年後 (○年度)		目標年度 (○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg (0)	0 kg (0)	0 % (0)	kg	%	kg	%
			0 kg (0)	0 kg (0)	0 % (0)	kg	%	kg	%

(注 1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

(注 2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注 3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に全体の数値を、下段に括弧書きで整備する施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業完了年度 (○年度)				1 年後 (○年度)				目標年度 (○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注 1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

(注 2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

ウ 施設の貸付に関する計画（取組主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稻収穫期		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

5 既存の関連施設の整備状況（本対策で整備を実施しない施設）

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した場合)
			3年前(〇年度)		2年前(〇年度)		前年度(〇年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

- （注1）本事業で整備する施設との関係について概念図を添付すること。
- （注2）乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。
- （注3）「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

6 上限事業費（上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入）

施設名	事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A （上限事業費）	上限事業費対象外事業費 B （上限事業費対象外事業内訳）	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円／ha,t,m ² 等 （上限事業費） 千円／ha,t,m ² 等	千円	

- （注1）施設名は、別紙2に定める施設とする。
- （注2）上限事業費対象事業費Aの欄は、別紙1に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。
- （注3）上限事業費対象事業費Aの欄の下端(上限事業費)は、導入する施設の別紙1に定める上限事業費を記入する。
- （注4）上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。
- （注5）上限事業費対象外事業費Bの欄は、廃棄等に要する費用、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。
- （注6）上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

7 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

8 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出

9 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト

番号	組織名、法人名及び代表者氏名又は協議会構成員氏名	対象チェックシート			申請時 (しました)	報告時 (しました)
		農	食	民		
1						
2						
3						
4						
5						
6						

(注1) 別記1の第3の4の(2)のタの(ア)に定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(別添参考様式第1号の参考様式1から3まで)を実施する受益者について上記の表に記載してください。必要に応じて行を増やしてください。

(注2) 「対象チェックシート」の略称については、以下のとおりです。該当する業種にチェック(「●」等)を記載してください。

農：農業経営体向け(別添参考様式第1号の参考様式1)

食：食品関連事業者向け(別添参考様式第1号の参考様式2)

民：民間事業者・自治体等向け(別添参考様式第1号の参考様式3)

受益者名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

下記の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑥	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑦	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の低減に努め、適正に処理	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(7) 関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

受益者名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（食品関連事業者向け）

下記の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

	申請時 (します)	(１) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(２) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(３) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(４) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(５) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	※と畜場でない場合（と畜場である □） 食品ロスの削減に努める	☐
⑧	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑨	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(６) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑪	☐	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(７) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑮	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない □） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注１ （５）⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注２ （６）⑩、（６）⑪、（７）⑮の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

(参考様式3)

受益者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

代表者名

下記の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

	申請時 (します)	(１) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(２) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(３) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、 ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(４) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(５) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用 及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物等の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(６) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(７) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない □） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

（別紙2 ※ストックセンターを整備する場合に限る）

安定供給計画

1 ストックセンターの保管量の計画

		令和○年度 （事業実施前年度）	令和○年度 （事業完了年度）	令和○年度 （1年目）	令和○年度 （目標年度）
保管量計（各年度の○月時点）		トン	トン	トン	トン
作物名：	品種名：	トン	トン	トン	トン
作物名：	品種名：	トン	トン	トン	トン
作物名：	品種名：	トン	トン	トン	トン

（注）記入欄が足りない場合は追加してください。

2 不作等による国内供給量減少時や更新（保管している旧穀と新穀の入れ替え）においてストックセンターに保管された国産麦類・豆類を引き取る実需者

社 名 等	住 所	不作等発生時、更新時の別	備考
〇〇製粉株式会社	〇〇県〇〇市〇〇・・・	不作等発生時、更新時とも	不作等発生時は●トン（●.●％）、更新時は●トン（●.●％）
〇〇産業株式会社	〇〇府〇〇郡〇〇町〇〇・・・	不作等発生時	不作等発生時は●トン（●.●％）

（注1）記入欄が足りない場合は追加してください。

（注2）不作等による供給量減少時の麦類・豆類の供給先となる予定の者（実需者）だけでなく、ストックセンターに保管された麦類・豆類の更新（保管している旧穀と新穀の入れ替え）時に引き取る予定の者（実需者）の社名、住所等も記載してください。

（注3）本欄に記載する実需者との間で、本欄の記載内容についての契約締結等は必須としませんが、具体的な引き取り数量や手法について合意しておくこととします。

（注4）備考欄については、社名等の別に、不作等による国内供給量の減少時に引き取る麦類・豆類の量が保管全量に占める割合等を記載してください。

3 ストックセンター等への保管量の確保・不作等発生時の放出方針

（記載例） 受入方針：○月にコンソーシアムの構成員である産地〇〇と〇〇から〇トンを受入れる。 保管方針：紙袋・フレコン等の保管方法、常温・定温（〇度）等の温度管理、棚上げ・回転等の更新方針を記載する。 放出方針：不作等による供給量のひっ迫状況を判断するため、〇カ月に1回関係者による検討会を実施する。 単収が直近5か年平均の単収を〇割下回ったら自動的に放出する。 放出する際の販売価格は〇〇に基づき決定する。 保管数量の考え方：〇〇県産〇〇（品種名）の生産量の〇割、コンソーシアム参画企業〇社の年間使用量の〇割を保管する。 保管数量を確保するための方針：保管量確保のために産地〇〇において作付面積を〇ha増加させる。生産量が〇tを上回った場合に差分を保管する。 安定供給体制の構築方針：コンソーシアム構成員の産地〇〇と実需〇社の間で需要動向と生産動向についての情報交換会を年に〇回実施する。
--

4 年度別の安定供給（放出）計画

事業完了年度	(計画) (記載例) - 令和〇年〇月に〇〇県産〇〇（品種名）を〇トンを入庫する。 - 不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 - 不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、〇〇により保管量の確保に努める。										
	(実績) ※実績については申請時には記載不要です（以下同じ）。										
		年度当初		第１・四半末時点		第２・四半期末時点		第３・四半期末時点		第４・四半期末時点	
	前期からの繰越量①	—	トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③	—	トン		トン		トン		トン		トン
	うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン
	保管量④（①+②-③）		トン		トン		トン		トン		トン
	1年目	(計画) (記載例) - 令和〇年〇月に〇県産〇を〇トンを入庫する。 - 不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 - 不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、〇〇により保管量の確保に努める。 - 不作等で放出しない場合、令和〇年〇月に〇年産〇県産〇を〇トン実需者に販売することにより更新し、保管量〇トンを確保する。									
(実績)											
		年度当初		第１・四半末時点		第２・四半期末時点		第３・四半期末時点		第４・四半期末時点	
前期からの繰越量①			トン		トン		トン		トン		トン
入庫量②			トン		トン		トン		トン		トン
出庫量③		—	トン		トン		トン		トン		トン
うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量			トン		トン		トン		トン		トン
保管量④（①+②-③）			トン		トン		トン		トン		トン
目標年度		(計画) (記載例) - 令和〇年〇月に〇県産〇を〇トンを入庫する。 - 不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 - 不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、〇〇により保管量の確保に努める。 - 不作等で放出しない場合、令和〇年〇月に〇年産〇県産〇を〇トン実需者に販売することにより更新し、保管量〇トンを確保する。									
	(実績)										
		年度当初		第１・四半末時点		第２・四半期末時点		第３・四半期末時点		第４・四半期末時点	
	前期からの繰越量①		トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③	—	トン		トン		トン		トン		トン
	うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン
	保管量④（①+②-③）		トン		トン		トン		トン		トン

(注１) 記入欄が足りない場合は追加してください。

(注２) 記載例を参考に、年度別の安定供給に向けた取組（入庫、保管、不作等発生時の出庫（放出）、更新による出庫（放出））の計画を記載してください。

(注３) 実績欄は実施状況報告用の欄ですので申請時には空欄にしてください。

(別紙3)

青果物流通の合理化に向けた総点検

～青果物の持続的な生産に向けて～

目的

・青果物の持続的な生産、安定供給の実現に向け、労力確保が大きな課題となる中、ボトルネックとなっている作業を特定し、その見直し・改善を図っていくことが不可欠です。

・特に、出荷規格に基づく選別作業を含め、出荷規格に関連する収穫・調製・出荷作業等は一般的に大きな作業負担となっています。また、トラックドライバー不足が懸念される中で、輸送力の確保や輸送費の抑制にも資する積込み・積合せ・荷卸しの効率化も重要となっています。

・この総点検は、関連の施設整備事業の実施に際して、将来の生産体制を見通した流通規格関連の作業に対して現状分析・検証を行っていただくことにより、青果物の持続的な生産と安定供給に向けて実

【記載例】

1. 点検を行う品目

(例)にんじん

2. 現状の把握

2-① 現況の出荷規格

規格数	設定年	規格区分
(例)18区分	(例)H27年9月より改正	(例)等級、重さ、長さや荷作り方法により区分

※規格表を添付すること

2-② 市場出荷 現況の出荷規格ごとの卸値と出荷量(卸値については年平均単価を記入)

			階級 (6 階級)										
			3L	2L	L	M	S	2S					
等級 (3等級)	A	kg単価											
		出荷量(t)											
	丸品	kg単価											
		出荷量(t)											
	C	kg単価											
		出荷量(t)											
		kg単価											
		出荷量(t)											
		kg単価											
		出荷量(t)											
		kg単価											
		出荷量(t)											

※出荷規格が複数ある場合(契約取引除く)は、主に使用しているものを記入

※決算済の直近年の実績を記載

2-③ 現況の出荷関連作業の内容と労働力

※出荷規格の多寡に伴い、作業量が増減する作業(収穫・選別・調製・包装・箱詰め・出荷)が対象
※平均的な規模の生産者を目安として記載すること

◆収穫作業(当てはまる内容にチェックをつけること)

- ☐ 出荷規格の範囲に合わせるため、1日複数回の作業を行っている
- ☐ 出荷規格の多寡で作業内容は変わらない
- ☐ その他(加工用や、すでに出荷規格を簡素化しているため機械で収穫等)

・収穫作業の具体的な作業内容及び労働力

(例) 高値であるM規格の範囲で出来るだけ出荷できるよう、1日3回手作業で収穫を行っている。

生産規模: ○a

収穫作業: 年○日程度のピーク時は、○人で対応(うち雇用△人)

1人1日あたり収穫に係る労働時間: ○時間/日

※出荷規格の多寡で作業内容が変わらない場合は、記載不要

◆選別～出荷作業の内容と労働力

	作業内容	労働力
生産者	(例1) 個選のため、選別・調製・箱詰めしJAに出荷。選別は手作業。 (例2) 集落の生産者団体が共選のため、予備選別のみ行い集荷場へ持ち込む。	(例) 生産規模: ○a(H29実績) 作業人数: ○名/日(ピーク時)うち雇用△名 作業時間: ○時間/人・日(ピーク時) ※収穫と選別を一体的に行っており不可分な場合は、こちらにまとめて記載すること
選果場 (生産者団体で行うものも含む)	(例) 選別以降の作業を実施。選別は機械で行うが、調製・包装・箱詰めは手作業。出荷はフォークリフトでパレット積みし、紙伝票を発行。	(例) 取扱量: ○t(H29実績) 作業人数: ○名/日(ピーク時) 選別～箱詰め作業時間: のべ○時間(稼働日数○日) 出荷作業時間: ドライバーと選果場職員で行いのべ○時間

2-④ 現況の出荷資材

・包装に利用する資材

(例1) 全体の9割は、包装資材としてフィルムシートを使用し、ダンボールに入れて出荷。パレットを使用。残りは加工用として、包装せず鉄コンテナに入れて出荷。

(例2) 大半(約98%程度)は、緩衝材を使用しダンボールに入れて出荷。残りは贈答用として、緩衝材を使用し木箱に入れ、さらにダンボールに入れて出荷。

・輸送に利用する資材

	出荷先	出荷量に占める割合
11型レンタルプラスチックパレット		
鉄コンテナ、カゴ車等		
その他のパレット(		

・出荷に係る費用(流通コスト)

(例) 15～20

(幅を持たせても可) 円/kg

※決算済の直近年の実績を記載。

2-⑤ 契約取引等の実施の効果

項 目	内 容
契約取引の 出荷量・割合	出荷量： 割 合：
契約取引の実施相手 数及び規格の種類数	(例) 直接取引の実施相手数は3社だが、直接取引用の出荷規格は統一しておりどの社向けであっても同じで、1種類である。
市場の出荷規格 との違い	(例) A品の2L～Mをひとまとめに出荷している。これ以外の規格は出荷対象外である。
市場の出荷形態と流 通コストとの違い	(例) ダンボールではなく鉄コンテナで出荷しているため、資材費はトータルで〇円のコスト削減となっている。
直接取引と市場出荷 の作業内容の違い	(例1) 収穫について機械収穫で行っているため、省力化につながっている。 (例2) 〇〇向けのものは、〇規格しかなく、包装・袋詰め等がないため、大幅な労働時間の短縮につながっている。

3. 現状の検証

3-① 現在の実需者ニーズの把握と現行出荷規格との整合性

項 目	内 容
現行規格となっている背景	(例) 〇〇市場に出荷する上で、出荷規格設定当時に市場から具体的に18区分の依頼を受けていた。
市場・実需者から聞いている 現在のニーズ	(例) ・当産地のものを市場を通じて購入している主な実需者からは、〇〇の規格については〇〇のため現状どおりが良いと言っているが、□□と△△は用途は同じであり統合してもよいのではと聞いている。
販売実績(単価・出荷量)	(例) ・S、2Sの価格差が小さい上に、年間出荷量の割合が少ない。Sと2Sそれぞれに特定した用途・需要を聞いていないので、統合を検討したい。
現在のニーズと出荷規格の 整合性	(例) ・20年前から当規格で出荷しており、特に市場とは規格に関しての意見交換等を実施しておらず、現在のニーズと異なる可能性がある。 ・現在も市場から言われているとおりの出荷規格であるが、〇〇等級についてここまでの細分化が本当に必要なのか疑問がある。

3-② 将来の労働力に関する見通しを踏まえた作業体系のあり方

将来的な労働力の見通し	(例) 地域の農業従事者は、10年後には現在から約2割減少する見通し。 生産年齢人口についても10年後には約1割減少の見通しであり、雇用の確保がさらに困難になる見通し。
-------------	---

作業内容	労力確保の観点等から将来の見通しを踏まえた再検討の必要性
収 穫	(例) 出荷規格を意識した収穫を行っているため、成長したものを選びながらの収穫をしており大変な労力を要している。今後は一斉に機械で収穫することも考える必要がある。
選 別	(例) 生産において最も作業時間を要している作業内容と思われる。個人選果で現在の手間ではこれ以上の生産拡大は困難と思われる。また、選果場を整備しても、規格数を統合しラインを少なくする等、少人数での作業を可能にした形としたい。
調 製	(例) 個人で下端処理や根切りを行っている。直接取引分については作業のシェアリングについても相談したい。
袋詰め (包装)	(例) 袋詰めは労力を要するので、バラ詰めで統一するか、パッケージセンターへの委託を検討したい。
出 荷	(例) 規格が細分されていることで、在庫・出庫管理も細かく分かれ手間を要している。また、ロットが少ない規格については、パレットが満載でない状態で、積み下ろし回数が多くなっている状況である。
その他	

3-③ 流通コスト低減の観点を踏まえた出荷のあり方

項 目	見直しの可能性
資材に関する点	(例) 現状は、規格ごとにダンボール・出荷容器が異なるため、多種類のものを用意する必要があるが、今後は、共通の段ボールでも効率的に詰める方法がないか検討予定。
輸送効率に関する点	(例) 現状は、規格ごとにパレットに積載するため、出荷量が少量の規格は満杯に乗らず積載効率が低下しているが、今後は、規格の簡素化やQRコードによる検品合理化を進め、規格の異なる品の合積みをも可能とする方向で市場と協議を検討。
その他	(例) 現状は、市場で等枚交換したパレットに積むか、バラ積みで輸送しているが、レンタルパレットを導入することで、パレット管理費と附帯作業料を抑制することを検討。

3-④ 労力軽減が実現できる販売方法等の検討

項 目	見直しの可能性
直接取引の拡大及び 新たな販路の検討	(例) ・3L・2Lの規格については加工用の販路を広げたい。 ・直接取引先とは商談を進めているところで、さらに〇t程度の拡大を行いたい。
作業のアウトソーシングの 可能性 ほか	(例) 袋詰めは労力を要するので、全体の〇割程度は〇〇市場のパッケージセンターへの委託を検討。

青果物流通の合理化に向けた行動方針

【記載例】

①出荷関連作業の軽減に向けた行動内容

◇あてはまる内容にチェックをつけること(複数回答可)

- | | |
|--|--|
| ☐ 出荷規格の統合・簡素化 | ☐ 簡素な出荷形態の契約取引の拡大 |
| ☐ 作業のアウトソーシング | ☐ 11型レンタルパレットの利用 |
| ☐ その他() | |

(例1) ○年後までに、出荷規格の等級を見直し、現在○ある出荷規格を△に統合する。
(例2) ○年後までに、現在契約している実需者との契約取引の拡大及び新たな実需者と契約取引を行い、簡素な出荷形態の契約取引を□ポイント拡大する。
(例3) ○年後までに、当産地全体の△%程度を出荷している実需者と収穫、選別、調製、出荷作業のシェアリングを行う契約をし、この実需者向けへの出荷作業についてはすべてアウトソーシングとする。
(例4) 出荷規格が今後ともニーズに対応したものとなるよう、実需者と定期的に協議を行う。
(例5) 出荷販売区分を○○区分→○○区分に集約する。
(例6) □□の輸送について、11型レンタルパレットを利用する。

②目標に向けた具体的な行動方針

(例)
※出荷規格を簡素化する場合
等級の簡素化については、複数の実需者等から統合してよい意向を示されている。
来年度までに○○市場関係者や主な実需者との協議を行い同意を得るとともに生産者に説明、同意を得る。2年後には簡素化した規格による出荷を試験的に行い、市場関係者、実需者等の評価を確認し、3年後から本格的に運用する。
全体の出荷量のうち、合理化を図る出荷規格に係る出荷量の割合は□%程度(HO実績)となる見込み。

※簡素な出荷形態の契約取引を拡大する場合
契約取引を行っている実需者には、出荷規格として3等級のみの区分で出荷をしている。
この実需者とは現在、○t、出荷量全体の○%程度の契約量であるが、これを△t(△%)まで増加する旨、来年度までに協議を行う。また新規に、同様な出荷規格で新たな実需者とも3年後までに契約を行う見込みであり、□t(□%)程度の出荷を行う。

※アウトソーシングを行う場合
契約取引を行っている実需者は□□の収穫機械を所有しており、○年度から収穫以降の作業を受託しているところ。
当該産地の契約栽培に係る農地でも、収穫以降の作業受託を来年度から依頼する予定。
全体の○%程度がこの作業受託の対象となるところ。

※出荷販売区分の集約の場合
現在品種や栽培方法によって複数ある出荷区分を集約し、大口取引の拡大につなげる。
来年度までには○○市場関係者等と協議を行い、生産者に説明し、同意を得る。
2年後には、テスト販売を開始し、3年後本格的に運用する。
このことより、予約相対取引の割合を○○%向上させ、出荷コストも○○%削減する予定。

※11型レンタルパレットの利用の場合
□□について、選果ラインを11型パレットへの積付けに適合させるとともに、パレタイザーを導入し、ダンボール箱サイズの調整がしやすい品種から、出荷先卸売市場等にも調整の上、11型パレット出荷へ切り替える。通常トラック1台当たり2時間の積込み時間を30分に短縮し、附帯作業料を抑制するとともに、選果場作業員の労働時間を短縮する。

新基本計画実装・農業構造転換支援事業

(共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化)※

都道府県事業計画書
(都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)～〇〇(西暦〇〇)年度

都道府県名 〇〇

新基本計画実装・農業構造転換支援事業
(共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化)
都道府県事業計画書
(都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書)

都道府県名

策定（変更）： 年 月 日

1 事業計画（実績）

(1) 総括表

[illegible]

(注) 附帯事務費については、申請年度のみ追記すること。

[illegible]

(注1) 総事業費の欄には年度別内訳をすべて合計した額を記入すること。

(注2) 補助率が複数ある場合は、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。

(注3) 事業実施期間が異なる場合は適宜追加すること。

(注4) 附帯事務費については、申請年度のみ追記すること。

○ 添付書類

- ・取組実施計画（別紙整備事業の明細票及び添付資料を含む）、地方農政局長等が必要と認める書類 等

(2) 内訳

別添のとおり。

(3) 事業の完了予定年月日

令和〇（西暦〇）年 〇 月 〇 日

(ア) 内訳

(注1)「整理番号」欄には、総括表とあわせて都道府県ごとの整理番号を記載し、その他の欄は取組主体計画面等から転記すること。

(注2)整備事業について、補助率が複数ある場合は、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。

a 収入の部

b 支出の部

添2) 融資の内容

整理 番号	市町村名	取組主体名	事業概要	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
				金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
						円	年	
						円	年	
						円	年	
						円	年	

2 都道府県附帯事務費の内訳表

(目) 新基本計画実装・農業構造転換支援整備費補助金

(都道府県名：)

区 分		金額（千円）	内 容	内 訳
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
市町村附帯 事務費				
合 計				

※1 金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

※2 該当する（目）ごとに作成すること。

別紙様式第2号（別記1第4の2の（1）関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

新基本計画実装・農業構造転換支援事業（共同利用施設の再編集約・合理化
及び再編集約・合理化の更なる加速化）都道府県事業計画の（変更の）妥当
性等の協議について

新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱別記1の第4の2の規定に基
づき、関係書類を添えて協議します。

記

添付書類 新基本計画実装・農業構造転換支援事業（共同利用施設の再編集約・合理化
及び再編集約・合理化の更なる加速化）都道府県事業計画書

特 認 団 体 協 議 書

取組主体の特認関係

取組主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 取組主体の定款、規約等を添付すること。
2 取組主体の取組実施計画書を添付すること。
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること。
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
5 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第4号（別記1第4の2の（4）関係）

番 号
年 月 日

取組主体名
代表 ○○○○ 殿

都道府県知事

新基本計画実装・農業構造転換支援事業（共同利用施設の再編集約・合理化
及び再編集約・合理化の更なる加速化）取組実施計画の承認について

令和○年○月○日付け○○で申請のあった取組実施計画について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱別記1の第4の2の規定に基づき、承認したので通知する。

記

添付書類 新基本計画実装・農業構造転換支援事業（共同利用施設の再編集約・合理化
及び再編集約・合理化の更なる加速化）取組実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

取組主体名
所在地
代表者氏名

〇〇年度新基本計画実装・農業構造転換支援事業（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）交付決定前着手届について

新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱別記1の第4の3の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出る。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、取組主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	総事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式第6号(別記1の第5の2の(1)関係(土地利用型作物の取組用))

再編集約・合理化計画書(兼取組状況報告書)

1 基本情報

取組主体名	〇〇農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	▽▽市	事業費	総事業費〇〇千円(うち国費〇〇千円)	事業実施年度	令和〇〇～〇〇年度
主な整備内容	△△CE:乾燥機(〇t×〇基)、色彩選別機(〇t/h×〇基)、貯蔵サイロ(〇t×〇基)等、具体的に記載する。				

2 再編集約・合理化利用のための事業計画

(1)施設等の再編集約・合理化利用についての基本的な方針

例):JAが所有する既存の米麦CEを更新・増強し、役割分担をした上で、その運用を担い手集団へ移譲することにより、施設利用の高度化を図る。 例):大豆の増産に対応するため、既存の米麦CEを模様替えし、大豆の乾燥調製用に汎用化する。整備後、さらなる増産に対応するため、調製ラインの増設を行う。

(2)補助事業を活用した再編集約・合理化に係る計画

	事業内容			整備事業実施後の利用計画		備考
	1年目	2年目	3年目 (事業完了年度)	1年後	目標年度	
CE〇号機等	例)建物の新設工事	例)色彩選別機の設置	-	例)米・麦の集荷施設としての稼働を開始	-	
CE●号機等	-	例)RC▲号で集荷していた米の受け入れを開始	例)大豆乾燥調製のために施設を改修、〇〇設備の導入を実施	例)大豆の集荷施設としての稼働を開始	-	
RC△号機等	-	-	-	例)麦の乾燥施設としての機能のみを移管	-	
RC▲号等	-	例)CE●号へ機能を移管	例)施設の撤去	-	-	

注1:再編集約・合理化に取り組む全ての施設について記載すること。
注2:補助事業を活用する計画については該当部分を黄色塗りとし、事業を単年又は2年で実施する場合には不要な欄は「-」と記載すること。

3 対象作物の現状及び成果目標

(対象品目:麦類)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (〇〇年度)	事業完了年度 (〇〇年度)	1年後 (〇〇年度)	目標年度 (〇〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:大豆)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (〇〇年度)	事業完了年度 (〇〇年度)	1年後 (〇〇年度)	目標年度 (〇〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:新規需要米)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (〇〇年度)	事業完了年度 (〇〇年度)	1年後 (〇〇年度)	目標年度 (〇〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:米(新規需要米以外))

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (〇〇年度)	事業完了年度 (〇〇年度)	1年後 (〇〇年度)	目標年度 (〇〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:その他品目)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (〇〇年度)	事業完了年度 (〇〇年度)	1年後 (〇〇年度)	目標年度 (〇〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

注:本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の現状及び事業実施年度から2年後の成果目標を記載する。

4 施設等の現状及び再編集約・合理化後の状況

(1) 事業実施前の施設等の状況

区分	取扱数量(t)	仕様	利用率(%)	利用料金(円)	現行の機能分担、課題等
CEO号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
CE●号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
RC△号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
個人乾燥	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
...					

(2)施設等の再編集約・合理化後(事業実施2年後)の目標(又は現状)

区分	取扱数量(t)	仕様	利用率(%)	利用料金(円)	再編集約・合理化後の機能分担、課題等
CEO号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
CE●号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
RC△号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
個人乾燥	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
...					

注:(1)及び(2)については、本計画の対象となる施設の種類及び仕様(施設能力、しゅん功年等)、取扱収量、利用率、利用料金、機能分担、課題等を記載する。

5 担い手への配慮

例) 戦略作物を増産するためには、担い手集団を施設利用者に組み入れる必要があるため、以下のような取組を行う。

1. 再編集備を行ったCEの運営の一部もしくは全部を担い手に移譲する。
2. サイロ貸しを行い、担い手の戦略的な販売を促進する。
3. ...
4. ...

6 その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

--

7 施設管理台帳

施設名等	住所	施設廃止の有無
CE○号機等	〒○○○-○○○○ ○○県○○市・……	-
CE●号機等	〒○○○-○○○○ ○○県○○市・……	-
RC△号機等	〒○○○-○○○○ ○○県○○市・……	○

注:新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用する全ての施設について、施設廃止の有無を記載すること。

※ 参考資料として、①再編集約・合理化前後の施設の位置及び受益地域を示した地図、②再編集約・合理化に係る概略図を添付すること。

※「経営所得安定対策等実施要綱」(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)第2の2に規定する「水田収益力強化ビジョン」を策定している地域においては、本計画との整合性を図るとともに、「水田収益力強化ビジョン」を参考資料として添付すること(添付資料は、公表資料のみでも可)。

別紙様式第6号(別記1の第5の2の(1)関係(畑作物・地域特産物、野菜、果樹及び花きの取組用))

再編集約・合理化計画書(兼取組状況報告書)

1 基本情報

取組主体名	〇〇農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	▽▽市	事業費	総事業費〇〇千円(うち国費〇〇千円)	事業実施年度	令和〇〇～〇〇年度
主な整備内容					

2 再編集約・合理化利用のための事業計画

(1)施設等の再編集約・合理化利用についての基本的な方針

例):トマトの選果を1カ所に集約し、施設の利用率を向上させ、利用料金を下げることで選果コストの低減を図るとともに、最新の光センサー選果機を導入することで、高糖度メロンのブランド再建を図る。 例):立地のよいA選果場の取扱品目を増加させ、産地の集荷を集約することで、集荷賃を下げて流通コストを低減するとともに、統一ブランドの確立により有利販売を達成する。また、これに伴い廃止する選果場を直売所にする事で、販売額の増加を図る。
--

(2)補助事業を活用した再編集約・合理化に係る計画

	事業内容			整備事業実施後の利用計画		備考
	1年目	2年目	3年目 (事業完了年度)	1年後	目標年度	
〇〇選果場	例)処理能力の高いトマト選果機を再整備	-	例)〇〇選果場の人参選果機能を移動	-	-	
●●選果場	-	例)メロンの光センサー選果機を再整備	-	例)新品目の導入や選果データを活用した栽培技術の均一化の取組等を実施		
△△選果場	-	例)〇〇選果場にトマトを集約	例)直売所とするため、選果機を撤去		-	

注1:再編集約・合理化に取り組む全ての施設について記載すること。

注2:補助事業を活用する計画については該当部分を黄色塗りとし、事業を単年又は2年で実施する場合には不要な欄は「-」と記載すること。

3 対象作物の現状及び成果目標

(対象品目:)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (〇〇年度)	事業完了年度 (〇〇年度)	1年後 (〇〇年度)	目標年度 (〇〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	作付面積(a)					
	出荷量(t)					
	販売額(千円)					
	主な販売先					
	集出荷貯蔵施設数					
	農産物処理加工施設数					

(対象品目:)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (〇〇年度)	事業完了年度 (〇〇年度)	1年後 (〇〇年度)	目標年度 (〇〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	作付面積(a)					
	出荷量(t)					
	販売額(千円)					
	主な販売先					
	集出荷貯蔵施設数					
	農産物処理加工施設数					

(対象品目:)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (〇〇年度)	事業完了年度 (〇〇年度)	1年後 (〇〇年度)	目標年度 (〇〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	作付面積(a)					
	出荷量(t)					
	販売額(千円)					
	主な販売先					
	集出荷貯蔵施設数					
	農産物処理加工施設数					

注: 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の現状及び事業実施年度から2年後の成果目標を記載する。

4 施設等の現状及び再編集約・合理化後の状況

(1)事業実施前の施設等の状況

区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼働期間	現行の機能分担、課題等
〇〇選果場	トマト 〇〇t	〇〇t (〇〇t)	〇% (〇%)	〇円/kg	〇月～〇月	
	人参 〇〇t	〇〇t (〇〇t)	〇% (〇%)	〇円/kg	〇月～〇月	
●●選果場	メロン 〇〇t	〇〇t (〇〇t)	〇% (〇%)	〇円/kg	〇月～〇月	
△△選果場	トマト 〇〇t	〇〇t (〇〇t)	〇% (〇%)	〇円/kg	〇月～〇月	
選果場計	〇〇t	〇〇t (〇〇t)	〇% (〇%)	〇円/kg	〇月～〇月	
個選(□地区)	トマト	〇〇t			〇月～〇月	

※処理量及び利用率は上段に直近年、下段()内に5年前の数値をそれぞれ記入する。なお、該当のない欄は「－」を記入すること。

(2)施設等の再編集約・合理化後(事業実施2年後)の目標(又は現状)

区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼働期間	再編集約・合理化後の機能分担、課題等
〇〇選果場	トマト 〇〇t	〇〇t	〇%	〇円/kg	〇月～〇月	
	人参 〇〇t	〇〇t	〇%	〇円/kg	〇月～〇月	
●●選果場	メロン 〇〇t	〇〇t	〇%	〇円/kg	〇月～〇月	
選果場計	〇〇t	〇〇t	〇%	〇円/kg	〇月～〇月	

5 その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

6 施設管理台帳

施設名等	住所	施設廃止の有無
〇〇選果場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市……	-
●●選果場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市……	-
△△選果場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市……	○

注：新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用する全ての施設について、施設廃止の有無を記載すること。

※ 参考資料として、①再編集約・合理化前後の施設の位置及び受益地域を示した地図、②再編集約・合理化に係る概略図を添付すること。

再編集約・合理化計画書(兼取組状況報告書)

1 基本情報

取組主体名		都道府県名・市町村名		地区名	
-------	--	------------	--	-----	--

2 再編集約・合理化利用のための事業計画

(1)本計画の対象となる地域の再編集約・合理化についての基本的な方針

例):△△地区内の集荷体制の見直しを行い、各工場の操業率の向上を図ることで、国内産糖工場の生産コストを低減させる。

例):△△地域内にある複数の国内産糖工場を集約するため、〇〇工場、〇〇工場を廃止し、〇〇〇〇に新たな工場を建設する。

(2)補助事業を活用した再編集約・合理化に係る計画

事業者名	工場名	事業内容			整備事業実施後の利用計画		備考
		1年目	2年目	3年目 (事業完了年度)	1年後	目標年度	
〇〇株式会社	〇〇工場						
△△株式会社	△△工場						
□□株式会社	□□工場						

注1:再編集約・合理化に取り組む全ての施設について記載すること。
注2:補助事業を活用する計画については該当部分を黄色塗りとし、事業を単年又は2年で実施する場合には不要な欄は「―」と記載すること。
注3:事業実施期間が異なる場合は適宜追加すること。

3 国内産糖工場の現状及び目標

(1)本計画の対象となる地域の事業実施前の状況(〇〇年度)

事業者名	工場名	処理能力 (トン／日)	作付(収穫)面積 (ha)	収穫量(原料処理量) (トン)	操業率 (%)	製造コスト (円／製品トン)	施設における課題等
〇〇株式会社	〇〇工場						例)近年、生産者の高齢化による作業効率の減少に伴い、操業率が低下傾向。
△△株式会社	△△工場						
□□株式会社	□□工場						
計 (〇工場)							

(2)本計画の対象となる地域の再編集約・合理化後の目標(又は現状)(〇〇年度)

事業者名	工場名	処理能力 (トン／日)	作付(収穫)面積 (ha)	収穫量(原料処理量) (トン)	操業率 (%)	製造コスト (円／製品トン)	再編集約・合理化後の集荷計画
〇〇株式会社	〇〇工場						
□□株式会社	□□工場						
計 (〇工場)							

(3)その他期待される効果等

4 その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

5 施設管理台帳

施設名等	住所	施設廃止の有無
〇〇株式会社 〇〇工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市……	-
△△株式会社 △△工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市……	-
□□株式会社 □□工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市……	○

注：新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用する全ての施設について、施設廃止の有無を記載すること。

※参考資料として、各工場の位置が分かる当該地域の地図、再編集約・合理化に係る概略図、再編集約・合理化に係る関係者の意思決定が確認できる文書及び各工場の損益が分かる資料を添付すること。

別紙様式第6号(別記1の第5の2の(1)関係(国内産いもでん粉工場再編集約・合理化の取組用))
再編集約・合理化計画書(兼取組状況報告書)

1 基本情報

取組主体名	〇〇〇〇工場	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区
-------	--------	------------	--------	-----	------

2 再編集約・合理化利用のための事業計画

(1)本計画の対象となる地域の再編集約・合理化についての基本的な方針

例):△△地域内の〇箇所国内産いもでん粉工場について、品種毎に加工する等の役割分担を図るため、〇〇〇〇が所有する既存の国内産いもでん粉工場を廃棄し〇箇所に再編集統合する。また、地区内の集荷体制の見直しを行い、各工場の操業率の向上を図ることで、国内産いもでん粉の生産コストを低減させる。

例):△△地域内にある複数の国内産いもでん粉工場を集約するため、〇〇工場、〇〇工場を廃止し、〇〇〇〇に新たな工場を建設する。

(2)補助事業を活用した再編集約・合理化に係る計画

工場名	事業内容			整備事業実施後の利用計画		備考
	1年目	2年目	3年目 (事業完了年度)	1年後	目標年度	
〇〇工場						
△△工場						
□□工場						

注1:再編集約・合理化に取り組む全て施設について記載すること。

注2:補助事業を活用する計画については該当部分を黄色塗りとし、事業を単年又は2年で実施する場合には不要な欄は「－」と記載すること。

注3:事業実施期間が異なる場合は適宜追加すること。

3 国内産いもでん粉工場の現状及び目標

(1)本計画の対象となる地域の事業実施前の状況(〇〇年度)

施設名	原料集荷量	原料処理能力	操業率	年間生産量	主な販売先	施設における課題等
〇〇工場 (〇〇生産組合)						例)近年、生産者の高齢化による集荷量の減少に伴い、操業率が低下傾向。
△△△△ (△△株式会社)						例)生産者の高齢化による離農から、約定を締結する生産者が減少。
□□□工場 (□□組合)						
計 (〇工場)						

(2)本計画の対象となる地域の再編集約・合理化後の目標(又は現状)(〇〇年度)

施設名	原料集荷量	原料処理能力	操業率	年間生産量	主な販売先	廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷計画
〇〇工場 (〇〇生産組合)						
□□□工場 (□□組合)						
計 (〇工場)						

(3)その他期待される効果等

4 その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

5 施設管理台帳

施設名等	住所	施設廃止の有無
〇〇工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市……	-
△△工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市……	○
□□工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市……	-

注：新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用する全ての施設について、施設廃止の有無を記載すること。

※ 参考資料として各工場の位置が分かる当該地域の地図及び再編集約・合理化に係る概略図を添付すること。

別紙様式第6号(別記1の第5の2の(1)関係(土地利用型作物と畑作物・地域特産物等の取組を一体的に行う場合))

再編集約・合理化計画書(兼取組状況報告書)

1 基本情報

取組主体名	〇〇農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	▽▽市	事業費	総事業費〇〇千円(うち国費〇〇千円)	事業実施年度	令和〇〇～〇〇年度
主な整備内容					

2 再編集約・合理化利用のための事業計画

(1)施設等の再編集約・合理化利用についての基本的な方針

(2)補助事業を活用した再編集約・合理化に係る計画

	事業内容			整備事業実施後の利用計画		備考
	1年目	2年目	3年目 (事業完了年度)	1年後	目標年度	
CE〇号機等						
CE●号機等						
RC△号機等						
〇〇選果場等						
●●選果場等						
△△選果場等						

注1:再編集約・合理化に取り組む全ての施設について記載すること。
注2:補助事業を活用する計画については該当部分を黄色塗りとし、事業を単年又は2年で実施する場合には不要な欄は「－」と記載すること。

3 対象作物の現状及び成果目標

(対象品目:)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (〇〇年度)	事業完了年度 (〇〇年度)	1年後 (〇〇年度)	目標年度 (〇〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	作付面積(a)					
	生産量(t) ^{※1}					
	出荷量(t) ^{※2}					
	販売額(千円) ^{※2}					
	主な販売先 ^{※2}					
	集出荷貯蔵施設数 ^{※2}					
	農産物処理加工施設数 ^{※2}					

(対象品目:)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (〇〇年度)	事業完了年度 (〇〇年度)	1年後 (〇〇年度)	目標年度 (〇〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	作付面積(a)					
	生産量(t) ^{※1}					
	出荷量(t) ^{※2}					
	販売額(千円) ^{※2}					
	主な販売先 ^{※2}					
	集出荷貯蔵施設数 ^{※2}					
	農産物処理加工施設数 ^{※2}					

(対象品目:)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (〇〇年度)	事業完了年度 (〇〇年度)	1年後 (〇〇年度)	目標年度 (〇〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	作付面積(a)					
	生産量(t) ^{※1}					
	出荷量(t) ^{※2}					
	販売額(千円) ^{※2}					
	主な販売先 ^{※2}					
	集出荷貯蔵施設数 ^{※2}					
	農産物処理加工施設数 ^{※2}					

注: 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の現状及び事業実施年度から2年後の成果目標を記載する。

注: 土地利用型作物の場合は※1、畑作物・地域特産物、野菜、果樹及び花きの場合は※2について記載する。

4 施設等の現状及び再編集約・合理化後の状況

(1)ア 事業実施前の施設等の状況(土地利用型作物)

区分	取扱数量(t)	仕様	利用率(%)	利用料金(円)	現行の機能分担、課題等
CEO号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
CE●号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
RC△号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
個人乾燥	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
...					

イ 事業実施前の施設等の状況(畑作物・地域特産物、野菜、果樹及び花き)

区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼動期間	現行の機能分担、課題等
○○選果場	トマト ○○t	○○t (○○t)	○% (○%)	○円/kg	○月～○月	
	人参 ○○t	○○t (○○t)	○% (○%)	○円/kg	○月～○月	
●●選果場	メロン ○○t	○○t (○○t)	○% (○%)	○円/kg	○月～○月	
△△選果場	トマト ○○t	○○t (○○t)	○% (○%)	○円/kg	○月～○月	
選果場計	○○t	○○t (○○t)	○% (○%)	○円/kg	○月～○月	
個選(□地区)	トマト	○○t			○月～○月	

※処理量及び利用率は上段に直近年、下段()内に5年前の数値をそれぞれ記入する。なお、該当のない欄は「－」を記入する。

(2) ア 施設等の再編集約・合理化後(事業実施2年後)の目標(又は現状)(土地利用型作物)

区分	取扱数量(t)	仕様	利用率(%)	利用料金(円)	再編集約・合理化後の機能分担、課題等
CEO号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
CE●号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
RC△号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
個人乾燥	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
...					

イ 施設等の再編集約・合理化後(事業実施2年後)の目標(又は現状)(畑作物・地域特産物、野菜、果樹及び花き)

区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼動期間	再編集約・合理化後の機能分担、課題等
○○選果場	トマト ○○t	○○t	○%	○円/kg	○月～○月	
	人参 ○○t	○○t	○%	○円/kg	○月～○月	
●●選果場	メロン ○○t	○○t	○%	○円/kg	○月～○月	
選果場計	○○t	○○t	○%	○円/kg	○月～○月	

注：(1)及び(2)については、本計画の対象となる施設の種類及び仕様(施設能力、しゅん功年等)、取扱収量、利用率、利用料金、機能分担、課題等を記載する。

5 担い手への配慮(土地利用型作物のみ)

例) 戦略作物を増産するためには、担い手集団を施設利用者に組み入れる必要があるため、以下のような取組を行う。
1. 再編整備を行ったCEの運営の一部もしくは全部を担い手に移譲する。
2. サイロ貸しを行い、担い手の戦略的な販売を促進する。
3. ...
4. ...

6 その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

7 施設管理台帳

施設名等	住所	施設廃止の有無
CE○号機等	〒○○○-○○○○ ○○県○○市……	-
CE●号機等	〒○○○-○○○○ ○○県○○市……	-
RC△号機等	〒○○○-○○○○ ○○県○○市……	-
○○選果場	〒○○○-○○○○ ○○県○○市……	-
●●選果場	〒○○○-○○○○ ○○県○○市……	-
△△選果場	〒○○○-○○○○ ○○県○○市……	○

注:新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用する全ての施設について、施設廃止の有無を記載すること。

※ 参考資料として、①再編集約・合理化前後の施設の位置及び受益地域を示した地図、②再編集約・合理化に係る概略図を添付すること。
※ 土地利用型作物に当たっては、「経営所得安定対策等実施要綱」(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)第2の2に規定する「水田収益力強化ビジョン」を策定している地域においては、本計画との整合性を図るとともに、「水田収益力強化ビジョン」を参考資料として添付すること(添付資料は、公表資料のみでも可)。

別紙様式第7号（別記1第6の2関係）

修繕・更新に係る積立計画

取組主体名
代表 ○○○○

1 計画の目的

本積立計画は、○○が管理する共同利用施設について、修繕・更新に必要な費用の積立てを行うために必要な事項を定めるものである。

2 対象施設及び修繕・更新に係るスケジュール

新基本計画実装・農業構造転換支援事業において整備を実施する施設と、その施設の修繕・更新の予定時期及び費用は、次のとおりである。

年	対象施設	工事概要	予定総額 (A)	備考
令和○年○月	○○	新設	○○円	
令和○年○月	●●	△△の補修	○○円	
		メンテナンス	○○円	
...				
合計				

3 修繕・更新に係る費用における積立金の積立て・取崩しの計画

2の修繕・更新に要する費用については、以下のとおり支出することとする。

年	修繕・更新 の予定総額 (A)	Aのうち 積立金から の支出額	積立金 歳入額 (B)	積立金 残高	Aのうち 積立金 以外から の支出額 (C)	Cの内訳※
令和○年	○○円	○○円	○○円	○○円	○○円	
令和○年	○○円	○○円	○○円	○○円	○○円	
...						
合計	○○円	○○円	○○円		○○円	

※（Ｃ）については、取組主体により調達することとし、国費を前提とした記載としないこと。

4 積立金歳入額（Ｂ）の根拠

※積立歳入額の根拠を記載するとともに、将来的な受益者及び受益面積等の見込が分かる資料を添付すること。

5 その他

6 積立計画の見直しに係るスケジュール

※実績報告及び評価時には、経過年度については実績を記入することとし、当初の目標を（ ）で記載することとする。また、将来の計画を変更して提出する場合には、変更した箇所が分かるように記載することとする。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
（市町村長経由）

取組主体名
代表 ○○○○

令和○年度新基本計画実装・農業構造転換支援事業（共同利用施設の再編集
約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）取組主体事業実施状況報
告書（兼評価報告書）の提出について

新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱別記1の第8の1の規定（並
びに第9の1の規定）に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 令和○年度新基本計画実装・農業構造転換支援事業（共同利用施設の再編集
約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）取組主体事業実施状況報告
書兼評価報告書

- （注） 1 様式は、別記1の別紙様式第1号に準ずるものとする。
2 必要に応じて、別記1の第5の2の規定による再編集約・合理化計画（別
紙様式第6号）及び別記1の第6の2の規定による修繕・更新に係る積立計
画（別紙様式第7号）を添付すること。

別紙様式第9号（別記1第8の3、第9の3関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度新基本計画実装・農業構造転換支援事業（共同利用施設の再編集
約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）都道府県事業実施状況報
告書（兼評価報告書）について

新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱別記1の第8の3の規定（並
びに第9の3の規定）に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 令和○年度新基本計画実装・農業構造転換支援事業（共同利用施設の再編集
約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）都道府県実施状況報告書
兼評価報告書

（注）様式は、別記1の別紙様式第2号に準ずるものとする。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

取組主体名
代表 ○○○○

新基本計画実装・農業構造転換支援事業（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）（令和○年度）で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

令和○年度において、新基本計画実装・農業構造転換支援事業で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設の利用の実績及び改善計画
（改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）
- 4 改善方策
（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

5 改善計画を実施するための推進体制

	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計画 策定時 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	改 善 目 標 (年)
整備 事業	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注 1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注 2) 収支率は、収入／支出×100とする。

別記 4 再編集約・合理化の更なる加速化

第 1 目的

地域農業を支える共同利用施設の老朽化が進む中、共同利用施設の再編集約・合理化及び改修等による機能向上を急速に進める必要がある。そのため、別記 1 の取組と同様の取組について、更に加速化させていく上で、国及び都道府県若しくは市町村又はその両方が一体となって追加的な支援を行うこととする。

第 2 事業内容

1 事業内容

本対策は、別記 1 の共同利用施設の再編集約・合理化の取組に対して追加的に支援するものであり、事業については別記 1 の取組と同様の取組について支援するものとする。

2 取組主体の要件

本対策の取組主体は、本要綱別表 1 のメニューの欄の 1 の取組主体の欄に掲げるものとする。取組主体の要件は別記 1 の第 3 の 1 の規定に準ずる。

3 補助対象基準

本対策については、成果目標の達成に必要な施設の整備等を支援することとし、補助対象となる施設は別記 1 で整備する施設とする。各施設の要件は別記 1 の別紙 2 に準ずる。

4 補助率

1 の別記 1 の取組の補助対象経費のうち都道府県若しくは市町村又はその両方が負担する額の $1/2$ 以内とする。

5 補助上限

(1) 再編集約・合理化の更なる加速化

1 の別記 1 の取組の国庫補助金額の $1/10$

(2) 再編集約・合理化の更なる加速化の強化

1 の別記 1 の取組の国庫補助金額の $1/6$

6 目標年度

別記 1 の第 7 の規定に準ずる。

7 成果目標

取組主体が別記 1 の取組における事業の成果目標を達成すること。

第 3 取組主体の手続等

1 取組主体計画の作成及び提出

本対策の補助を受けようとする取組主体は、別記 1 の取組の申請と併せて、別記 1 の別添様式第 1 号に本対策の内容を記載し、別記 1 の第 4 の 1 の規定に準じて取組実施計画を都道府県知事に提出するものとする。

2 その他の手続

本対策の実績報告の手続については、別記 1 の第 8 の規定に準じ、別記 1 の事業と併せて報告するものとする。なお、その他の手続についても別記 1 の取組に準ずる。

第 4 都道府県及び市町村の手続等

1 都道府県計画及び市町村計画の作成及び提出

(1) 市町村が本対策を実施する場合には、市町村長は別添参考様式第 3 号の市町村事業計画書（以下「市町村計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1) の規定により市町村長から市町村計画又は第 3 の 1 の規定によ

り取組主体から取組実施計画の提出があった場合、その内容を審査し、別記1の別添参考様式第2号で作成する都道府県計画に、本対策の内容を記載するものとする。

(3) (2)の内容を記載した都道府県計画については、別記1の第4の(1)の規定に準じて、地方農政局長等に提出するものとする。市町村長が本対策を実施する場合には、市町村計画も併せて提出することとする。

(4) 地方農政局長等は、(2)及び(3)の提出を受けた場合は、別記1の第4の(3)に準じて、必要に応じ関係部局で構成する検討会等を開催して協議する。

(5) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、別記1の第4の(4)に準じて通知するものとする。

(6) 都道府県知事は、別記1の第4の(5)に準じて都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

2 事業実施状況の報告等

別記1の第8に規定する別記1の取組における報告をもって、本対策の報告に代えることとする。

3 取組の評価

別記1の第9に規定する別記1の取組における評価をもって、本対策の評価に代えることとする。

第5 採択基準

1 本対策については、別記1の別紙4の配分基準に基づいてポイントを算定し、別記1の取組について採択された取組実施計画であって、都道府県若しくは市町村又はその両方がその事業費を負担する計画について、採択することができるものとする。

2 本対策における事業の採択に当たっては、複数年計画の取組実施計画について、本対策の継続事業の実施に要する国費相当分を優先的に割り当てるものとする。

3 1で算定されたポイントに基づき、別記1の別紙4の2から8までの合計ポイントの高い順(同一ポイントを獲得した取組実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順)に並べ、ポイントが上位の取組実施計画から順に採択するものとする。

4 本対策にあつては、以下の(1)又は(2)を要件とする。

(1) 再編集約・合理化の更なる加速化

第2の5の(1)の補助上限とする場合、別記1の第11の2のうち、別紙4の2の合計ポイントが20ポイント以上の取組実施計画である場合

(2) 再編集約・合理化の更なる加速化の強化

第2の5の(2)の補助上限とする場合、別記1の第11の2のうち、別紙4の2の合計ポイントが25ポイント以上の取組実施計画であること、かつ、地域計画の推進に向けて、当該取組実施計画の主な受益地がある市町村と取組主体において地域計画の推進に向けた覚書を締結していること又は取組主体が当該取組実施計画の主な受益地がある市町村の地域計画において整備する施設の記載をされていること

新基本計画実装・農業構造転換支援事業
(再編集約・合理化の更なる加速化)
市町村事業計画書
(市町村事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)~〇〇(西暦〇〇)年度

都道府県名 〇〇

新基本計画実装・農業構造転換支援事業
(再編集約・合理化の更なる加速化)
市町村事業計画書
(市町村事業実施状況報告書兼評価報告書)

市町村名

策定(変更)： 年 月 日

1 事業計画 (実績)

(1) 総括表

番号	事業区分	総事業費 （円）	年度別内訳																備考
			〇〇（西暦〇〇）年度				〇〇（西暦〇〇）年度				〇〇（西暦〇〇）年度								
			総事業費				総事業費				総事業費								
			（円）	国費	都道府県費	市町村費	その他	（円）	国費	都道府県費	市町村費	その他	（円）	国費	都道府県費	市町村費	その他		
整備事業																			
共同利用施設の再編集約・合理化																			
再編集約・合理化の更なる加速化																			
計																			
整備事業																			
共同利用施設の再編集約・合理化																			
再編集約・合理化の更なる加速化																			
計																			
整備事業																			
共同利用施設の再編集約・合理化																			
再編集約・合理化の更なる加速化																			
計																			
整備事業																			
共同利用施設の再編集約・合理化																			
再編集約・合理化の更なる加速化																			
計																			
整備事業																			
共同利用施設の再編集約・合理化																			
再編集約・合理化の更なる加速化																			
計																			
整備事業																			
共同利用施設の再編集約・合理化																			
再編集約・合理化の更なる加速化																			
計																			
附帯事務費（都道府県、市町村）																			

(注) 附帯事務費については、申請年度のみ追記すること。

	事業区分	総事業費 ^{※注1} (円)	年度別内訳																備考 ^{※注2}	
			〇〇(西暦〇〇)年度								〇〇(西暦〇〇)年度				〇〇(西暦〇〇)年度					
			総事業費				総事業費				総事業費				総事業費					
			(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他			
総計	整備事業																			
	共同利用施設の再編集約・合理化																			
	再編集約・合理化の更なる加速化																			
	附帯事務費（都道府県、市町村）																			
	合計																			
総計	整備事業																			
	共同利用施設の再編集約・合理化																			
	再編集約・合理化の更なる加速化																			
	附帯事務費（都道府県、市町村）																			
	合計																			

(注1) 総事業費の欄には年度別内訳をすべて合計した額を記入すること。

(注2) 補助率が複数ある場合は、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。

(注3) 事業実施期間が異なる場合は適宜追加すること。

- 添付書類
- 取組実施計画(別紙整備事業の明細票及び添付資料を含む)、地方農政局長等が必要と認める書類 等

(2) 内訳

別添のとおり。

(3) 事業の完了予定年月日

令和〇(西暦〇)年 〇 月 〇 日

(別添1) 整備事業

(ア) 内訳																																		
整理 番号	No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農家 者数	事業 実施 期間	目標 年度	取組目標	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力 等)				1年目の総事業費 (円)				2年目の総事業費 (円)				3年目の総事業費 (円)				完了 年月日	事後評価 の検証方法	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	都道府県 の評価	備考	目標の 実現可能性		
										現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)	国費	都道府県 費	市町村費	その他	国費	都道府県 費	市町村費	その他	国費	都道府県 費	市町村費	その他										
附帯事務費（都道府県、市町村）																																		
計																																		
合計																																		

(注1)「整理番号」欄には、総括表とあわせて都道府県ごとの整理番号を記載し、その他の欄は取組主体計画等から転記すること。
(注2)整備事業について、補助率が複数ある場合は、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。

(イ) 収入予算（又は精算）

a 収入の部					
	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は前年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合計					

b 支出の部					
	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は前年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
整備事業					
合計					

(別添2) 融資の内容

整理番号	取組主体名	事業概要	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
			金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
					円	年	
					円	年	
					円	年	
					円	年	

2 市町村附帯事務費の内訳表

(目) 新基本計画実装・農業構造転換支援整備費補助金

(市町村名：)

区 分		金額（千円）	内 容	内 訳
市町村附帯 事務費				
合 計				

※1 金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。
※2 該当する（目）ごとに作成すること。

別記5 被災した共同利用施設の再編集約・合理化

第1 趣旨

天災その他の災害により地域農業を支える共同利用施設（以下「施設」という。）に大きな被害が発生した場合に、被災地域における農業生産の早期回復を図るとともに、将来にわたり持続可能な生産・流通体制を構築するためには、地域農業の将来像を踏まえた施設の再編集約・合理化及び被災した施設の早期復旧を推進することが必要である。

このため、本事業において、農産局長が別途通知により定める災害（以下「対象災害」という。）により被災した施設について、再編集約・合理化、その他必要な取組を支援するものとする。

第2 取組の概要

対象災害の影響により施設が被災した地域において、被災した施設の復旧を含む施設の再編集約・合理化及びその更なる加速化に係る次の取組を支援するものとする。

1 共同利用施設の再編集約・合理化

(1) 対象施設等

支援対象とする施設は、別表1の1に定める施設とする。

(2) 対象とする取組

ア 再編集約に係る取組

対象災害により被災した施設を含む複数の既存施設について、その機能を新たに編成し直し、又は集める等により整理することで管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要となる施設の新設、既存施設の復旧、移設、増築及び改修（以下「改修等」という。）、並びにこれらに伴う既存施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地等（以下「廃棄等」という。）を行うこと（以下「再編集約」という。）をいう。

なお、再編集約の前後で施設数が減少すること又は同数であることとし、別記1の第5に定める再編集約・合理化計画（以下「再編計画」という。）及び別記1の第6に定める修繕・更新に係る積立計画（以下「積立計画」という。）を策定するほか、本要綱に定めのある要件を満たすこととする。

イ 合理化に係る取組

対象災害により被災した一つの既存施設について、その機能を向上させることで管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要となる施設の新設、既存施設の改修等及びこれらに伴う既存施設の廃棄等を行うこと（以下「合理化」という。）をいう。その際、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は対象外とする。

なお、合理化の前後の施設数が同数であることとし、再編計画及び積立計画を策定するほか、本要綱に定めのある要件を満たすこととする。

ウ 対象災害により被災した本事業実施中の施設に対する復旧、再建等の取組

本要綱に基づき承認された取組実施計画に位置づけられた施設（工事施工中の施設を含む。）であって、対象災害により被災した施設の改修等及びこれらに伴う既存施設の

廃棄等を行うことをいう。

2 再編集約・合理化の更なる加速化

1 の取組に対して都道府県若しくは市町村又はその双方が事業費の一部を負担する場合には、当該負担に要する経費の一部を支援するものとする。

第3 取組主体

別記1の第3の1の規定を準用する。

第4 対象地域

- 1 本事業の対象となる地域は、対象災害の影響により大きな被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている共同利用施設が存在する地域とする。
- 2 第2の1の(1)対象施設等の主たる受益地については、別記1の第3の2の(1)の規定を準用する。
- 3 第2の1の(1)対象施設等において、野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、別記1の第3の2の(2)の規定を準用する。

第5 取組の実施期間

別記1の第3の3の規定を準用する。

第6 取組の実施基準等

第2の1の(2)の取組の実施基準は、別記1の第3の4の規定を準用する。

ただし、本別記に別段の定めがある場合は、本別記の定めるところによるほか、次の規定は準用しない。

- 1 要綱別記1の第3の4の(2)のア
- 2 要綱別記1の第3の4の(2)のオのうち、整備する施設は原則として新品、新築又は新設によるものとする規定
- 3 要綱別記1の第3の4の(2)のサの(ア)のうち、原則、法定耐用年数を経過していることとする規定

第7 補助率

1 共同利用施設の再編集約・合理化

補助率は、補助対象経費の1/2以内とする。

2 再編集約・合理化の更なる加速化

都道府県又は市町村が第2の1の取組に対して事業費の一部を負担する場合、当該地方公共団体の負担額の1/2以内を支援するものとし、その上限は、別表1の第4項に規定する額とする。

第8 上限額

取組実施計画の上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。

- 1 受益が1経営体（法人）に限定される場合の取組にあつては、1年度当たり5億円
- 2 別表1のメニューの欄の1の取組主体の欄の（10）に掲げる中間事業者及び同（11）に掲げる流通業者が要望できる取組実施計画1つ当たりの額にあつては、それぞれ次のとおりとする。ただし、別表1のメニューの欄の1のオの集出荷貯蔵施設のうちストックセンターを整備する場合はこの限りでない。
 - （1）中間事業者 5億円
 - （2）流通業者 2.5億円
- 3 農産物処理加工施設のうち、国内産糖・国内産いもでん粉工場であつて鹿児島県及び沖縄県に所在する製糖工場における省力化施設・設備の整備を通じた分みつ糖産地の強化の取組にあつては、1年度当たり30億円
- 4 1から3に掲げる取組以外のものにあつては、1年度当たり20億円

第9 上限事業費等

施設別の上限事業費については、設定しない。

第10 補助対象経費

補助対象経費については、別表2及び別記1の第3の10の規定を準用する。

第11 成果目標の基準

成果目標の基準は別紙4の2に定めるものとする。

なお、第2の1の（2）のウの取組であつて、本要綱に基づき既に承認された取組実施計画の再編集約・合理化の内容と同様の一連の取組と認められる場合にあつては、既に承認された取組実施計画の成果目標と同じ目標を設定できるものとする。

第12 目標年度

成果目標の目標年度は、本事業の事業実施年度（本事業を複数年度にわたって実施する場合にあつては、本対策の事業完了年度をいう。以下同じ。）の翌々年度とする。

なお、第2の1の（2）のウの取組における既に承認された取組実施計画の成果目標の目標年度を考慮する必要は無い。

第13 事業実施状況の報告等

別記1の第8の規定を準用する。

第14 事業の評価

別記1の第9の規定を準用する。

ただし、第2の1の(2)のウの取組にあつては、本事業により整備した施設だけでなく、既に承認されていた取組実施計画に基づき事業実施中の取組により整備された施設も含めて評価を行うものとする。

また、地方農政局長等が開催する関係部局で構成する検討会において、対象災害による影響が大きいと判断された場合にあっては、当該影響を除外した上で、成果目標の達成度等の評価を行うことができるものとする。

第15 採択基準

- 1 取組実施計画の採択に当たっては、本要綱に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行った上で、別紙4の配分基準によりポイントを算定し、別紙4の2の合計ポイントが16ポイント以上の取組実施計画を選定するものとする。
- 2 第2の1の取組については、前項の規定により選定対象となる取組実施計画で算定した合計ポイントの高い順（同一ポイントを獲得した取組実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順）に並べ、予算の範囲内で採択する。
- 3 第2の2の取組については、第2の1の取組について採択された取組実施計画を合計ポイントの高い順（同一ポイントを獲得した取組実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順）に並べ、予算の範囲内で採択するが、採択要件については別記4の第5の4の規定を準用する。
- 4 過去にも大きな災害に見舞われた特別な事情があるものとして、農産局長が別途定める災害であり、かつ第2の1の取組について都道府県若しくは市町村又はその両方が合計で国庫補助金額の1/6（別表1の4の補助率の欄における補助上限に相当する額）を超える額を負担する場合は、別紙4の2の合計ポイントに対し5ポイントを追加付与するものとする。

第16 事業実施の手続き

- 1 別記1の第4の1及び2の規定を準用する。
- 2 ただし、第2の1の(2)のウの取組において、本要綱に基づき既に承認された取組実施計画の再編集約・合理化の内容と同様の一連の取組と認められる場合にあっては、既に提出し承認された様式から変更のある様式及び添付資料等のみの提出とすることができる。また、事業実施年度の延長等により様式の記載欄が不足する場合は、適宜、様式の記載欄を追加することができる。

第17 その他

- 1 本事業において、対象災害の発災日以降に着手した第2に掲げる取組を補助対象とすることができる。この場合、取組主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で行うものとし、交付申請書の備考欄に着手日を記載するものとする。

2 本対策の事務手続については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食第2088号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、3農産第2897号農林水産省農産局長、3畜産第1991号農林水産省畜産局長通知（以下「事務取扱」という。））の規定を準用するものとする。

ただし、事務取扱の規定にかかわらず、次の取扱いとする。

- (1) 事業の着手に係る取扱いについては、前項によるものとし、事務取扱の第1の5の規定は準用しないものとする。
- (2) 第2の1の(2)のウの取組において、第16の2の規定により事務手続を行うときは、実施中の取組の契約関係を継続することができるほか、実施中の取組の契約を解除し同種の契約を再締結する場合においても、同一の相手方と随意契約をすることができる。
- (3) 第2の1の(2)のウにおいて、第16の2の規定により事務手続を行う場合、既に実施した手続等で、再度の実施の必要がないものは、省略することができる。

第18 準用

このほか本別記に定めのない事項に関しては、別記1の規定を準用するほか、第2の2の取組については、別記4の規定を準用する。

別紙 1（別記 1 の第 3 の 7、別記 2 の第 3 の 7 関係）

新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち共同利用施設の再編集約・合理化の上限事業費

事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稻（種子用を除く。）育苗施設に限る。	育苗対象面積 1 ヘクタールにつき 1,243 千円。ただし、100 ヘクタール未満の場合は 2,209 千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量 1 トンにつき 563 千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	稲にあつては計画処理量 1 トンにつき 625 千円 麦類にあつては計画処理量 1 トンにつき 610 千円
農産物処理加工施設（土地利用型作物）		計画処理量 1 トンにつき 6,143 千円
農産物処理加工施設（茶）	仕上茶加工機（抹茶）を整備する場合を除く。	原料の計画処理量 1 トンにつき 2,088 千円
集出荷貯蔵施設（りんご）	選果機以外	計画処理量 1 トンにつき 525 千円
	選果機（外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量 1 トンにつき 135 千円
集出荷貯蔵施設（なし）	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量 1 トンにつき 373 千円
集出荷貯蔵施設（かんきつ）	選果機以外	計画処理量 1 トンにつき 236 千円
	選果機（外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量 1 トンにつき 90 千円 ただし、計画処理量 5 千トン未満の場合は 135 千円
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量 1 トンにつき 336 千円 ただし、150g 未満のトマトにあつては計画処理数量 1 トンにつき 760 千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量 1 トンにつき 90 千円
農作物被害防止施設	防霜施設	8,833 千円／ha
	防風施設	57,918 千円／ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス（軒高が 3.5 m 以上のものを除く。）	51 千円／m ²
	ほ場内地下水位制御システム	3,917 千円／ha
	菌類栽培施設（マッシュルームを除く。）	生産量 1 トンにつき 3,979 千円
	菌床製造施設（マッシュルームを除く。）	生産量 1 万個につき 11,438 千円

種子種苗生産関連施設（土地利用型作物）		計画処理量 1 トンにつき1,385 千円
種子種苗生産関連施設（野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを除く。）	44千円／㎡
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量 1 トンにつき664千円

- （注） 1 施設については廃棄等を除く、施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。
- 2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。
- 3 中山間地域等の取組であって、地域別農業振興計画に基づき行われる取組の上限事業費は、上記の1.3倍（小数点第1位を四捨五入）とする。
- 4 労働生産性の大幅な向上等に資する革新的技術を用いる取組であり、かつ、都道府県内の整備施設と比較して平均より2倍以上の処理能力を有する施設の整備を行う場合、上限事業費は、上記の1.5倍（小数点第1位を四捨五入）とする。

別紙2（別記1の第3の2及び8、別記2の第3の8関係）

新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち共同利用施設の再編集約・合理化の
施設の補助対象基準

施設	補助対象基準
共通事項	・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (a) 事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 (b) 事業の実施に向けて、取組主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ぎ桑機、⑩自動毛羽取機
育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕飼育施設	・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	・土地利用型作物、土地利用型作物の種子（子実用とうもろこしの種子を除く。以下同じ。）及び地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンの整備並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。

荷受施設	
乾燥施設	・乾燥機（穀物用循環型）を整備する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設、貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）及びストックセンターの整備並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。 ・子実用とうもろこしの処理能力は、年間50トン以上とする。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	・乾燥機（穀物用循環型）を整備する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。
ストックセンター	・実需者に国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制を構築することを目的として、一定数量を長期貯蔵保管し、不作時に供給するための施設とする。 ・第4の1の（1）の取組実施計画の添付資料として、別記1又は別記2の別紙参考様式第1号の別紙2の安定供給計画を添付すること。
附帯施設	
農産物処理加工施設	・荷受及び貯蔵施設、乾燥及び選別・調製施設、精選及び貯留施設、搬送施設、計量施設、出荷及び包装施設並びに残さ等処理施設については、加工施設と一体的に整備するものとする。 ただし、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。

	・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給力に見合った適切な施設規模とする。 原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとする。 また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 ・処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。 なお、麦類、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。 ・土地利用型作物（大豆）の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。 なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。 ・都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域をいう。）及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・施設整備に当たっては、11型レンタルパレットの利用に適合した配置や規格を検討するなど、流通合理化に資する設計を行うものとする。 ・病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。 なお、品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 ・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬

	機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。 ・茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機及び仕上茶加工機の整備のみとする。（ただし、仕上茶加工機を導入する場合、処理原料は産地と契約栽培したものに限るものとし、当該契約栽培は長期的な契約を締結するものとする。）
国内産糖・国内産いもでん粉工場	
製造施設等	・受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、ボイラー、換気・空調、分析等に係る設備及びその他国内産糖・国内産いもでん粉製造に必要な設備の整備ができるものとする。 ・また、他の国内産糖・国内産いもでん粉工場等への譲渡に係る経費は含めないものとする。
排水処理等施設	・沈砂池、嫌気池、曝気池、貯留池の整備も可能とする。 ・国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編集約・合理化において対象としている施設及び沈殿池の廃棄・撤去に要する経費並びに敷地等を掘削し、コンクリートその他で地下浸透防止措置を施している設備等を取り壊すこと等により、当該設備等敷設前の状態に埋め戻すことに要する経費（当該設備等から排水等を除去した後に残存する汚泥等の処理経費を含む。）を対象とする。
上屋等	・製造施設等を覆うために必要な建築物、制御室（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物の整備ができるものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。 なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・予冷施設、貯蔵施設、選別、調製及び包装施設並びに残さ等処理施設については集出荷施設と一体的に整備するものとする。 ただし、既存の集出荷施設の整備又はてん菜の物流合理化のためにこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。

	また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦類は含まないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する２次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域及び生産緑地で生産されたものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。 なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあっては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあっては、一部生鮮向けを含むことができる。 ・都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・施設整備に当たっては、11型レンタルパレットの利用に適合した配置や規格を検討するなど、流通合理化に資する設計を行うものとする。 ・病害虫まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
集出荷施設	・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	
貯蔵施設	・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、C A貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。 また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。 ・てん菜の出荷を行うための交通の拠点等に設置する２次集出荷のストックポイントとして整備する場合、トラックスケール及びパイラーと

	一体とすることで貯蔵施設として整備することができる。
ストックセンター	・実需者に国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制を構築することを目的として、一定数量を長期貯蔵保管し、不作時に供給するための施設とする。 ・第4の1の(1)の取組実施計画の添付資料として、別記1又は別記2の別添参考様式第1号の別紙2の安定供給計画を添付すること。
選別、調製及び包装施設	・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。
物流合理化施設	・米又は麦類の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦類の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象としない。 なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦類の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、ばら出荷等最も効率的な出荷方式を採用するものとする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せて連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(a)物流合理化施設、(b)集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、(c)精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。 なお、この場合において、特認団体が取組主体となる場合は、複数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 (a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 (b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 (c) 取組主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 (d) 当該施設からの米の出荷先については、取組主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。
農産物取引斡旋施設	・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。

	(a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。 ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 (b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。 i 茶……………1,000ヘクタール ii こんにゃく……………600ヘクタール
青果物流通拠点施設	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。 また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地で生産されたものに限るものとする。
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築する場合に整備することができる。
附帯施設	
産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者へ農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。
附帯施設	
用土等供給施設	・育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。 ・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業を実施する場合にあつては、土壌機能増進資材製造施設及びこれらの附帯施設を整備で

	きるものとする。
用土供給施設	・育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材製造施設	・土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。
防霜施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
防風施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
病虫害防除施設	・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
生産技術高度化施設	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設及び電気料金の上昇リスクの低減に資するための施設を整備できるものとする。 ・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、受益農業従事者は以下の内容を全て実施することとする。 なお、（a）から（c）までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 （a）栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 （b）資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。 （c）共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 （d）所有の明確化 当該温室は、取組主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 （e）管理運営 当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。

	・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外への逃亡防止等に万全を期すこと。 ・地域エネルギー等供給施設は、スマート農業実践施設の整備の取組内で整備できるほか、連携する低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設の整備において必要となる場合は、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。当該施設を単独で整備する場合は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s 未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができ。ただし、当該風速が35m/s を下回る場合においては35m/s を下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、既存のハウス又は建物に設置又は併設するものとする。 ・ただし、スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合は、作付（栽培）面積は、1ヘクタール以上とし、取組を行うハウス各棟は面的に集積することを原則とする。 ・導入するスマート技術は、高度複合環境制御装置、ロボット等により収穫、搬送及び調製等の農作業を省力化・自動化するロボット装置、地域エネルギー利用、省エネ化に関する設備施設、雇用型生産管理技術に関する設備装置、その他附帯設備とする。このうち、高度複合環境制御装置を必須とし、ほかにロボット化等による省力化・自動化技術、省地域エネルギー技術利用、雇用型生産管理技術のいずれかを導入することとする。
技術実証施設	・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設等とする。 ・技術実証温室の整備の取組を行う場合は、耐風速は35m/sを有し、基礎を有する等により、構造計算が可能な温室であることとする。 また、技術実証に取り組む品目に係る技術実証の栽培面積は、おおむね30a以上1ha以下とする。
省エネルギーモデル温室	・当該施設を導入する場合は、第3の9に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。 また、その施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とする。 ・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。

低コスト耐候性ハウス	・50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができ。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 ・なお、当該施設を導入する場合は、第3の9に定める面積にかかわらず設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上のものとする。 ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、ヒートポンプ、多目的細霧冷房施設、収穫・搬送の省力化に資する装置等を整備することができるものとする。 ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 ・取組主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 ・都道府県知事が、地域の立地条件等を考慮して、特に必要と認める場合は、地域内において当該施設を分けて設置することができる。 ・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。 ・加温設備については、化石燃料のみに依存しない設備を導入する場合に限り、整備することができるものとする。
高度環境制御栽培施設	・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 ・当該施設を導入する場合は、第3の9に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。 また、設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。（ただし、太陽光利用型は農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。）

	・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。 空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。 ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。 ・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業及び農畜産物輸出拡大施設整備事業で整備が可能な高度環境制御栽培施設（うち完全人工光型）における新技術の指標について」（農林水産省生産局作成。以下「新技術指標」という。）に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指標は補助事業等での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、1回の配分で導入地区数の上限は全国3地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。 ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。 特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。 また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。 ・加温設備については、化石燃料のみに依存しない設備を導入する場合に限り、整備することができるものとする。
地域エネルギー等供給施設	・非化石燃料の地域資源を利用し、温室へ電気や熱等のエネルギーや二酸化炭素を供給する木質チップ・ペレット製造施設、木質バイオマスボイラー等を整備できるものとする。 なお、当該施設は、一体的に整備する施設にエネルギーを供給する上で必要な規模を超えない規模とする。

	・電気を供給する場合は、トリジェネレーションシステム又はコージェネレーションシステムを整備できるものとし、発電のみを行うものは対象としないものとする。 ・隣接する工場等の施設から発生する熱や電気を利用するコストがその地域の加温に要する平均コストを下回り、長期にわたって安定的に供給されることが確実な場合は、当該施設から発生する熱や電気を利用するために必要な設備の整備を行うことができるものとする。 また、工場等の施設が既に二酸化炭素分離回収装置を有し、これを利用することが可能な条件が整っている場合にあっては、熱等の利用と併せて当該二酸化炭素を利用するために必要な設備の整備を行うことができるものとする。これらの場合は、あらかじめ、木質バイオマス、地下水、地熱水等の地域資源の賦存状況、利用可能量、権利関係、導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認する等、低コスト生産の推進に留意するものとする。
高度技術導入施設	・施設園芸栽培技術高度化施設、ほ場内地下水位制御システム、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・施設園芸栽培技術高度化施設は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する既存のハウス又は建物に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設への電気や熱等のエネルギーの供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。 ・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「新技術指標」に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、1回の配分で導入地区数の上限は全国3地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。 なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第3の9に定める面積にかかわらず設置できるものとする。 ・有益昆虫増殖貯蔵施設は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこ

	れらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。 ・菌類栽培施設及び菌床製造施設の整備は、マッシュルーム及び菌床栽培きのこを対象とする。当該施設を導入をする場合は、第3の9に定める面積にかかわらず設置できるものとする。
栽培管理支援施設	・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯蔵施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。 ・花粉開葯貯蔵施設は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。 ・用排水施設とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、かん水施設の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。
株分施設	・いぐさに限る。
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。 なお、野菜については、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産工程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施設	・堆肥等の製造に必要な施設とする。 ・適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、やむを得ない事情により都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。

	・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型を実施する場合にあっては、堆肥等生産施設、堆肥流通施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （a）製造された堆肥は、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）に規定する基準に適合するものとする。 （b）製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
堆肥流通施設	・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵、ペレット化等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
堆肥発酵熱等利用施設	・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
地域資源肥料化処理施設	・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。 ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （a）製造された肥料は、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」に規定する基準に適合するものとする。

	(b) 製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」(土壌1キログラムにつき亜鉛120ミリグラム以下)に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
附帯施設	
油糧作物処理加工施設	・ナタネ油等油糧作物の種子等から搾油し、食用油を販売するまでに必要な施設及び搾油に伴い発生する油かす等の副産物を販売するまでに必要な施設に限り整備するものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとするが、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯蔵施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
バイオディーゼル燃料製造供給施設	・バイオディーゼル燃料の製造及び供給に必要な施設とする。
原料受入施設	・バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油を受け入れ、貯留を行う施設とする。
燃料製造施設	・廃食油をバイオディーゼル燃料に変換する施設並びに投入副資材及び副生反応物を処理及び貯留する施設とし、事業の目的を達することができる品質のバイオディーゼル燃料を製造することが見込まれる施設とする。
燃料貯蔵供給施設	・製造したバイオディーゼル燃料を貯蔵及び供給する施設とする。
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	

別紙 3（別記 1 の第 3 の 9、別記 2 の第 3 の 9 関係）

新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち共同利用施設の再編集約・合理化の面積要件

ア 本事業における作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ヘクタール	・原則として、受益地区の水田面積の 2 分の 1 以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5 割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。 （a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の 3 分の 2 以上が 1 ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 （b）事業の受益地区が事業対象作物の 2 以上の主要作業を 3 ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね 5 割以上の事
	麦類	北海道：60ヘクタール 都府県：30ヘクタール	
	豆類		
	大豆	20ヘクタール	

				業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
		雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
		子実用とうもろこし	5ヘクタール	・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。
		種子		・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。
			稲	種子生産ほ場の面積が25ヘクタール
			麦類	種子生産ほ場の面積が15ヘクタール
			大豆	種子生産ほ場の面積が5ヘクタール
畑作物・地域特産物	いも類	ばれいしょ	北海道：50ヘクタール（ただし、でん粉原料用については、複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に50ヘクタールを乗じた面積） 都府県：25ヘクタール（ただし、でん粉原料用については、複数市町村に	

			またがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に25ヘクタールを乗じた面積)	
		かんしょ	25ヘクタール（ただし、でん粉原料用については、複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に25ヘクタールを乗じた面積）	
		ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
	茶		10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施できる程度にほ場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	
	てん菜		50ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。	
	さとうきび		10ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域の区域内にあること。	
	こんにゃく		10ヘクタール ただし、種苗用については30ヘクタール	・地域特産物の栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集団化しているこ

	そば	5ヘクタール	と又は集団化することが 確実と見込まれること。
	ハトムギ	10ヘクタール ただし、1ヘクタール以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。	
	葉たばこ なたね ホップ	10ヘクタール	
	染料作物	5ヘクタール	
	その他地域特産物	2ヘクタール	
	蚕	集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。 なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあつては、1ヘクタール以上であることとする。	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号。）第2条に定める果樹で露地栽培のもの	10ヘクタール ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。 なお、都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標におい	

		て、都市的地域に分類されている地域を含む市町村をいう。以下同じ。)において事業を実施する場合にあっては2ヘクタールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
	果樹農業振興特別措置法施行令第2条に定める果樹で施設栽培のもの	5ヘクタール ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。 なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては50アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
	上記以外の果樹	3ヘクタール なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては30アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
野菜	露地野菜	10ヘクタール ただし、沖縄県にあっては5ヘクタールとする。 なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては2ヘクタールとする。 ただし、生産緑地が主た	

		る対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
	施設野菜	5ヘクタール なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあつては50アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
花き	露地花き	5ヘクタール なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあつては2ヘクタールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
	施設花き	3ヘクタール なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあつては50アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあつては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

- (ア) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域
(イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8

年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）を含む。）

- (ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域
- (エ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域
- (オ) 沖縄振興特別措置法（平成14 年法律第14 号）第3条第1号に規定する沖縄
- (カ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29 年法律第189 号）第1条に規定する奄美群島
- (キ) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44 年法律第79 号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (ク) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37 年法律第73 号）第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯
- (ケ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5 年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域
- (コ) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき、指定棚田地域として指定された地域
- (サ) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く）
- (シ) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦類	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。 （a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 （b）事業の受益地区が事業
	豆類		
	大豆	10ヘクタール	

		ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
		2ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	子実用とうもろこし	2ヘクタール	
	種子（稲）	種子生産ほ場の面積が10ヘクタール	・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。
畑作物・地域特産物	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
		北海道：10ヘクタール 都府県：5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	茶	5ヘクタール	
	てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉	

		の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。）の区域内にあること。	
	なたね こんにゃく ホップ	5ヘクタール	
	染料作物	3ヘクタール	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令第2条に定める果樹で露地栽培のもの	10ヘクタール	
	果樹農業振興特別措置法施行令第2条に定める果樹で施設栽培のもの	5ヘクタール	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	5ヘクタール	
	施設野菜	3ヘクタール	
花き	露地花き	3ヘクタール	
	施設花き	2ヘクタール	

ウ 中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組であって、地域別農業振興計画に基づき行われるものについては、都道府県知事が、中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合に限り、ア及びイの定めによらず、本対策に取り組むことができるものとする。

エ 稲から高収益作物等へ転換を図る場合にあっては、高収益作物等の面積要件を上記規模の1/2とすることができるものとする。

オ 複合品目にかかる取組の場合にあっては、事業に係する全ての品目を合計した面積が、取組対象品目のうちア又はイに定める面積要件の最も大きな品目の要件を満たす場合には、ア及びイの定めによらず、本事業に取り組むことができるものとする。

カ 野菜、果樹及び花きの取組において種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とすることができるものとする。

別紙 4 (別記 1 の第 11、別記 2 の第 11 関係、別記 5 の第 11 関係)

整備事業における配分基準について

- 1 各メニューの整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は、2のとおりとする。
 - (1) 別記1の第1の1の再編集約に係る取組を行う場合は、再編集約（共通）からいずれか1つを選択することを必須とし、もう1つの目標は主要な作物（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、野菜、果樹及び花き。以下同じ。）又は関連する取組に係る成果目標（環境保全、国産原材料サプライチェーン構築、農産物の輸出に向けた体制整備、物流革新に向けた取組及び共通。以下同じ。）を選択し、合計2つの成果目標を立てることとする。
 - (2) 別記1の第1の2の合理化に係る取組を行う場合は、当該施設で取り扱う作物（メニュー）に関する成果目標のうちいずれか1つを選択することを必須とし、もう1つの目標は当該施設で取り扱う作物（メニュー）又は関連する取組に係る成果目標を選択し、合計2つの成果目標を立てることとする。

複数の作物（メニュー）に関連する施設の整備を行う場合は、主要な2つの作物（メニュー）の達成すべき成果目標を1つずつ選択するものとする。ただし、作物の成果目標のうち、1つは関連する取組に係る成果目標に置き換えることができることとする。

なお、合理化に係る取組を行う場合は、再編集約に係る成果目標の選択はできないこととする。
 - (3) 別記2の第2の1の再編集約に係る取組を行う場合は、再編集約（共通）からいずれか1つを選択することを必須とし、もう1つの目標は当該ストックセンターにおいて麦類を保管する場合はB10を、豆類を保管する場合はC6を選択し、合計2つの成果目標を立てることとする。
 - (4) 別記2の第2の2の合理化に係る取組を行う場合は、当該ストックセンターで取り扱う作物（メニュー）に関する成果目標のうちいずれか1つを選択することを必須とし、もう1つの目標は当該ストックセンターにおいて麦類を保管する場合はB10を、豆類を保管する場合はC6を選択し、合計2つの成果目標を立てることとする。

なお、合理化に係る取組を行う場合は、再編集約に係る成果目標の選択はできないこととする。

[illegible]

	有機物処理・利用施設	A12	A13	A17											
土地利用型作物（麦類（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）） （注） 1	乾燥調製施設	B1	B2	B3	B4	B5	B8	B9							
	穀類乾燥調製貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B8	B9	B10						
	農産物処理加工施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B8	B9						
	集出荷貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B8	B9	B10						
	産地管理施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B8	B9						
	生産技術高度化施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B8	B9					
土地利用型作物（豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）） （注） 1	乾燥調製施設	C1	C2	C3	C4	C5									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
	農産物処理加工施設	C1	C2	C3	C5	C7	C8	C9							
	集出荷貯蔵施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7	C8	C9					
	産地管理施設	C1	C2	C3	C4	C5									
	生産技術高度化施設	C1	C2	C3	C4	C5									
土地利用型作物（子実用とうもろこし）	乾燥調製施設	D1	D2	D3	D4	D5									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	D1	D2	D3	D4	D5									
	集出荷貯蔵施設	D1	D2	D3	D4	D5									
	産地管理施設	D1	D2	D3	D4	D5									
土地利用型作物（稲、麦類及び豆類の種子）	乾燥調製施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10				
	穀類乾燥調製貯蔵施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10				
	種子種苗生産関連施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10				
畑作物・地域特産物（いも類）	育苗施設	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F12	F13			
	産地管理施設	F1	F2	F3	F6	F7	F9	F10	F11	F12	F13				
	農産物処理加工施設	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F12	F13	F14		
	集出荷貯蔵施設	F1	F2	F3	F7	F8	F9	F10	F11	F12	F13	F14			
	農作物被害防止施設	F1	F2	F9	F10	F11	F12	F13							
	種子種苗生産関連施設	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F10	F11	F12	F13	
	生産技術高度化施設	F1	F2	F3	F7	F8	F9	F12	F13						
	有機物処理・利用施設	F4	F5	F6	F7	F9	F10	F11							
畑作物・地域特産物（甘味資源作物）	育苗施設	G1	G2	G3	G4	G6									
	農産物処理加工施設	G1	G2	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10					
	集出荷貯蔵施設のうちてん菜物流合理化のための中間貯蔵施設	G5	G6	G7	G8	G9									
	農作物被害防止施設	G1	G2	G3	G4	G5	G6								
	種子種苗生産関連施設	G1	G2	G3	G4	G5									
	生産技術高度化施設	G1	G2	G3	G5	G6									
	有機物処理・利用施設	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G8	G9	G10					
	畑作物・地域特産物（茶）	農産物処理加工施設のうち荒茶加工機	H3	H5	H7	H11	H12	H13	H14	H16	H17	H19	H20		
農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機		H1	H3	H7	H8	H11	H12	H13	H14	H16	H17	H19	H20		
集出荷貯蔵施設		H4	H7	H9	H14	H16	H17	H20							
産地管理施設		H1	H2	H3	H6	H7	H10	H14	H15	H20					
生産技術高度化施設のうち栽培管理支援施設		H1	H2	H3	H6	H7	H10	H14	H15	H20					

	農作物被害防止施設のうち防霜施設、病害虫防除施設	H2	H3	H6	H7	H8	H14	H15	H18	H19	H20				
畑作物・地域特産物 (いぐさ・畳表)	育苗施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6								
	乾燥調製施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6								
	農産物処理加工施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6								
	集出荷貯蔵施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6								
	産地管理施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6								
	生産技術高度化施設	I1	I2	I3	I4	I6									
畑作物・地域特産物 (その他)	育苗施設	J1	J2	J3	J4	J5	J7	J8	J10						
	乾燥調製施設	J1	J2	J3	J4	J5	J7	J8	J10						
	農産物処理加工施設	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J11	J12					
	集出荷貯蔵施設	J1	J2	J3	J4	J5	J7	J8	J10						
	産地管理施設	J1	J2	J3	J4	J5	J7	J9	J10						
	生産技術高度化施設	J1	J2	J3	J4	J5	J7	J9	J10						
果樹	育苗施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12				
	農産物処理加工施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12				
	集出荷貯蔵施設	K1	K2	K3	K5	K6	K7	K8	K9	K13					
	産地管理施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K9	K12					
	農作物被害防止施設	K2	K7	K8	K9	K10	K11	K12							
	生産技術高度化施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12	K13	K14		
	種子種苗生産関連施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12				
	有機物処理・利用施設	K1	K2	K4	K5	K6	K7								
	農業廃棄物処理施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12				
野菜	育苗施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11					
	農産物処理加工施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8						
	集出荷貯蔵施設	L1	L2	L4	L5	L6	L7	L8	L12						
	産地管理施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11					
	農作物被害防止施設	L2	L6	L7	L9	L10	L11								
	生産技術高度化施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11	L12	L13			
	種子種苗生産関連施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11					
	有機物処理・利用施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6								
	農業廃棄物処理施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11					
花き	育苗施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11					
	農産物処理加工施設	M1	M2	M3	M5	M6	M7	M8							
	集出荷貯蔵施設	M1	M2	M4	M5	M6	M7	M8	M12						
	産地管理施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M9					
	用土等供給施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8						
	農作物被害防止施設	M2	M6	M8	M9	M10	M11								
	生産技術高度化施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11	M12	M13			
	種子種苗生産関連施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11					
	有機物処理・利用施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7							
	農業廃棄物処理施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11					
環境保全	育苗施設	N2	N3												
	用土等供給施設	N1	N2	N5											
	農作物被害防止施設	N2	N3												
	生産技術高度化施設	N12													
	種子種苗生産関連施設	N2	N3												

	有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）	N1	N2	N5	N6										
	有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設	N1	N2	N4											
	農業廃棄物処理施設	N7	N8												
	油糧作物処理加工施設	N9	N10	N11											
	バイオディーゼル燃料製造供給施設	N9	N10	N11											
国産原材料サプライチェーン構築	育苗施設	01	02												
	乾燥調製施設	01	02												
	穀類乾燥調製貯蔵施設	01	02												
	農産物処理加工施設	01	02												
	集出荷貯蔵施設	01	02												
	産地管理施設	01	02												
	農作物被害防止施設	01	02												
	生産技術高度化施設	01	02												
	種子種苗生産関連施設	01	02												
農産物の輸出に向けた体制整備	本事業で整備可能な施設	03	04	05											
物流革新に向けた取組	集出荷貯蔵施設	06													
	農産物処理加工施設	06													
共通（注）2		P1	P2	P3	P4										

（注） 1：主たる施設としてストックセンターを整備する場合は、当該施設において麦類を保管する場合はB10を、豆類を保管する場合はC6を必須とする。なお、B10、C6はストックセンターを整備する場合のみ選択できることとする。

2：共通メニュー（種別P1～P4）は、2つの成果目標のうちいずれか1つのみ選択することができるものとする。

2 同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
再編集約（共通）	s1	・再編後のトン当たり製造コストを2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・再編後の施設の運営コストを3%以上低減。 7%・・・・・・・・・・10ポイント 6%・・・・・・・・・・8ポイント 5%・・・・・・・・・・6ポイント 4%・・・・・・・・・・4ポイント 3%・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組については、本目標を選択した場合は、単位面積当たり収量の増加、生産コストの削減、労働時間の削減又は労働生産性に係る成果目標を選択することはできない。	・製造コスト又は運営コストが過去5年平均と比較して1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント 【土地利用型作物】 ・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別記1のⅡ－2の第1の1に定める都道府県の重点再編地域（以下「重点再編地域」という。）に選定されている。 ・・・・・・・・・・5ポイント ②現在の施設等の利用率（現在の対象作物（稲、麦類、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※稲については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦類、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・・・・・・・・2ポイント 【糖・いもでん粉工場】 ・再編集約に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大

		臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして5ポイントとする。
s2	・再編後の施設の労働生産性を2%以上向上。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組について、本成果目標を選択した場合は、販売額の増加、労働時間の削減又は労働生産性に係る成果目標を選択することはできない。	・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント 【糖・いもでん粉工場】 ・再編集約に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして5ポイントとする。
s3	【土地利用型作物】 ・再編後の施設の利用率（再編計画に基づく、再編後の対象作物の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・10ポイント 92%以上・・・・・・・・・・8ポイント 88%以上・・・・・・・・・・6ポイント 84%以上・・・・・・・・・・4ポイント 80%以上・・・・・・・・・・2ポイント 【畑作物・地域特産物、野菜、果樹及び花き】 ・再編後の施設の利用率（再編計画に基づく、再編後の対象作物の取扱数量を再編後の処理能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・10ポイント 95%以上・・・・・・・・・・8ポイント 90%以上・・・・・・・・・・6ポイント 85%以上・・・・・・・・・・4ポイント 80%以上・・・・・・・・・・2ポイント 【糖・いもでん粉】 ・再編前と比べて再編後の工場の利用率の上昇が3ポイント以上。 (利用率＝当該工場における原料処理量÷当該工場の年間原料処理能力) 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	【土地利用型作物】 ・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている。 ・・・・・・・・・・5ポイント ②現在の施設等の利用率（現在の対象作物（稲、麦類、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※稲については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦類、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・・・・・・・・2ポイント 【いも類、甘味資源作物、茶、野菜、果樹及び花き】

		・過去5年間の施設の利用率の低下が9ポイント以下。 23ポイント以上（上昇）・・・5ポイント 15ポイント以上（上昇）・・・4ポイント 7ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 1ポイント以下・・・2ポイント 9ポイント以下・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 【糖・いもでん粉工場】 ・再編集約に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして5ポイントとする。 【いぐさ・畳表及びその他地域特産物】 ・過去5年間の施設の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・5ポイント 3ポイント以上（上昇）・・・4ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 3ポイント以上（低下）・・・2ポイント 5ポイント以上（低下）・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
s4	・別途策定する再編集約・合理化計画において集荷量又は処理量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。 15%以上・・・10ポイント 10%以上・・・8ポイント 8%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント	・過去5年間の施設の集荷量の低下が9%以下。 23%以上（上昇）・・・5ポイント 15%以上（上昇）・・・4ポイント 7%以上（上昇）・・・3ポイント 1%以下・・・2ポイント 9%以下・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 【土地利用型作物】 ・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている。 ・・・5ポイント ②現在の施設等の利用率（現在の対象作物（稲、麦類、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・5ポイント 95%以上・・・4ポイント 90%以上・・・3ポイント 85%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント ※稲については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。

			※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・ 2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦類、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・ 2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・・・・・・・・ 2ポイント 【糖・いもでん粉】 ・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして5ポイント加算するものとする。
土地利用型作物（稲（新規需要米を除く。））	A1	・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10.0%以上。 40.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 25.0%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 17.5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は、 ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について ① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・ 5ポイント ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・ 4ポイント ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・ 3ポイント ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・ 2ポイント ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・・・・・・ 1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A11の同現況値を選択することはできない。
	A2	・当該品目の生産コスト（60kg当たり又は10a当たりの物財費）を事業実施地区における直近の水稻全体の生産コストに対して95%以下。 85.0%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・ 8ポイント 90.0%以下・・・・・・・・・・ 6ポイント 92.5%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント 95.0%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント 又は、 流通コスト（60kg当たり又は10a当たりの集出荷・販売経費）を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント	・現状の60kg当たり又は10a当たり物財費について都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 5ポイント 都道府県平均値より5%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 3ポイント 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費縮減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・ 3ポイント

		16%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	又は、 ・生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる ・・・・・・・・・・ 3 ポイント ※本現況値は、流通コストの成果目標を選択した場合のみ選択可能。なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が当該品目の流通コストの縮減に向けた取組であることとする。
	A3	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 22%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値より30%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 5 ポイント 都道府県平均値より20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 4 ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間縮減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント
	A4	・品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）の結果、①食味値②アミロース値（%）③タンパク値（%）④その他①～③と同程度の品質向上指標、のうち2項目以上が、事業実施年度の前（又は前5中3）より改善されているとともに、タンパク値（%）について分析結果が0.1ポイント以上低下。 0.8ポイント以上・・・・・・・・ 5 ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・ 3 ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント 0.1ポイント以上・・・・・・・・ 1 ポイント かつ、 (a)区分集荷(b)区分販売(c)農家への精算(d)施肥等生産技術への反映について、分析結果を(a)～(d)のうち 4つの項目に反映する場合・・・ 5 ポイント 3つの項目に反映する場合・・・ 4 ポイント 2つの項目に反映する場合・・・ 3 ポイント 1つの項目に反映する場合・・・ 2 ポイント	・品質分析（米のタンパク値（%））の結果が、事業実施年度の前（又は前5中3）と比較して0.1ポイント以上低い。 0.8ポイント以上・・・・・・・・ 5 ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・ 3 ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント 0.1ポイント以上・・・・・・・・ 1 ポイント
	A5	・当該品目の単位面積当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・過去5年間の当該品目の単位面積当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	A6	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上増加又は増加した結果取り組む	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント

		面積の割合が100%に到達・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	25%以上・・・1ポイント
	A7	・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて6ポイント以上改善。 10ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 8ポイント以上・・・6ポイント 7ポイント以上・・・4ポイント 6ポイント以上・・・2ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を10%以上削減。 事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・10ポイント 4割以上削減・・・8ポイント 3割以上削減・・・6ポイント 2割以上削減・・・4ポイント 1割以上削減・・・2ポイント	・事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が40%以上。 80%以上・・・5ポイント 70%以上・・・4ポイント 60%以上・・・3ポイント 50%以上・・・2ポイント 40%以上・・・1ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・3ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別A8の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。
	A8	・事業実施地区における高温耐性品種※の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント 又は ・事業実施地区における高温耐性品種※の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上・・・5ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・3ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント 1ポイント以上・・・1ポイント かつ、 ・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・3ポイント ※（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場等の公的機関において、高温耐性を有する品種（もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観的データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。	・事業実施地区における高温耐性品種の作付割合が1%以上。 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・3ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別A7の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。

		※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A9の成果目標を選択することはできない。	
	A9	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A8の成果目標を選択することはできない。	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3%以上。 15%以上・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・1ポイント
	A10	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・2ポイント ※育苗施設については、密播育苗の導入を行う場合に限り、本成果目標の選択が可能	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が1%以上。 5%以上・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・1ポイント
	A11	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。（ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする） 25ポイント以上・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・2ポイント	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が作付面積全体に占める割合に対して5.0%以上。 38.0%以上・・・・・・5ポイント 29.8%以上・・・・・・4ポイント 21.5%以上・・・・・・3ポイント 13.3%以上・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・1ポイント 又は、 ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について、 ① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・・・5ポイント ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・・・4ポイント ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・3ポイント ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・2ポイント ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A1の同現況値を選択することはできない。
土地利用型作物（新規需要米）	A12	・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・8ポイント 8ポイント以上・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・・・・5ポイント 6.5%以上・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・2ポイント 2.0%以上・・・・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場

		合（※）・・・・・・・・・・ 5 ポイント ※1 ただし、農産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別03の⑨を選択する場合は、本項目は選べない。 ※2 一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A13及びA17の同現況値を選択することはできない。
A13	・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a)土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b)耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c)大豆等他作物との輪作体系の確立による肥料費の抑制の各項目に新たに取り組む場合 (a)、(b)、(c)の全てに取り組む場合 ・・・・・・・・・・ 5 ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか2つに取り組む場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか1つに取り組む場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A17の成果目標を選択することはできない。	・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※2）・・・・・・・・・・ 5 ポイント ※1 栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種。 ※2 ただし、農産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別03の⑨を選択する場合は、本項目は選べない。 ※3 一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A12及びA17の同現況値を選択することはできない。
A14	・新規需要米の60kg当たり又は10 a 当たり物財費が事業実施地区における直近の水稻全体の物材費に対して95%以下。 85.0%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・ 8 ポイント 90.0%以下・・・・・・・・・・ 6 ポイント 92.5%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 95.0%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は、 ・流通コスト（60kg当たり又は10 a 当たりの集出荷・販売経費）を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の水稻について 60kg当たり又は10 a 当たり物財費が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・ 5 ポイント 60kg当たり又は10 a 当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費縮減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・ 2 ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・ 1 ポイント 又は、 ・生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる ・・・・・・・・・・ 3 ポイント ※本現況値は、流通コストの成果目標を選択した場合のみ選択可能。なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が当該品目の流通コストの縮減に向けた取組であることとする。
A15	・新規需要米の10 a 当たり労働時間が事業実施地区における直近の水稻全体の労働時間に対して85%以下。 65%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント 70%以下・・・・・・・・・・ 8 ポイント	・現状の水稻について 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント

		75%以下・・・・・・・・・・6ポイント 80%以下・・・・・・・・・・4ポイント 85%以下・・・・・・・・・・2ポイント	又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・・2ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A14の同現況値を選択することはできない。
	A16	・地場製粉等の加工（事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと）により新規需要米の販売単価（新規需要米の単位重量当たりに換算）が50%以上増加。 150%以上・・・・・・・・・・10ポイント 125%以上・・・・・・・・・・8ポイント 100%以上・・・・・・・・・・6ポイント 75%以上・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について 前年から増加・・・・・・・・・・2ポイント 取組開始年から増加・・・・・・1ポイント かつ、 ・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有している場合・・・・・・3ポイント
	A17	・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稻全体の平年単収に対して105%以上。 125%以上・・・・・・・・・・10ポイント 120%以上・・・・・・・・・・8ポイント 115%以上・・・・・・・・・・6ポイント 110%以上・・・・・・・・・・4ポイント 105%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A13の成果目標を選択することはできない。	・現状の事業実施地区における新規需要米の生産が多収性の品種（※1）によって行われている割合が20%以上。 100%・・・・・・・・・・5ポイント 80%以上・・・・・・・・・・4ポイント 60%以上・・・・・・・・・・3ポイント 40%以上・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※2）・・・・・・5ポイント ※1 栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種。 ※2 ただし、農産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別03の⑨を選択する場合は、本項目は選べない。 ※3 一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A12及びA13の同現況値を選択することはできない。
土地利用型作物（麦類）	B1	・民間流通における事業実施地区における実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積が事業実施前年度に比べて5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近年の実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積について、直近5年前（5年遡る事が困難な場合は直近3年前）と比較した増加割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	B2	・事業実施地区における麦類の作付面積に占める二毛作麦及び2年3作麦の作付面積の割合が7ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近年の事業実施地区における麦類の作付面積のうち二毛作麦及び2年3作麦の割合が20%以上。 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 60%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	B3	・事業実施地区における10a当たり労働時間を3%以上削減。	・現状の10a当たり労働時間について 都道府県平均値を30%以上下回る場合

		7 %以上・・・・・・・・・・10ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・・・・・・・・・・ 5 ポイント 都道府県平均値を20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 4 ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブ ロック別平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の 作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産 コスト縮減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術 ・品種20XXに記載されている、麦の労働時間縮減に 資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる 場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント
	B4	・事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量に ついて、基準値範囲内の割合が2ポイント以上増 加。 10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント 又は、 ・事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量に ついて、目標値を基準値範囲内の割合が65%以上に 設定する場合でかつ増加する場合・・・10ポイント ※基準値は以下のとおりとする 日本麺製造用9.7～11.3% パン又は中華麺製造用11.5～14.0% 醸造用11.5%以上	・事業実施地区においてタンパク質含量を測定し、 栽培管理に反映している場合・・・・ 5 ポイント 又は、 ・適正なタンパク質含量の小麦生産への取組とし て、以下の取組を1つ以上実施。 ① 実需者と品質向上に関する意見交換等を行って いる ② 産地でタンパク質含量の適正化に向けた検討会 を開催している ③ 生育診断の結果を基に追肥を行っている ④ 土壌診断の結果を基に施肥設計を行っている ⑤その他各都道府県が指導しているタンパク質含 量の適正化に資する取組を行っている 3つ以上・・・・・・・・ 5 ポイント 2つ以上・・・・・・・・ 3 ポイント 1つ以上・・・・・・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち⑤を選択し た場合は、類別B8の現況値のうち⑦を選択するこ とはできない。
	B5	・事業実施地区における小麦作付面積に占めるパン ・中華めん用品種の作付面積の割合が2ポイント以 上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近年の事業実施地区における小麦作付面積の対 するパン・中華めん用品種の占める割合が9%以 上。 25%以上・・・・・・・・ 5 ポイント 21%以上・・・・・・・・ 4 ポイント 17%以上・・・・・・・・ 3 ポイント 13%以上・・・・・・・・ 2 ポイント 9 %以上・・・・・・・・ 1 ポイント
	B6	・事業実施地区において、人工衛星又は航空機等によ る上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によ って雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定 及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面 積について、麦全体の作付面積に占める割合を10ポ イント以上増加かつその取組面積を70%以上確保。 20.0ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 15.0ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント	・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像 の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水 分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受 数量の平準化に取り組む麦の作付面積の割合が60% 以上。 80%以上・・・・・・・・ 5 ポイント 75%以上・・・・・・・・ 4 ポイント 70%以上・・・・・・・・ 3 ポイント 65%以上・・・・・・・・ 2 ポイント 60%以上・・・・・・・・ 1 ポイント
	B7	・事業実施地区における単収を事業実施年度の直近 7中5年間の平均の値と比べて3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・ 8 ポイント 9 %以上・・・・・・・・ 6 ポイント 6 %以上・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近年の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県 の平均単収に対して101%以上。 107.0%以上・・・・・・・・ 5 ポイント 105.5%以上・・・・・・・・ 4 ポイント 104.0%以上・・・・・・・・ 3 ポイント 102.5%以上・・・・・・・・ 2 ポイント 101.0%以上・・・・・・・・ 1 ポイント

	B8	・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の直近7中5年間平均の値と比べて5ポイント以上向上。 15.0ポイント以上・・・10ポイント 12.5ポイント以上・・・8ポイント 10.0ポイント以上・・・6ポイント 7.5ポイント以上・・・4ポイント 5.0ポイント以上・・・2ポイント 又は、 ・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。 事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・10ポイント 4割以上削減・・・8ポイント 3割以上削減・・・6ポイント 2割以上削減・・・4ポイント 1割以上削減・・・2ポイント	・事業実施地区における1等比率の直近7中5年間の平均が60%以上 80%以上・・・5ポイント 75%以上・・・4ポイント 70%以上・・・3ポイント 65%以上・・・2ポイント 60%以上・・・1ポイント 又は、 ・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて1つ以上実施。 ①病害虫耐性の強い新品種への転換 ②栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ③実需者と連携した加工適性試験を実施し実需者ニーズを栽培方法等へ反映 ④弾丸暗きょ施工等排水対策の徹底 ⑤収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ⑥赤かび病等の防除の徹底 ⑦その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組 5つ以上取り組んでいる場合・・・5ポイント 3つ以上取り組んでいる場合・・・3ポイント 1つ以上取り組んでいる場合・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち⑦を選択した場合は、類別B4の現況値のうち⑤を選択することはできない。
	B9	・麦類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 13ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント ※「新品種」とは、平成20年以降に育成された麦類の品種（麦類の品種を作付けたことがある場合にあっては、直近において作付けされた品種より後に育成されたものに限る。）をいう。	・麦類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して2.0%以上。 10.0%以上・・・5ポイント 8.0%以上・・・4ポイント 6.0%以上・・・3ポイント 4.0%以上・・・2ポイント 2.0%以上・・・1ポイント
	B10	・最も保管量が少ない月における施設の占有率が40%以上。 60%以上・・・10ポイント 55%以上・・・8ポイント 50%以上・・・6ポイント 45%以上・・・4ポイント 40%以上・・・2ポイント 又は、 ・保管量のうち、1年以上保管する数量が10%以上。 20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント	・以下の取組を1つ以上実施。 ①過去5年以内に1年以上の長期保管に関する実績がある ②産地、実需者、集荷団体等で豊凶対策に係る長期保管に関する意見交換を行っている ③麦・大豆国産化プランを策定している 3つ以上・・・5ポイント 2つ以上・・・3ポイント 1つ以上・・・1ポイント ※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。
土地利用型作物（豆類）	C1	・豆類の事業実施地区における上位等級（1、2等）比率を事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて15ポイント以上向上。 35ポイント以上・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 25ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント	・事業実施地区における上位等級比率（前7中5）が40%以上。 60%以上・・・5ポイント 55%以上・・・4ポイント 50%以上・・・3ポイント 45%以上・・・2ポイント 40%以上・・・1ポイント

		15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1、2等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。 ・事業実施年度の前7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント	又は ・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて1つ以上実施。 ①病虫害耐性に強いなど、品質向上につながる新品種への転換 ②栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ③実需者と連携した加工適性試験を実施し、実需者ニーズを栽培方法等へ反映 ④弾丸暗きょ施工等の排水対策の徹底 ⑤収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ⑥雑草防除や中耕培土等の雑草対策 ⑦その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組 5つ以上取り組んでいる場合・・5ポイント 3つ以上取り組んでいる場合・・3ポイント 1つ以上取り組んでいる場合・・1ポイント
	C2	・豆類の契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が事業開始年前年（直近7中5）と比較して3ポイント以上向上。（契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が40%以上である場合に限る。） 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ・新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が10%以上向上。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、安定取引のため、以下の取組を新たに1つ以上実施。 ①実需者等への直接販売契約又は集荷団体・卸売業者等を介した3社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること） ②複数年契約 ③事前値決め契約 ④実需者との産地交流会の開催 ⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組 3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント	・現状の地区の事業開始前年の契約栽培比率（直近7中5）（入札取引数量を除く。）が全国平均値（直近7中5）と比較して3ポイント以上高い。 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、安定取引のため、以下の取組を1つ以上実施。 ①実需者等への直接販売契約又は集荷団体・卸売業者等を介した3社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること） ②複数年契約 ③事前値決め契約 ④実需者との産地交流会の開催 ⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組 3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント
	C3	・豆類の単収が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の地区の事業開始前年の単収（直近7中5）が当該都道府県の平均単収（直近7中5）と比較して102.0%以上。 127.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 120.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 114.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 108.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	C4	・豆類の作付面積が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント	・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年（直近7中5）と比較して1%以上。

		8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	45%以上・・・・・・・・・・5ポイント 35%以上・・・・・・・・・・4ポイント 25%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	C5	・豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※「新品種」とは、平成20年以降に育成された豆類の品種をいう。 又は、 ・極多収品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して1ポイント以上増加 5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※「極多収品種」とは、現地実証試験等において、コンバイン収穫で既存品種の収穫量より概ね40%以上多収である結果が1カ所以上ある品種をいう。	・豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5.0%以上。 15.0%以上・・・・・・・・5ポイント 12.5%以上・・・・・・・・4ポイント 10.0%以上・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・極多収品種について、都道府県において種子の調達を行う方針を定めている（奨励品種等に設定あるいは奨励品種等の設定に向けた試験を行っている） ・・・・・・・・5ポイント ・以下の取組を1つ以上実施。 ①地域で産地品種銘柄に極多収品種を設定している ②極多収品種の栽培（実証含む）を行っている ③極多収品種に係るメーカーや集荷団体との意見交換を行っている ④麦・大豆国産化プランを策定している 3つ以上・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。
	C6	・最も保管量が少ない月における施設の占有率が40%以上 60%以上・・・・・・・・10ポイント 55%以上・・・・・・・・8ポイント 50%以上・・・・・・・・6ポイント 45%以上・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・保管量のうち、1年以上保管する数量が10%以上 20%以上・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・6ポイント 13%以上・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・2ポイント	・以下の取組を1つ以上実施。 ①過去5年以内に1年以上の長期保管に関する実績がある ②産地、実需者、集荷団体等で豊凶対策に係る長期保管に関する意見交換を行っている ③麦・大豆国産化プランを策定している 3つ以上・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。
	C7	・フレコン出荷やバラ出荷など物流合理化に資する流通形態での集出荷数量が10%以上増加 50%以上・・・・・・・・10ポイント 40%以上・・・・・・・・8ポイント 30%以上・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・2ポイント ・新たにフレコン出荷やバラ出荷など物流合理化に資する流通形態に取り組む場合、出荷数量に占める割合が10%以上向上。 30%以上・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・4ポイント	・以下の取組を1つ以上実施。 ①フレコン出荷やバラ出荷など物流合理化に資する流通形態での出荷数量割合が30%以上 ②在庫管理システムやトラック予約システム、大型トラックの入場スペースの確保等の取組を行っている ③産地、実需者、集荷団体等で物流合理化に関する意見交換を行っている ④麦・大豆国産化プランを策定している 3つ以上・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標

		10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	で同じ現況値を選択することはできない。
	C8	・取組主体（取組主体が食品製造業者であり、農産物処理加工施設を整備する場合及び取組主体が中間事業者又は流通業者であり、集出荷貯蔵施設を整備する場合に限る）の国産豆類の契約栽培比率（取組主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該加工施設における取組主体が既に産地と行っている国産豆類の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・2ポイント 30%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・当該加工施設における取組主体が過去5年以上契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
	C9	・取組主体（取組主体が食品製造業者であり、農産物処理加工施設を整備する場合及び、取組主体が中間事業者又は流通業者であり、集出荷貯蔵施設を整備する場合に限る）の国産豆類の取扱数量（取組主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の取扱数量に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該施設における取組主体が既に産地と行っている国産豆類の取扱割合が事業開始年前年と比較して58%以上。 70%以上・・・・・・・・・・5ポイント 67%以上・・・・・・・・・・4ポイント 64%以上・・・・・・・・・・3ポイント 61%以上・・・・・・・・・・2ポイント 58%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・当該施設における取組主体が過去5年以上国産豆類を取り扱っている場合、国産豆類の取扱比率が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
土地利用型作物（子実用とうもろこし）	D1	・作付面積が事業開始年前年と比較して5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における事業開始前年の作付面積が事業開始前々年（複数年平均）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	D2	・単収が事業開始年前年と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における直近（複数年）の平均単収が地域の平均単収と比較して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	D3	・品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※既存の作付品種より以下のいずれかが優れていること。 ・子実収量が高い品種 ・耐倒伏性の高い品種 ・既存の作付品種より後に育成された品種（子実用とうもろこしの栽培にとっての合理的な理由が明確であること） 35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント	・品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント

		30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	D4	・労働生産性を2%以上向上。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・労働生産性が過去（複数年平均）と比較して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	D5	・販売金額を3%以上増加。 11%以上増加・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上増加・・・・・・・・・・8ポイント 7%以上増加・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上増加・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上増加・・・・・・・・・・2ポイント	・販売金額が過去（複数年平均）と比較して1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	E1	・事業の対象となる土地利用型作物の種子の合格率が2ポイント以上向上 10ポイント、又は合格率が100% ・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の土地利用型作物の種子の合格率について、過去5年のうち80%以上となった年数 5年・・・・・・・・・・5ポイント 4年・・・・・・・・・・4ポイント 3年・・・・・・・・・・3ポイント 2年・・・・・・・・・・2ポイント 1年・・・・・・・・・・1ポイント
	E2	・事業の対象となる稲、麦類及び豆類の種子の生産面積が1ha以上増加。 5ha以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ha以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ha以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ha以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ha以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・事業の対象となる稲、麦類及び豆類の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の稲、麦類及び豆類の種子の生産面積について、過去5年間の増加が1ha以上。 5ha以上・・・・・・・・・・5ポイント 4ha以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ha以上・・・・・・・・・・3ポイント 2ha以上・・・・・・・・・・2ポイント 1ha以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・当該地区の稲、麦類及び豆類の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積について、過去5年間の増加率が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と、直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
土地利用型作物（稲、麦類及び豆類の種子）	E3	・事業対象となる土地利用型作物の種子生産の労働生産性を2%以上向上。 （労働生産性＝生産量又は販売額÷施設労働時間） 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業の対象となる土地利用型作物の種子生産の労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。 （労働生産性＝生産量又は販売額÷施設労働時間） 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている物財費削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合

		・・・・・・・・・・ 3 ポイント
E4	・事業の対象となる稲、麦類及び豆類の種子の種子更新率を事業実施年度の前5中3平均の値と比べて1ポイント以上向上。 5ポイント以上又は種子更新率が100% ・・・・・・・・・・ 10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・種子更新率が現状において70%以上。 90%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は、 ・事業の対象となる稲、麦類及び豆類の種子の種子更新率について、過去5年のうち当該都道府県の平均値以上となった年数。 5年・・・・・・・・・・ 5ポイント 4年・・・・・・・・・・ 4ポイント 3年・・・・・・・・・・ 3ポイント 2年・・・・・・・・・・ 2ポイント 1年・・・・・・・・・・ 1ポイント
E5	・事業の対象となる稲、麦類及び豆類の種子について、災害対策用種子の備蓄割合を事業実施年度の前5中3平均の値と比べて2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・事業の対象となる稲、麦類及び豆類の種子について、現状における災害対策用種子の備蓄割合2%以上。 10%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
E6	・①から③までのうちいずれかひとつの取組を選択する。 ①稲、麦類及び豆類の種子生産者の平均年齢を1歳以上引き下げる。 3歳以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 2歳以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 1歳以上・・・・・・・・・・ 2ポイント ②稲、麦類及び豆類の種子生産者を1名以上増加させる。 3名以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 2名以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 1名以上・・・・・・・・・・ 2ポイント ③稲、麦類及び豆類の種子の生産面積を1ha以上拡大する。 5ha以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 4ha以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 3ha以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 2ha以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 1ha以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・①から④までのうちいずれかひとつの取組を選択する。 ①稲、麦類及び豆類の種子生産農家の平均年齢が現状において65歳未満。 55歳未満・・・・・・・・・・ 5ポイント 60歳未満・・・・・・・・・・ 3ポイント 65歳未満・・・・・・・・・・ 1ポイント ②種子更新率が現状において70%以上。 90%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント ③他県からの種子生産受託を1県以上受託している。 3県以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 2県以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 1県以上・・・・・・・・・・ 1ポイント ④稲、麦類及び豆類の種子生産は場の面積の増加率が3%以上。 9%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
E7	・事業実施地区における高温耐性品種、多収品種及び米粉用品種の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 高温耐性品種：（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（若しくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。 多収品種：栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種 米粉用品種：「需要に応じた米の生産・販売の推進	・現状の事業実施地区における高温耐性品種、多収品種及び米粉用品種の作付面積の合計が1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は、以下から2つまで選択できるものとする。（最大5ポイント） ①高温耐性品種、多収品種及び米粉用品種について、都道府県で策定する指針等で増産する方針がある場合 ・・・・・・・・・・ 3ポイント ②『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・・・・・ 2ポイント

		に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）」で定める米粉用向け専用品種	③高温耐性品種、多収品種及び米粉用品種について、複数年契約を結んでいる場合・・・2ポイント ④麦・大豆国産化プラン※が策定されている場合・・・3ポイント ※本対策の受益地となる産地と当該産地で生産された麦類（小麦、大麦及び裸麦をいう。以下同じ。）及び大豆を使用する実需者が連携し、国産麦・大豆の供給力強化を図るための計画をいう。 ⑤高温耐性品種、多収品種及び米粉用品種について、都道府県において種子の調達を行う方針を定めている（奨励品種等に設定あるいは設定の見込みがある）・・・5ポイント ⑥高温耐性品種、多収品種及び米粉用品種について、当該産地全域で農産物検査が可能な産地品種銘柄に設定されている場合・・・2ポイント
	E8	・事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1％以上。 5％以上・・・5ポイント 4％以上・・・4ポイント 3％以上・・・3ポイント 2％以上・・・2ポイント 1％以上・・・1ポイント
	E9	・事業対象となる土地利用型作物の種子について、生産する一般種子、原種、原原種の品種数を1品種以上増加。 ※同一品種であっても、一般種子、原種、原原種は別に計上する。 4品種以上・・・10ポイント 3品種以上・・・8ポイント 2品種以上（麦類又は大豆を含む）・・・6ポイント 2品種以上（麦類又は大豆を含まない）・・・4ポイント 1品種以上・・・2ポイント ※増加する品種数が分かるもの（種子生産計画など）を提出する。	・事業対象となる土地利用型作物の種子について、現状生産する一般種子、原種、原原種の品種数が1品種以上。 ※同一品種であっても、一般種子、原種、原原種は別に計上する。 5品種以上・・・5ポイント 4品種以上・・・4ポイント 3品種以上・・・3ポイント 2品種以上・・・2ポイント 1品種以上・・・1ポイント
	E10	・事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10ポイント以上増加。 30ポイント以上増加又は増加した結果複数年契約を結んでいる割合が100％・・・10ポイント 25ポイント以上・・・8ポイント 20ポイント以上・・・6ポイント 15ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10％以上。 30％以上・・・5ポイント 25％以上・・・4ポイント 20％以上・・・3ポイント 15％以上・・・2ポイント 10％以上・・・1ポイント
畑作物・地域特産物（いも類）	F1	【でん粉原料用以外】 ・販売金額を4.8％以上増加。 24.0％以上・・・10ポイント 19.2％以上・・・8ポイント 14.4％以上・・・6ポイント 9.6％以上・・・4ポイント 4.8％以上・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別F2の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間における販売金額の増加割合が2.4％以上増加。 12.0％以上・・・5ポイント 9.6％以上・・・4ポイント 7.2％以上・・・3ポイント 4.8％以上・・・2ポイント 2.4％以上・・・1ポイント
	F2	【でん粉原料用以外】 ・販売数量を4％以上増加。 20％以上・・・10ポイント 16％以上・・・8ポイント	・過去5年間における販売数量の増加割合が2％以上増加。 10％以上・・・5ポイント

		12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別F1の成果目標を選択することはできない。	8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F3	【でん粉原料用以外】 ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。 14.0ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 11.2ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 8.4ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・2ポイント	・契約取引割合が22.4%以上。 45.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 39.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 33.7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 28.1%以上・・・・・・・・・・2ポイント 22.4%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F4	【でん粉原料用】 ・国内産いもでん粉のトン当たり販売単価（全用途の加重平均）を2.2%以上増加。 11.8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・取組主体の国内産いもでん粉販売単価（全用途の加重平均）が、でん粉価格調整制度における交付金算定上の国内産いもでん粉価格より1.1%以上高い。 5.4%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F5	【でん粉原料用】 ・糖化用販売割合を1.4ポイント以上削減。 7.0ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 4.2ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 1.4ポイント・・・・・・・・・・2ポイント	・取組主体の糖化用販売割合が38.3%以下。 35.5%以下・・・・・・・・・・5ポイント 36.2%以下・・・・・・・・・・4ポイント 36.9%以下・・・・・・・・・・3ポイント 37.6%以下・・・・・・・・・・2ポイント 38.3%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	F6	【でん粉原料用】 ・トン当たり製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の費用項目に準じた取組主体の製造コスト）を2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・平均的な製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の各工場の製造コストから国が算定した平均的な製造コスト。）より1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F7	【共通】 ・10a 当たり物材費を1.2%以上削減。 6.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり物材費が都道府県又は地域の前5中3と比較して0.6%以上低い。 3.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.6%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F8	【共通】 ・10a 当たり労働時間を2.6%以上削減。 13.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり労働時間が都道府県又は地域の前5中3と比較して1.3%以上低い。 6.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F9	【共通】 ・10a 当たり単収を2.4%以上増加。 12.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント	・10a 当たり単収が都道府県又は地域の平均単収より1.2%以上高い。

		9.6%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	6.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
F10	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。 0.1%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント 2.7%以下・・・・・・・・・・ 8 ポイント 4.5%以下・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6.3%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8.1%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 5.4%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9.0%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 12.6%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 16.2%以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
F11	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100 g 当たり）を 5 %以上低減。 25%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100 g 当たり）が70シスト以下。 50シスト以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 55シスト以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 60シスト以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 65シスト以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 70シスト以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
F12	【共通】 ・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積の割合を 5 ポイント以上増加。 ※「品種」については、平成 7 年以降に優良品種として認定された品種を対象とする。ただし、成果目標に対する現況値ポイントにあつては、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種に限り、平成 6 年以前に認定された優良品種も対象とする。 20ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント 又は、 ・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種を作付けすることにより、現行のいも類作付面積のうち当該品種の作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 38ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 36ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 33ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント	・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。 40%以上・・・・・・・・ 5 ポイント 32%以上・・・・・・・・ 4 ポイント 26%以上・・・・・・・・ 3 ポイント 18%以上・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・ 1 ポイント	
F13	【共通】 ・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を 1 割以上削減。 事業実施年度の直近 7 中 5 平均の値と比べて 5 割以上削減・・・・・・・・ 10ポイント 4 割以上削減・・・・・・・・ 8 ポイント 3 割以上削減・・・・・・・・ 6 ポイント 2 割以上削減・・・・・・・・ 4 ポイント 1 割以上削減・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）が3.0%以下。 事業実施年度の直近 7 中 5 平均の値が 1.0%以下・・・・・・・・ 5 ポイント 1.5%以下・・・・・・・・ 4 ポイント 2.0%以下・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5%以下・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以下・・・・・・・・ 1 ポイント	
F14	【でん粉原料用】 ・でん粉価が 1 %以上上昇。 3.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント	・事業実施地区におけるでん粉価が、過 去 5 年でん粉価と比較して 1 %以上高い。 3.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント	

		1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域 特産物（甘味 資源作物）	G1	・単収が前年度又は過去3年平均と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における10a当たりの単収が、農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）が調査した作物統計における過去5年の平均単収に対して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	G2	・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が、過去5年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。 3.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	G3	・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。 ※てん菜については、平成12年以降に優良品種認定を、さとうきびについては、平成12年以降に命名登録又は県の奨励品種に採用された品種を対象とする。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種を作付けすることにより、現行のてん菜作付面積のうち当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合10%以上。 40%以上・・・・・・・・・・5ポイント 35%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	G4	・糖度が1%以上上昇。 3.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における平均糖度が、地区平均と比較して1%以上高い。 3.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	G5	【てん菜】 ・10a当たり労働時間を3%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 【さとうきび】 ・10a当たり労働時間を6%以上削減。 15.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント	・事業実施地区における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して1%以上短い。 3.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント

		14.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	
	G6	・製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。 40%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 35%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区における製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合が地区平均と比較して1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	G7	・トン当たり製造コストを2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区におけるトン当たり製造コストが過去5年の平均と比較して1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	G8	・取組主体の土壌分析の実施面積割合又は件数を6ポイント以上増加 30ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 18ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント	・取組主体の土壌分析の実施面積割合又は件数を3ポイント以上増加 15ポイント以上・・・・・・・・ 5 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・ 3 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・ 1 ポイント
	G9	・取組主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を6ポイント以上増加 30ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 18ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施地区における栽培面積のうち、たい肥等有機物の活用面積割合を2ポイント以上増加 15ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント ※ただし、栽培面積のうち、現状のたい肥等有機物の活用面積割合が50%以上の地域にあつては1ポイント以上増加 7.5ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 4.5ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 1.5ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント	・取組主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合が3%以上 15%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施地区における栽培面積のうち、たい肥等有機物の活用面積割合が2%以上 10%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	G10	・労働生産性を2%以上向上。 10%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・労働生産性が過去（複数年平均）と比較して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
畑作物・地域特産物（茶）	H1	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント	・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 29.3%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 20.5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 11.8%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント

		9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	H2	・おい茶生産面積指数を直近値より7以上増加。 （なお、おい茶生産面積指数とは、玉露、てん茶、かぶせ茶等のおい茶の生産面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。） 33以上・・・・・・・・・・10ポイント 27以上・・・・・・・・・・8ポイント 20以上・・・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・・・4ポイント 7以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近のおい茶生産面積指数が7ポイント以上。 40ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 32ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
	H3	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・産物販売単価指数を事業実施前における過去5年間の品質被害発生年度の産物販売単価指数に対して5%以上増加。（なお、品質被害とは、災害等により産物販売単価指数が3%以上低下した被害とする。） 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去5年間の品質被害発生年度以外の産物販売単価指数の増加率が3%以上。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	H4	・取引単価補正指数を直近値の1%以上増加。（なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 12%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・取引単価補正指数の過去3年間の増加率が1%以上。 6%以上・・・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	H5	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。（なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（下級茶という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。） 44%以上・・・・・・・・・・10ポイント 36%以上・・・・・・・・・・8ポイント 27%以上・・・・・・・・・・6ポイント 18%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・・・・・・・・5ポイント 41以下・・・・・・・・・・4ポイント 43以下・・・・・・・・・・3ポイント 45以下・・・・・・・・・・2ポイント 47以下・・・・・・・・・・1ポイント
	H6	・10 a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。（なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。） 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・6ポイント	・10 a 当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する

		12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・10a 当たりの単収を事業実施前における過去5年間の単収被害発生年度の10a 当たりの単収に対して8%以上増加。（なお、単収被害とは、災害等により10a 当たりの単収が5%以上低下した被害とする。） 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント	場合は、以下の現況値を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去5年間の単収被害発生年度以外の10a 当たりの単収の増加率が4%以上。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	H7	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。（なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。） 35以上・・・・・・・・・・10ポイント 28以上・・・・・・・・・・8ポイント 21以上・・・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・・・4ポイント 7以上・・・・・・・・・・2ポイント	・契約取引量指数の直近値が7以上。 42以上・・・・・・・・・・5ポイント 33以上・・・・・・・・・・4ポイント 25以上・・・・・・・・・・3ポイント 16以上・・・・・・・・・・2ポイント 7以上・・・・・・・・・・1ポイント
	H8	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。（ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。） 40以上・・・・・・・・・・10ポイント 33以上・・・・・・・・・・8ポイント 25以上・・・・・・・・・・6ポイント 18以上・・・・・・・・・・4ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント	・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。 25以上・・・・・・・・・・5ポイント 20以上・・・・・・・・・・4ポイント 15以上・・・・・・・・・・3ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント 5以上・・・・・・・・・・1ポイント
	H9	・取引量対全国指数を直近値の3%以上増加。（なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100を乗じた数とする。） 13%以上・・・・・・・・・・10ポイント 11%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・時間当たり取引量を直近値の3%以上増加（なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引全体量を、取引回転時間当たりに換算した値とする。） 13%以上・・・・・・・・・・10ポイント 11%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・取引量対全国指数の過去3年間の増加率が2%以上。 7%以上・・・・・・・・・・5ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・時間当たり取引量の過去3年間の増加率が2%以上。 7%以上・・・・・・・・・・5ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	H10	・10a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の6%以上低減。 18%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・10a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・・・・・・・・10ポイント	・10a 当たり生産コスト（費用合計）の過去3年間の低減率が3%以上。 9%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・10a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。

		29%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 24%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 19%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	17%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	H11	・産物 1 kg 当たり燃油等使用量を直近値の 2 % 以上低減。 （なお、燃油等使用量とは、産物の加工等に要する使用量の合計とする。） 15%以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・産物 1 kg 当たり燃油等使用量の過去 3 年間の低減率が 1 % 以上。 （なお、燃油等使用量は、産物の加工等に要する使用量とする。） 8 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	H12	・産物 1 kg 当たり労働時間を直近値の 2 % 以上低減。（なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。） 10%以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・産物 1 kg 当たり労働時間の過去 3 年間の低減率が 1 % 以上。 （なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。） 5 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	H13	・産物 1 k g 当たり加工費（原材料費及び減価償却費を除く。）を直近値の 1.2% 以上低減。 9.0% 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 7.2% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5.4% 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.2% 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・産物 1 kg 当たり加工費（原材料費及び減価償却費を除く。）の過去 3 年間の低減率が 0.6% 以上。 4.8% 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 3.6% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.4% 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.2% 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.6% 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	H14	・主要品種指数を直近値の 2 % 以上低減。（なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100 を乗じた数とする。） 34% 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 26% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 18% 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近の主要品種指数が 75 以下。 50 以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 56 以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 63 以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 69 以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 75 以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	H15	・無化学農薬栽培指数を直近値より 2 以上増加。（なお、無化学農薬栽培指数とは、化学合成農薬を使用しない栽培（特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。）を行う面積を茶栽培面積全体で除し、100 を乗じた数とする。） 22 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 17 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 12 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 7 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近の無化学農薬栽培指数が 2 以上。 24 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 19 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 13 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 8 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	H16	・仕向先多様化指数を直近値より 25 以上増加。（なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品（ティーバック、抹茶、ドリンク等）への仕向量を全仕向量で除し、100 を乗じた数とする。） 45 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 40 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 35 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 30 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 25 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場	・直近の仕向先多様化指数が 13 以上。 35 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 30 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 24 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 19 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 13 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント

		合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別H17の成果目標を選択することはできない。	
	H17	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。（なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 11%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント ※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別H16の成果目標を選択することはできない。	・直近の主要茶種指数が66以下。 50以下・・・5ポイント 54以下・・・4ポイント 58以下・・・3ポイント 62以下・・・2ポイント 66以下・・・1ポイント
	H18	・事業実施地区等において、防霜対策未実施面積における防霜対策の実施率が20%以上増加。 100%・・・10ポイント 80%以上・・・8ポイント 60%以上・・・6ポイント 40%以上・・・4ポイント 20%以上・・・2ポイント	・事業実施地区等において、防霜対策の未実施率が19%未満 1%未満・・・5ポイント 5%未満・・・4ポイント 9%未満・・・3ポイント 14%未満・・・2ポイント 19%未満・・・1ポイント
	H19	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上。 5ポイント以上・・・5ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・3ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント 1ポイント以上・・・1ポイント
	H20	・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。（ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都道府県における年間操業日数の平均値で除し、100を乗じた数とする。） 18以上・・・10ポイント 15以上・・・8ポイント 11以上・・・6ポイント 8以上・・・4ポイント 4以上・・・2ポイント	・施設稼働率指数が102以上。 172以上・・・5ポイント 154以上・・・4ポイント 137以上・・・3ポイント 119以上・・・2ポイント 102以上・・・1ポイント
畑作物・地域特産物（いぐさ・畳表）	I1	・高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	・高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。 5ポイント以上・・・5ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・3ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント 1ポイント以上・・・1ポイント
	I2	・銘柄品畳表の出荷割合を2ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。 4.0ポイント以上・・・5ポイント 3.2ポイント以上・・・4ポイント 2.4ポイント以上・・・3ポイント 1.6ポイント以上・・・2ポイント 0.8ポイント以上・・・1ポイント
	I3	・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10a当たり）労働時間を6%以上削減。 17%以上・・・10ポイント 14%以上・・・8ポイント	・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10a当たり）労働時間が県平均と比較して1%以上短い。 6%以上・・・5ポイント 5%以上・・・4ポイント

		11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント	4%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	I4	・一戸当たり作付面積を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。 6%以上・・・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	I5	・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を6ポイント以上増加。 28ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 17ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 11ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
	I6	・畳表JASの格付割合を5ポイント以上増加。 26ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 21ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・畳表JASの格付割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 10ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域特産物（その他）	J1	・契約取引による生産数量又は収穫面積の割合を10ポイント以上増加。 35ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別J2及びJ3の成果目標を選択することはできない。	・事業実施地区における生産数量又は作付面積のうち契約栽培の割合が30.0%以上。 60.0%以上・・・・・・・・5ポイント 52.5%以上・・・・・・・・4ポイント 45.0%以上・・・・・・・・3ポイント 37.5%以上・・・・・・・・2ポイント 30.0%以上・・・・・・・・1ポイント
	J2	・生産物の全量を契約販売する作物について、販売数量又は収穫面積を10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・・・10ポイント 40%以上・・・・・・・・・・8ポイント 30%以上・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別J1及びJ3の成果目標を選択することはできない。	・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で販売数量又は作付面積が10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	J3	・生産物の全量を契約販売する作物について、当該作物の作付に新たに取り組む農家戸数が10%以上増加 50%以上・・・・・・・・・・10ポイント 40%以上・・・・・・・・・・8ポイント 30%以上・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別J1及びJ2の成果目標を選択することはできない。	・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で当該作物の作付に取り組む農家戸数が10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	J4	・10a当たりの生産コスト（物財費）を5%以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・10a当たりの生産コスト（物財費）が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 86%以下・・・・・・・・・・5ポイント 90%以下・・・・・・・・・・4ポイント 93%以下・・・・・・・・・・3ポイント

		5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）を10%以上削減。 80%以上・・・・・・・・・・10ポイント 60%以上・・・・・・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	97%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（14,000円/10a）と比較して107%以下。 93%以下・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・3ポイント 103%以下・・・・・・・・・・2ポイント 107%以下・・・・・・・・・・1ポイント ・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）が当該都道府県の平均値に対して3%以上低い。 60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	J5	・10a 当たり労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等における現在の10a 当たり労働時間が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 72%以下・・・・・・・・・・5ポイント 79%以下・・・・・・・・・・4ポイント 86%以下・・・・・・・・・・3ポイント 93%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（5.0h/10a）と比較して114%以下。 86%以下・・・・・・・・・・5ポイント 93%以下・・・・・・・・・・4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・3ポイント 107%以下・・・・・・・・・・2ポイント 114%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	J6	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、平成14年以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二」等））をいう。 25.0ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 22.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20.0ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15.0ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、平成14年以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二」等））をいう。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 18%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17%以上・・・・・・・・・・2ポイント 16%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	J7	・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・5ポイント 34%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31%以上・・・・・・・・・・3ポイント 28%以上・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・1ポイント

	J8	・葉たばこの上位等級（Ａ品）比率が、現状に対して５ポイント以上高い。 13ポイント以上・・・・・・10ポイント 11ポイント以上・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・6ポイント 7ポイント以上・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級（Ａ品）比率が、全国平均に対して５％以上高い。 13％以上・・・・・・5ポイント 11％以上・・・・・・4ポイント 9％以上・・・・・・3ポイント 7％以上・・・・・・2ポイント 5％以上・・・・・・1ポイント
	J9	・単収を８％以上増加。 18.0％以上・・・・・・10ポイント 15.5％以上・・・・・・8ポイント 13.0％以上・・・・・・6ポイント 10.5％以上・・・・・・4ポイント 8.0％以上・・・・・・2ポイント 又は、 きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目１日・１人当たりの収量を３％以上増加 30％以上・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・8ポイント 10％以上・・・・・・6ポイント 6％以上・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して２％以上高い。 8.0％以上・・・・・・5ポイント 6.5％以上・・・・・・4ポイント 5.0％以上・・・・・・3ポイント 3.5％以上・・・・・・2ポイント 2.0％以上・・・・・・1ポイント 又は、 ・事業実施地区における排水対策実施面積の割合が65％以上。 85％以上・・・・・・5ポイント 80％以上・・・・・・4ポイント 75％以上・・・・・・3ポイント 70％以上・・・・・・2ポイント 65％以上・・・・・・1ポイント ・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の１日・１人当たりの収量が当該都道府県の平均収量に対して３％以上高い 62.0％以上・・・・・・5ポイント 47.3％以上・・・・・・4ポイント 32.5％以上・・・・・・3ポイント 17.8％以上・・・・・・2ポイント 3.0％以上・・・・・・1ポイント
	J10	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。 25.0ポイント以上・・・・・・10ポイント 22.5ポイント以上・・・・・・8ポイント 20.0ポイント以上・・・・・・6ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・4ポイント 15.0ポイント以上・・・・・・2ポイント	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16％以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。 40％以上・・・・・・5ポイント 34％以上・・・・・・4ポイント 28％以上・・・・・・3ポイント 22％以上・・・・・・2ポイント 16％以上・・・・・・1ポイント
	J11	・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格（原料価格に換算）が50％以上増加。 150％以上・・・・・・10ポイント 125％以上・・・・・・8ポイント 100％以上・・・・・・6ポイント 75％以上・・・・・・4ポイント 50％以上・・・・・・2ポイント	・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88％以上。 ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88％以上。 112％以上・・・・・・5ポイント 106％以上・・・・・・4ポイント 100％以上・・・・・・3ポイント 94％以上・・・・・・2ポイント 88％以上・・・・・・1ポイント
	J12	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積が10ポイント以上増加。 35ポイント以上・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・8ポイント 22ポイント以上・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・2ポイント	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積の割合が30％以上。 50％以上・・・・・・5ポイント 45％以上・・・・・・4ポイント 40％以上・・・・・・3ポイント 35％以上・・・・・・2ポイント 30％以上・・・・・・1ポイント
果樹	K1	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大き	・過去５年間の当該品目の秀品その他品質の上位規

		さ、外観品質、内部品質)の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・2ポイント	格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が3.0ポイント以上増加。 16.0ポイント以上・・・・・・5ポイント 12.8ポイント以上・・・・・・4ポイント 9.5ポイント以上・・・・・・3ポイント 6.3ポイント以上・・・・・・2ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	K2	・当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・10ポイント 7ポイント以上・・・・・・8ポイント 5ポイント以上・・・・・・6ポイント 3ポイント以上・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合が1.0%以上。 38.0%以上・・・・・・5ポイント 28.8%以上・・・・・・4ポイント 19.5%以上・・・・・・3ポイント 10.3%以上・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・1ポイント
	K3	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・2ポイント	・現状の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量又は栽培面積の割合が3.0%以上。 24.0%以上・・・・・・5ポイント 18.8%以上・・・・・・4ポイント 13.5%以上・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・1ポイント
	K4	・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K5のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別K6のうち「単位収量当たりの労働時間」及び類別K13のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・1ポイント
	K5	・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別K6の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別K4の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 22.0%以上・・・・・・5ポイント 17.3%以上・・・・・・4ポイント 12.5%以上・・・・・・3ポイント 7.8%以上・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・1ポイント
	K6	・当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。 33%以上・・・・・・10ポイント 26%以上・・・・・・8ポイント	・現状の当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。 20%以上・・・・・・5ポイント

		19%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K5のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別K4の成果目標を選択することはできない。	15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	K7	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K14の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合が3.0%以上。 34.0%以上・・・・・・・・5ポイント 26.3%以上・・・・・・・・4ポイント 18.5%以上・・・・・・・・3ポイント 10.8%以上・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・1ポイント
	K8	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント
	K9	・当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※農産物輸出に向けた体制整備の取組の成果目標を選択した場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向けの割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	K10	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※「被害発生年度」とは、当該産地において、市町村が被害額を計上した年度をいう。	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	K11	・当該品目の10a当たりの収量が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均収量に対して5%以上向上。 32%以上・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K12の現況値を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 40.0%以上・・・・・・・・5ポイント 30.8%以上・・・・・・・・4ポイント 21.5%以上・・・・・・・・3ポイント 12.3%以上・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・1ポイント
	K12	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。 20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント	・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高

		16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K11の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	い。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	K13	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別K4の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間の当該品目又は果樹の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	K14	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・15ポイント 40%・・・・・・・・・・12ポイント 30%・・・・・・・・・・9ポイント 20%・・・・・・・・・・6ポイント 10%・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K7の成果目標を選択することはできない。	※当該類別については、新規導入品目に限る。
野菜	L1	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 27%以上・・・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	L2	・当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を5ポイント以上増加。 25ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が5.0%以上。 30.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 23.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 17.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 11.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	L3	・当該品目の10a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当	・現状の当該品目の10a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 62.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 47.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント

	該品目の10 a 当たり収量を 4 %以上増加。 20%以上・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・6ポイント 8 %以上・・・・・・4ポイント 4 %以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L4のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別L5のうち「単位収量当たりの労働時間」及び類別L12のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。	17.8%以上・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・1ポイント
L4	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を 5 %以上縮減。 21%以上・・・・・・10ポイント 17%以上・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・6ポイント 9 %以上・・・・・・4ポイント 5 %以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別L5の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別L3の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 60.0%以上・・・・・・5ポイント 45.8%以上・・・・・・4ポイント 31.5%以上・・・・・・3ポイント 17.3%以上・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・1ポイント
L5	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を 5 %以上縮減。 41%以上・・・・・・10ポイント 31%以上・・・・・・8ポイント 21%以上・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・4ポイント 5 %以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L4のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別L3の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。 24.0%以上・・・・・・5ポイント 18.8%以上・・・・・・4ポイント 13.5%以上・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・1ポイント
L6	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を 5 ポイント以上増加。 33ポイント以上・・・・・・10ポイント 26ポイント以上・・・・・・8ポイント 19ポイント以上・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・4ポイント 5 ポイント以上・・・・・・2ポイント ※事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の 1 %以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は下記のとおりとする。 ・当該品目の契約取引数量を10%以上増加 70%以上・・・・・・10ポイント 55%以上・・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・・6ポイント 25%以上・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L13の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。 48.0%以上・・・・・・5ポイント 37.3%以上・・・・・・4ポイント 26.5%以上・・・・・・3ポイント 15.8%以上・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・1ポイント 又は、 ・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上（事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の 1 %以上である場合に限る）。 0.70%以上・・・・・・5ポイント 0.59%以上・・・・・・4ポイント 0.48%以上・・・・・・3ポイント 0.37%以上・・・・・・2ポイント 0.26%以上・・・・・・1ポイント
L7	・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・	・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は

	中食向けの割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	外食・中食向けの割合が5%以上。 49%以上・・・・・・・・5ポイント 38%以上・・・・・・・・4ポイント 27%以上・・・・・・・・3ポイント 16%以上・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・1ポイント
L8	・当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※農産物輸出に向けた体制整備の取組の成果目標を選択した場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占める輸出向け出荷量又は作付面積の割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・1ポイント
L9	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント
L10	・当該品目の10a当たりの収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。 32%以上・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L11の現況値を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 16.0%以上・・・・・・・・5ポイント 12.8%以上・・・・・・・・4ポイント 9.5%以上・・・・・・・・3ポイント 6.3%以上・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・1ポイント
L11	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L10の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント
L12	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別L3の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
L13	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・15ポイント	※当該類別については、新規導入品目に限る。

		40%・・・・・・・・・・12ポイント 30%・・・・・・・・・・9ポイント 20%・・・・・・・・・・6ポイント 10%・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L6の成果目標を選択することはできない。	
花き	M1	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント
	M2	・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種（次に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。）の出荷割合を3ポイント以上増加。 ① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ② 種苗会社又は生産者育成家が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種（新たに育成された品種であって、品種登録の出願公表日から5年以内のものに限る。） ③ 取組主体又はその構成員自らが育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ただし、リレー出荷している場合にあっては、当該産地と他方の産地の生産者に限定して供給している品種を含む。 15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種の割合が10%以上。 38%以上・・・・・・・・5ポイント 31%以上・・・・・・・・4ポイント 24%以上・・・・・・・・3ポイント 17%以上・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・1ポイント
	M3	・当該品目の10a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M4のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別M5のうち「単位収量当たりの労働時間」及び類別M12のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・1ポイント
	M4	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別M5の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別M3の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・・・・・・・・5ポイント 105%以下・・・・・・・・4ポイント 110%以下・・・・・・・・3ポイント 115%以下・・・・・・・・2ポイント 120%以下・・・・・・・・1ポイント

M5	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を５％以上縮減。 40％以上・・・・・・・・・・10ポイント 30％以上・・・・・・・・・・8ポイント 20％以上・・・・・・・・・・6ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M4のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別M3の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120％以下。 100％以下・・・・・・・・・・5ポイント 105％以下・・・・・・・・・・4ポイント 110％以下・・・・・・・・・・3ポイント 115％以下・・・・・・・・・・2ポイント 120％以下・・・・・・・・・・1ポイント
M6	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※事業実施地区における当該品目の現状の出荷額が2億円以上の場合は、下記のとおりとする。 ・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 8ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M13の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3％以上。 15％以上・・・・・・・・・・5ポイント 12％以上・・・・・・・・・・4ポイント 9％以上・・・・・・・・・・3ポイント 6％以上・・・・・・・・・・2ポイント 3％以上・・・・・・・・・・1ポイント
M7	・当該品目の全出荷量に占める積載効率の向上等に資する出荷規格の割合を5ポイント増加。 40ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める積載効率の向上等に資する出荷規格の割合が、10％以上。 30％以上・・・・・・・・・・5ポイント 25％以上・・・・・・・・・・4ポイント 20％以上・・・・・・・・・・3ポイント 15％以上・・・・・・・・・・2ポイント 10％以上・・・・・・・・・・1ポイント
M8	・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量は出荷額の割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※農産物輸出に向けた体制整備の取組の成果目標を選択した場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合が5％以上。 25％以上・・・・・・・・・・5ポイント 20％以上・・・・・・・・・・4ポイント 15％以上・・・・・・・・・・3ポイント 10％以上・・・・・・・・・・2ポイント 5％以上・・・・・・・・・・1ポイント
M9	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3％以上高い。 20％以上・・・・・・・・・・5ポイント 15％以上・・・・・・・・・・4ポイント 10％以上・・・・・・・・・・3ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 3％以上・・・・・・・・・・1ポイント
M10	・当該品目の10a 当たり収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5％以上高い。	・現状の当該品目の10a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80％以上。

		32%以上高い・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上高い・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上高い・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上高い・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M11の現況値を選択することはできない。	100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	M11	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M10の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	M12	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別M3の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間の当該品目又は花きの単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	M13	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・15ポイント 40%・・・・・・・・・・12ポイント 30%・・・・・・・・・・9ポイント 20%・・・・・・・・・・6ポイント 10%・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M6の成果目標を選択することはできない。	※当該類別については、新規導入品目に限る。
環境保全	N1	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5%以上。 30%以上・・・・・・・・・・5ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	N2	・事業の受益に係る販売農家のうち以下のいずれかの認定等を都道府県等行政機関から受けている農業者（（1）から（4）までの認定等を受けている農業者の合計）の割合を5ポイント以上増加。 （1）有機JAS認定 （2）特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証 （3）環境負荷低減事業活動実施計画 （4）特定環境負荷低減事業活動実施計画 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、	○環境保全型農業に取り組む農業者の増加を成果目標とする場合 ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が5%以上。 40%以上・・・・・・・・・・5ポイント 30%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント ○環境保全型農業に取り組む面積の増加を成果目標とする場合 ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。

	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	60%以上・・・5ポイント 50%以上・・・4ポイント 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント
N3	・販売金額又は販売数量を3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント	・過去5年間における販売金額又は販売数量の増加割合が1%以上増加。 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
N4	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。 70ポイント以上・・・10ポイント 55ポイント以上・・・8ポイント 40ポイント以上・・・6ポイント 25ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上 10%以上・・・5ポイント 7%以上・・・4ポイント 5%以上・・・3ポイント 3%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
N5	・事業の受益に係るほ場における事業実施後の10a当たり平均収量（※1、※2）が、事業実施前2作の平均値と比較して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 15ポイント以上・・・9ポイント 12.5ポイント以上・・・8ポイント 10ポイント以上・・・7ポイント 7.5ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・5ポイント ※1 現況値ポイントで選択した指標と同一のものに限る。 ※2 顕著な異常気象等による異常値は除外することができる。	・事業の受益に係るほ場の事業実施前2作の10a当たり平均収量（※）が、それ以前の同一ほ場における同一作物の平均値に対して5ポイント以上低い（土壌診断の結果等から判断して、その原因に土壌の劣化（土壌の物理性・化学性の悪化）が大きく寄与していると認められるものに限る。）。 15ポイント以上・・・5ポイント 12.5ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・3ポイント 7.5ポイント以上・・・2ポイント 5ポイント以上・・・1ポイント ※ 品質の低下が生産上の課題となっている場合にあっては、一定の基準（品質や規格）以上のものの収量に代えることができる。
N6	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらの有効活用を図る面積の割合を1ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・10ポイント 19ポイント以上・・・8ポイント 13ポイント以上・・・6ポイント 7ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらを有効活用している面積が3%以上。 66%以上・・・5ポイント 50%以上・・・4ポイント 35%以上・・・3ポイント 19%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント
N7	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル）を行う割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル）を行う割合が40%以上。 60%以上・・・5ポイント 55%以上・・・4ポイント 50%以上・・・3ポイント 45%以上・・・2ポイント 40%以上・・・1ポイント
N8	・農業廃棄物1kgの処理費用（農家負担額又は処理業者負担額）を3%以上削減。	・農業廃棄物1kgの処理費用（農家負担額又は処理業者負担額）が40円以下。

		15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	20円以下・・・・・・・・・・5ポイント 25円以下・・・・・・・・・・4ポイント 30円以下・・・・・・・・・・3ポイント 35円以下・・・・・・・・・・2ポイント 40円以下・・・・・・・・・・1ポイント
	N9	・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・5ポイント 34%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31%以上・・・・・・・・・・3ポイント 28%以上・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	N10	・取組主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たりの温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して30ポイント以上削減。 50ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・取組主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たり温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して1%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	N11	・取組主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が13ポイント以上増加。 61ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 49ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 37ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・取組主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が1%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	N12	・農業生産に伴う単位面積当たりの化石燃料（A重油等）の使用量を事業実施前過去3年間の平均と比較して15%以上削減。 60%以上・・・・・・・・・・10ポイント 50%以上・・・・・・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・・・・・・6ポイント 30%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組については、本目標を選択した場合は、化石燃料の使用量の削減に係る成果目標を選択することはできない。	・事業実施地区における農業生産に伴う単位面積当たりの化石燃料（A重油等）の使用量の事業実施前過去3年間の平均が、原則として経営指標や栽培暦などの地域の標準的な単位面積当たりの使用量と比較して、10%以上低い。 30%以上低い・・・・・・・・5ポイント 25%以上低い・・・・・・・・4ポイント 20%以上低い・・・・・・・・3ポイント 15%以上低い・・・・・・・・2ポイント 10%以上低い・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・事業実施地区における化石燃料のみに依存しない施設（ハイブリッド型園芸施設等）の面積の割合が10%以上 70%以上・・・5ポイント 55%以上・・・4ポイント 40%以上・・・3ポイント 25%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント
国産原材料サプライチェーン構築	01	・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の取引数量を10%以上増加。 100%以上・・・・・・・・10ポイント 75%以上・・・・・・・・8ポイント 50%以上・・・・・・・・6ポイント 25%以上・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・当該品目について、加工・業務用向け取引に初めて取り組む場合等、上記の目標値の算出が不可能な場	・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一體的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる ・・・・・・・・・・5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。

		合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5ポイント以上増加するものとする。なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内のお荷量を増加させること、かつ、協議会外への出荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。 50ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 38ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 27ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	
	02	・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合を年平均3ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 3.5ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 3.5ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合が40%以上。 60%以上・・・・・・・・5ポイント 55%以上・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・3ポイント 45%以上・・・・・・・・2ポイント 40%以上・・・・・・・・1ポイント
農産物の輸出に向けた体制整備	03	・以下の①の中の1つを選択するものとする。 ①耕種作物で既に輸出実績がある場合は、総出荷量又は総出荷額に占める輸出向け出荷量又は出荷額の割合が3%以上で、かつ、輸出向け出荷量は出荷額の増加割合。 20%以上増・・・・・・・・10ポイント 15%以上増・・・・・・・・8ポイント 10%以上増・・・・・・・・6ポイント また、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合。 5%以上・・・・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・6ポイント なお、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷量。 10トン以上・・・・・・・・10ポイント 9トン以上・・・・・・・・9ポイント 8トン以上・・・・・・・・8ポイント 7トン以上・・・・・・・・7ポイント 6トン以上・・・・・・・・6ポイント ・上記に加え、以下の②から⑨までの1つ以上を選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。 ②GAP認証等を取得していること。 ・・・・・・・・1ポイント ③HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること。・・・・・・・・1ポイント ④輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施すること。・・・・・・・・1ポイント ⑤上記の②から④までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること。・・1ポイント ⑥施設整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合、2品目以降） ・・・・・・・・（1か国につき）1ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。 ⑦輸出先国開催の商談会等に参加。 ・・・・・・・・1ポイント	・以下の①から⑩までの中から1つを選択するものとする。 ①取組主体（その構成員又は委任管理者を含む）が直近5年間に農畜産物に関する輸出実績があること。 ・・・・・・・・5ポイント ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。 （例）台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等 ・・・・・・・・5ポイント ③GAP認証を取得していること。 ・・・・・・・・4ポイント ④HACCP等認定を取得していること。 ・・・・・・・・4ポイント ⑤取組主体（その構成員又は委任管理者を含む。）が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること。・・・・3ポイント ⑥輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること。・2ポイント ⑦輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること。 ・・・・・・・・1ポイント ⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること。・・・・・・・・1ポイント ⑨コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合。 ・・・・・・・・5ポイント ⑩有機JAS認証を取得していること ・・・・・・・・4ポイント

		⑧コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結する場合。 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント ⑨有機 J A S 認証を取得すること。 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※現況値ポイントで②から⑤まで又は⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	
	04	・総出荷量又は総出荷額に占める輸出向けの割合を年平均 1 ポイント以上増加。 3 ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 2.5ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 1.5ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント	・総出荷量又は総出荷額に占める輸出向けの割合 5 %以上・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・ 1 ポイント
	05	・輸出先国・地域向けの生産に取り組む面積の割合を 10ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業の受益地区内において 輸出先国・地域向けの栽培暦が策定されていること。 ・・・・・・・・・・ 5 ポイント 輸出先国・地域の基準に適合した生産体制が整備されていること。・・・・・・・・ 3 ポイント (例) 定期的な残留農薬分析の実施体制など
	06	・流通コスト（単位数量当たりの集出荷・販売経費）を 2 %以上縮減。 10%以上・・・・・・・・ 10ポイント 8 %以上・・・・・・・・ 8 ポイント 6 %以上・・・・・・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・ 2 ポイント ※本目標については、作物等に係る成果目標において、流通コストの成果目標を選択しない場合のみ選択できることとする。	・対象品目の既存施設において、以下の①から⑪の取組等に該当する。 5つ以上・・・・・・・・ 5 ポイント 4つ・・・・・・・・ 4 ポイント 3つ・・・・・・・・ 3 ポイント 2つ・・・・・・・・ 2 ポイント 1つ・・・・・・・・ 1 ポイント ①トラックの予約受付システムを導入している。 ②納品伝票の電子化システムを導入している。 ③パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用している。 ④1,100mm×1,100mm・プラスチック製・レンタル形式のパレットを導入している。 ⑤モーダルシフトに取り組んでいる。 ⑥混載を実施している。 ⑦荷役作業時の安全対策を講じている。 ⑧過去 5 年間で出荷規格数の削減を行っている。 ⑨過去 10 年間で施設の再編合理化を行っている。 ⑩「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（2023 年 6 月経済産業省、農林水産省、国土交通省策定）を踏まえ、物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表している。 ⑪生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている（協議会※を組織して取り組んでいる。）。 ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が流通コストの削減に向けた取組であることとする。
	共通	P1 ・生産コスト（※ 1）又は集出荷コスト（※ 2）を 6 %以上削減。 10%以上削減・・・・・・・・ 10ポイント 6 %以上削減・・・・・・・・ 6 ポイント ※ 1 単位面積又は重量当たりの全生産コストとする。 ※ 2 共同利用施設の運営コストとする。	・生産コスト（※ 1）又は集出荷コスト（※ 2）について、都道府県平均値より 2 %以上下回る場合。 10%以上下回る・・・・・・・・ 5 ポイント 6 %以上下回る・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上下回る・・・・・・・・ 3 ポイント

		※3 本目標については、再編集約に係る成果目標、作物等に係る成果目標及び取組に係る成果目標において、生産コスト又は集出荷コストの成果目標を選択しない場合のみ選択できるとする。	
	P2	・販売額又は所得額（※）を6%以上増加。 10%以上増加・・・10ポイント 6%以上増加・・・6ポイント ※原則、単位面積当たりの販売額又は所得額とする。 ただし、都道府県が地域としての高収益化（収益性の高い品目・品種（単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種）の面積拡大や、全国・地域段階で実需者（市場、食品事業者等）から求められている品目・品種及び用途（国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等）の販売量の増加に資すると判断する場合は、「総販売額又は総所得額」とすることもできる。 ※本目標については、再編集約に係る成果目標、作物等に係る成果目標及び取組に係る成果目標において、販売額又は所得額の成果目標を選択しない場合のみ選択できるとする。	・販売額又は所得額（※）について、都道府県平均値より2%以上上回る場合 10%以上上回る・・・5ポイント 6%以上上回る・・・4ポイント 2%以上上回る・・・3ポイント
	P3	・労働生産性を6%以上向上。 10%以上向上・・・10ポイント 6%以上向上・・・6ポイント ※本目標については、再編集約に係る成果目標、作物等に係る成果目標及び取組に係る成果目標において、販売額の増加、労働時間の削減又は労働生産性に係る成果目標を選択しない場合のみ選択できるとする。	・労働生産性について、都道府県平均値より2%以上上回る場合。 10%以上上回る・・・5ポイント 6%以上上回る・・・4ポイント 2%以上上回る・・・3ポイント
	P4	・受益面積のうち堆肥、バイオ炭等の施用面積の割合を5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・10ポイント 25ポイント以上・・・8ポイント 20ポイント以上・・・6ポイント 15ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント ※整備した施設で製造された資材を施用する面積を算出すること。 ※一つの取組において本成果目標を選択した場合は、類別N1の成果目標を選択することはできない。	・受益面積のうち堆肥、バイオ炭等の施用面積の割合。 30%以上・・・5ポイント 25%以上・・・4ポイント 20%以上・・・3ポイント 15%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント ※整備予定の施設で製造される資材と同種の資材を施用する面積を算出すること。

（注） 1：労働生産性＝（生産量又は販売額）÷労働時間で算出するものとする。

2：成果目標で「販売額」「所得額」の増加、「労働生産性」の向上を選択する場合、価格補正については、次の考え方に基づき行うこととする。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないとき又は価格変動の主たる要因が当該産地によることが明らかな場合は、価格補正を行わないものとする。

〔販売額の10%以上の増加の場合〕

価格補正後の販売額＝目標年度の実績の販売単価×補正係数×目標年度の実績の数量

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価 ÷ 地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

〔所得額の10%以上の増加の場合〕

価格補正後の所得額＝（目標年度の実績の販売単価×補正係数×目標年度の実績の数量）－生産コスト

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価 ÷ 地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

〔労働生産性の10%以上の向上の場合〕

価格補正後の労働生産性＝（目標年度の実績の販売単価×補正係数×目標年度の実績の数量）÷労働時間

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価 ÷ 地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

3 既存施設の耐用年数の経過期間に応じた加算ポイント

2に定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。
ただし、2及び3のポイントの合計は33ポイントを上限とする。

既存施設の耐用年数の経過期間に応じた加算ポイントの内容
耐用年数経過後の老朽化が進む施設について、より緊急的に再編集約・合理化を実施する必要があるため、再編集約・合理化を実施する主な既存施設における耐用年数（ただし、内部施設の耐用年数ではなく、建屋の耐用年数を指す）の経過期間に応じて、以下のポイントを加算できるものとする。 （1） 5年以上15年未満・・・1ポイント （2） 15年以上20年未満・・・2ポイント （3） 20年以上・・・3ポイント

4 再編集約化加算ポイント

2及び3に定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。
ただし、2から4までのポイントの合計は36ポイントを上限とする。

再編集約化加算ポイントの内容
複数施設を再編又は集約することにより、取組実施計画に位置付けられる産地の再編集約後の稼働施設数が再編集約前の施設数より減少する場合、その減少した施設数に応じて、以下のポイントを加算できるものとする。 （1） 1施設減少・・・1ポイント （2） 2施設減少・・・2ポイント （3） 3施設以上の減少・・・3ポイント

5 都道府県加算ポイント

2から4までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合は、ポイントを加算できるものとする。
ただし、2から5のポイントの合計は38ポイントを上限とする。

都道府県加算ポイントの内容	
取組主体が策定する取組実施計画のうち、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断したものについて、加算対象とする取組実施計画を選択できることとする。 これらの取組実施計画については、各都道府県において加算するポイントの合計が年間2ポイント（北海道にあっては、3ポイント）に、以下で算出された評価結果を反映したポイントを増減したポイントを超えない範囲で、1又は2ポイントを加算できるものとする。 （1） 評価結果の反映は、都道府県ごとに別記1の第9の事業の評価に基づき農産局長が取りまとめた評価結果における取組実施計画の各成果目標に対する達成率の過去5か年の平均値に基づき配分基準の都道府県ポイントに反映するものとする。 （2） 評価結果を反映したポイントは、都道府県知事から提出のあった都道府県加算ポイントに、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントとする。	
達成度	ポイント
95%以上	+ 1ポイント
80%以上95%未満	0ポイント
40%以上80%未満	- 1ポイント
40%未満	- 2ポイント

6 将来像が明確化された地域計画との連携加算ポイント

2から5までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。
ただし、2から6までのポイントの合計は39ポイントを上限とする。

将来像が明確化された地域計画との連携加算ポイントの内容
地域計画のうち、「将来像が明確化された地域計画」※を受益地がある市町村の半数以上が策定している場合は、1ポイントを加算できるものとする。 ※「将来像が明確化された地域計画」とは以下の（１）、（２）を満たす計画とする。 （１）農用地の利用の集積に関する目標 地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。 ア 目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと。 イ 目標集積率が8割以上であること。 ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。 （２）農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合 地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。 ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること

7 食料・農業・農村基本計画推進加算ポイント

2から6までに定めるポイントに加え、以下に掲げる場合は、ポイントを加算できるものとする。
ただし、2から7までのポイントの合計は42ポイントを上限とする。

（みどりの食料システム戦略の推進加算ポイント）

みどりの食料システム戦略の推進加算ポイントの内容
次に掲げる（１）又は（２）に該当する場合、いずれかの高いポイントを加算できることとする。 （１）受益者が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画又は環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合、受益者に占める当該計画認定を受けている者の割合に応じて、以下のポイントを加算できるものとする。 ア 5割以上・・・1ポイント イ 8割以上・・・2ポイント なお、上記にかかわらず、生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、受益者に占める当該計画認定を受けている者の割合が5割以上で1ポイントを上限として加算できるものとする。 （２）取組主体がみどりの食料システム法に基づき、基盤強化確立事業実施計画の認定を受けている場合、1ポイントを加算できるものとする。

（スマート農業技術の活用の推進加算ポイント）

スマート農業技術の活用の推進加算ポイントの内容

受益者が、採択決定通知日までに、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業終了時まで当該認定を受けることが確実である場合、受益者に占める当該計画認定を受けている者の割合に応じて、以下のポイントを加算できるものとする。 （１）５割以上・・・１ポイント （２）８割以上・・・２ポイント なお、上記にかかわらず、生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、受益者に占める計画認定を受けている者の割合が５割以上で１ポイントを上限として加算できるものとする。

（輸出事業計画との連携加算ポイント）

「輸出事業計画」との連携加算ポイントの内容
「輸出事業計画」（輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により策定し、農林水産大臣が認定した計画をいう。）において、取組主体による施設整備に関する事項が定められている場合は１ポイント加算できるものとする。

（安定取引関係確立事業活動計画との連携加算ポイント）

「安定取引関係確立事業活動計画」との連携加算ポイントの内容
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）に基づき、農林水産大臣が認定した「安定取引関係確立事業活動計画」において、取組主体による施設整備に関する事項が定められている場合は１ポイント加算できるものとする。

8 特別加算ポイント

２から７までに定めるポイントに加え、以下に掲げる場合は、いずれか１つのポイントを加算できるものとする。

ただし、２から８までのポイントの合計は43ポイントを上限とする。

（環境負荷低減等の取組推進加算ポイント）

環境負荷低減等の取組推進加算ポイントの内容
GAP認証（GLOBAL G. A. P.、ASIAGAP又はJGAP（農産）をいう。）を取得している受益者が７割以上の場合は１ポイント加算できるものとする。

（農福連携の取組加算ポイント）

農福連携の取組加算ポイントの内容
障害者の雇用等の農福連携の取組については、以下の要件を満たし、かつ障害者の雇用等の農福連携の取組を通じ、産地の収益力強化を図る取組に必要となる施設等を整備する場合は１ポイント加算できるものとする。

農福連携の取組を実施する場合には、整備対象施設に農産物を出荷・供給する予定の受益地において1名以上の障害者が雇用されており、その障害者が農作業等に従事している、又は、本事業で整備する施設の完成直後に1名以上障害者を雇用し、当該施設若しくは当該施設に農産物を出荷・供給する受益地においてその障害者が農作業等に従事することが確実と見込まれる場合とする。

なお、障害者就労施設に農作業等を請け負わせる場合は、請け負わせる作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障害者を雇用とみなすことができるものとする。

ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、障害者雇用義務のある取組主体においては、上記の要件に加え、法定雇用率を達成しているものとする。